

23
265₁

事故本
欠頁
p.401~433
1994. 8.29

禁
複
写



始



HI 84-29

23-265
1



大日本時代史

池田晃淵 著

平安朝時代史

早稻田大學出版部藏版

大正
4. 8. 3
購求

鳳凰堂

鳳凰堂は山城國宇治郡平等院の本堂なり。此地初めは左大臣源融の別業なりしを、後に後陽成、宇多、朱雀三上皇の離宮となり、更に左大臣源雅信の別墅となりしを、藤原道長請ひて別業を營み、其子頼通に至り、改めて寺院を建營したるもの即ち此堂なり。扶桑略記永承七年三月の條に「二十八日癸酉、左大臣捨宇治別業爲寺、安置佛像、初修法華三昧號平等院」又八年三月の條に「四日甲辰、關白左大臣平等院內建立大堂、安置丈六彌陀佛像、嘔百口高僧、設其供養、准御齋會、佛像莊嚴古今無雙」とあり、以て其莊麗美觀、當時稀有の狀を推すべし。爾後星移り物換り、且つ戰國騷擾の時代に遭遇せしも、幸にして兵燹の厄を免れたり。但し後世修補一再を経たりと雖も、凡そ八百餘年前、しかも藤原氏盛時の建築を、今に於て吾人の親しく視るべきもの、是等を第一に推さざるを得ず。故に今回東京帝國大學工科大学に請ひて、建築模範材料として同大學に備ふる鳳凰堂建築圖を撮影して、鳳凰堂の現景と共に之を卷頭に掲ぐ。尙頼通の平等院に於ける事は、載せて本史の第七章第四十一節に在り。彼は參看して其趣味を擲すべきなり。

(著者しるす)

南圓堂銅燈の銘

南圓堂は、弘仁四年藤原冬嗣が父内麿の遺命により、其氏寺なる興福寺の傍に建て、以て家運長久の祈禱所とせしものなるべし(第三章第十一節參照)。此銘文は、其名の如く銅燈に刻せるものにて、元六面ありしが、久しく其二面を逸せるを以て、今其撰者及筆者を知るを得ざるを遺憾とす。此文に弘仁七載とあるによりて、南圓堂建立後三年に此銅燈を建てたるを知るべし。茲に掲ぐるは、東京帝室博物館の榻本を、同館の允て許を得撮影せるものなり。今反點を附して讀者の參考に資す。

弘仁七載、歲次景申、伊豫權守、正四位下藤原朝臣公等、追遵先考之遺敬志、造銅燈臺一所、心不乖麗、器期於樸、慧景傳而不窮、慈光燭而無外、遺教經云、燈有明、明命也、燈延命、譬喻經云、爲佛燃燈、後世得天眼、不生冥處、普廣經云、燃燈供養、照諸幽冥、苦病衆生、蒙此光明緣、此福德、皆得休息、然則上天下地、匪日不明、向晦入冥、匪火不照、是以斯功德、奉翊先靈、七覺如遠、一念孔邇、庶幾有心有色、並超於九橫、無小無大、共躋於八苦、昔光明菩薩、燃燈說呪、善樂如來、供油上佛、居今望古、豈不美哉、式標良因、貽厥來者、云、大雄降化、應物開神、三乘分轍、六度成津、百非洗蕩、萬善惟新、更昇切利、示以崇親、其薰修福

(略注) 景申は丙申の異名、藤原朝臣は冬嗣、先考は内麿

(著者しるす)

（御書）

景中知丙申の異言 蘇東傳引お冬編 夫書科内御
開帳三乘衣前六更如將百非萬善善辨得真具因既示以崇一蓋通編
燃燈獨更善樂成來而而土謝國今皇古豈不美猶左懸貞因讀編來卷云大華利引應神
求靈子靈成靈一念其靈照靈亦心亦色並顯然此對無小無大共隨然人苦昔次則苦勤
則難此難靈善善若息然照土天可此照日不即向神人冥到火不照是始以洪也應承根
望難云氣難燃燈對世世天相不主夏與善照難云燃燈對養照福幽冥苦深業主業此火
照心不乖照器照氣對慧景照而不照然其照而無長照燈難云燃燈對養照福幽冥苦深業主業此火
是子子難靈大景申用新對中五四對可難照神引公善靈靈火善之靈燈志蓋隨靈臺一
前の食了指さ掛掛深さるものなり今又深さ相了了難答の靈答の靈さ
翁三平の此難靈さ難了さるさ成さへ了了難の難うるは東京帝室神佛通の編本さ同
答又華答さ成さるさ掛さるさ難さるす此文の是子難さるさるの了了了南圓堂撰立
成の難靈の難さるものなり元六面なり了了了其二面さ難さるさ了了了今其難
以了家張其人の難難照さるものなりは三章第十一篇靈照此難文其其其の
南圓堂は是の四平難照を編成父内難の靈命の了了其其其の與難の對の難了

南圓堂靈燈の論

御燈臺銘

并序

和仁七載歲次景申伊
豫權守正四位下藤原
朝臣公昔退還
先考之遺教志造御燈
臺一所以不乖履器如
於撰慧量傳而不窮為

依則上天下地匝日不
明如陸入空匠大不照
是故以斯功德身紹
先靈七覺如遠一念九
迹廣發有心有色並起
於九橫無小無大共顯
於八昔昔光明菩薩

充燭而無外遺教經云

燈有明明命也燈延令
辟喻經云為佛燃燈後
世得天眼不生實靈覺
廣經云燃燈供養照諸
幽冥苦病眾生蒙此光
明緣此福德皆得休息

燈既明善樂如來供法
上佛居今聖古直不美
或式持良因胎履來者
去大華降化應物開神
三乘分權六度成津石
非洗滌万善惟新更昇
切利示以崇親兼於福

信西の勘申文

藤原信西は、鳥羽帝の時より陰に萬機の御諮詢を蒙りしが、後白河帝に奉仕するに及びて、其非凡の材を捧げて之を輔佐し保元元年、頼長の亂定まるに及び先づ記録所を再興し尋で内大裏を造營して、僅に二年の間にこれを完成したり(第八章第五十節參照)大内裏造營に先だつ九年久安四年に勅命を奉じ支那明堂の制を調査して御參考に供せし事は此に掲ぐる勘申文によりて明なり。此造營中終夜算を置ける由を愚管抄に記したるを見れば、準備の周到なるが上に精勵の非常なりしを推すべし。此文書は「異朝明堂指圖記信西筆」と題する卷物の末文にして、男山八幡宮々司田中俊清氏の珍藏に繋る中には明堂の制に關する支那の古書を摘録し、且つ圖面を描きて殿舎の位置等を示し、末尾に此文を附す。抹字あり、傍書あり、信西の手録たること知るべし。今田中氏の厚意により、此稀世の珍書を茲に掲ぐるを得たるは著者の光榮とする所なり。左に此文の讀方を附して章考に資す。

今據_レ作等文、六殿之中、路殿在_レ前、是爲_レ正殿、其圖如_レ右、天下於_レ路殿聽_レ政、於_レ小殿釋_レ服以_レ燕息、皇后又有_レ六殿、然則以_レ紫霞殿、可_レ准_レ正殿、以_レ仁壽殿清涼殿、可_レ准_レ小殿、歟、我朝往昔之例、今上句機是也、議案日本後記、弘仁九年四月有_レ制、改_レ殿閣及諸門之號、殿殿名、仁壽殿、次南名、紫霞殿、云々、抑正堂正殿之義不_レ可_レ限_レ大内、雖_レ離宮、可_レ有_レ之、如_レ周禮疏文、者、路殿制以_レ聽_レ政、人君所_レ居皆路云々、皆字非指_レ一處、歟、然者雖_レ何皇居、皆可_レ有_レ正殿、歟、又鄭玄周禮注并禮記正義等、以_レ正殿、至爲_レ正堂、然者上御門內裏漸爲_レ數代之皇居、相撰_レ大内之擘製、同以_レ南殿、可_レ謂_レ正堂、正殿也、自餘殿舍非_レ此限、又以_レ仁壽、爲_レ正殿者、是小殿之義也、右依_レ仰勘申如_レ件、久安四年閏六月廿一日、沙彌信西、

(著者しるす)

平安朝時代史 目次

例言

第一章 平安奠都

第一節 新京經營と其再遷……………三

長岡遷都——平安再遷都——天下の苦む所——平安京の結構

第二節 種繼の横死と廢太子の獄……………一五

種繼遺害の原委、藤氏と伴伯二氏——新皇儲と廢太子の崇

第三節 蝦夷征服……………二四

蝦夷征討の準備——古佐美の敗績——再征準備——田村麻呂の軍功——膽澤志波に城く

第四節 官界の戒飭と民力の軫念……………四〇

官紀紊亂特に國司の貪濁、勘解由使及び交替式——民政觀念の一端

第五節 僧侶の戒飭と新宗の興起……………四六

僧界の濫蕩——最澄、天台宗——空海、真言宗

第六節 桓武天皇の外交及び庶政……………一六

渤海の來貢——文學の獎勵——嵯峨鑄錢及び殖産

第二章 藤氏本支の軋轢

第七節 平城天皇踐祚と立太弟……………一六

平城帝踐祚——伊豫親王の獄

第八節 政局の刷新……………一七

六道觀察使及び兵制改革——風教の振蕩——中臣忌部の争訟——疫癘の猖獗

第九節 御脱屣と藥子亂……………一八

皇太弟に讓位す——藥子の亂と北家の全捷——附高岳親王の事迹

第三章 平安京の修正

第十節 制度の釐正、弘仁格式……………一九

藏人所の創置——朝儀兵制の釐革——弘仁格式

第十一節 嵯峨天皇の好文……………一九

文雅の御嗜好、萬葉の奉進——藤氏の勸學院——附北家と橘氏

第十二節 東北の拓地及び新羅人の投化……………一〇一

蝦夷平定と拓殖——新羅人の投化及び駿遠配置の新羅人の亂

第十三節 御脱屣……………一〇五

嵯峨院、皇子女賜姓——比年凶歉なり——一時兩上皇

第十四節 立太子、大嘗會の儉素……………一〇〇

嵯峨の皇子を儲貳とす——停飭省幣の大嘗會

第十五節 施藥院の新置、親王の任國……………一一三

勅解由使の復置、施藥院の新置——親王の任國

第十六節 災疫と瑞雲……………一一五

災疫と禱禳——祥瑞の進奏、浦島子

第四章 平安京の繁榮

第十七節 仁明天皇踐祚、文運の發展……………一二八

仁明御受禪——當今兩院御相互の和融——文藝の隆興——弓馬の訓練——令義解、日本後紀、殿上元服——民政

第十八節 遣唐使と小野篁……………一二六

遣唐使の發遣——葦の救免

第十九節 兩上皇の崩御と廢太子の變……………一三三

淳和院粉骨散山の遺詔——嵯峨も亦薄葬を遺詔し給ふ——承和廢太子の變——事變の眞因

第二十節 新設の御修法と奏瑞附母子草の童謠……………一四二

文殊會、佛名會、大元帥の修法——奏瑞と僧徒——御懺と誦經修法、僧正遍昭——檀林皇太后

第二十一節 文德天皇踐祚、立太子、良房の任相國……………一五〇

文德御即位、御當歳の立坊と良房、東宮争ひ——人臣任相國の初例——迷信の世態、陰陽家の禱參加——米糞聖人——東大寺大佛の頭傾頸斷、其再造と落慶供養——奏瑞は凶變と表裏す——文德の崩御及び其御事略——陰陽家の手法

第五章 藤原政治

第二十二節 幼帝と人臣攝政との始……………一六二

臣下の攝政の初見、政刑は寛を主とす——曆の變改——宣明曆の頒行——董仲舒の祭法——男山八幡宮、僧行教、清和源氏と八幡——御靈會の勅修——官界の戒飭、返舉虚納と未納未進——戸口増加の偽報告——御讀書始と孝經——良房六十の賀に内宴を賜ふ——御元服——農耕を觀覽に供し京師の貧人を賑はす——釋典式を頒つ

第二十三節 清和天皇御治績の概略……………一七二

民徭を減ず——調庸の廃絶——通貨流通の狀——墾田——風教——富士の大噴火——廣野河堀開墾動
——京師の盜賊横行と五保制、伊豫の海賊——京畿の困難、穀價騰躍と常平所……………一九二

應天門の火災——其犯人——伴善男——善男と源信——紀夏井——當時の斷罪文二則——應天門の再造……………一九二

第二十五節 立太子、貞觀格式、大極殿炎上……………二〇三

立太子、高子——貞觀格式——清和の御親政——良房薨す——大極殿炎上——位を皇太子に傳へ基經を攝政とせらる——御讓位の因由——清和源氏……………二〇三

第二十六節 出羽の夷亂……………二一七

出羽の夷俘叛く——藤原保則、小野春風……………二一七

第六章 藤氏全盛期

第二十七節 基經の廢立と關白……………二二五

陽成帝と基經——宮中の雜輩と其後援——基經廢立の決行——御心疾——光孝御登極、垂拱仰成の詔——基經の恩寵……………二二五

第二十八節 光孝天皇の儉德、立太子、阿衡問題……………二二九

光孝御事略——宇多帝受禪、賀茂臨時祭——關白職の始、阿衡の紛争——基經薨す……………二二九

第二十九節 宇多天皇御治績の概略 附道眞の登用と御遺誠……………二五〇

宇多の御親政、地方政務の刷新——神戸の釐正——道眞の拔擢、遣唐使の廢絶——沿海の防備、朝儀の改創——立坊——醍醐御受禪、寛平遺誠——上皇削髮、御室門跡

第三十節 時平と道眞、道眞の左遷 附天滿宮……………二六四

藤源二氏對菅氏——道眞上皇の寵眷厚し——清行道具に引避を勸む——道眞の貶謫——配所の道眞——時平等の薨去——菅靈の告崇——北野祠——時平の惡辣のみに非ず

第三十一節 延喜格式……………二七九

延喜の聖主、三代實錄——延喜格式——延喜式の序——天神地祇——國郡——調庸等——正稅公解等——供御料

第三十二節 清行の意見封事、古今集撰著……………三〇四

清行の封事と當時の世態——清行の人物——勅撰集の始、貫之の序——萬葉との比較——當時の作家——貫之の散文と國文——帝の諸藝堪能

第三十三節 攝政再置、將門純友の亂……………三三九

御讓位——朱雀帝——攝政再置、忠平——京畿南海の盜賊——將門の亂——叛亂の徑路——貞盛及び秀郷——純友の伏誅——功賞及び報賽——將門純友亂の概括

第三十四節 御讓禪と忠平父子、天曆の治……………三五七

忠平の關白、立坊及び御讓位——村上帝、忠平父子の極盛——禁中仙院の優遊と文運の隆昌——謠聞の騷擾及び殿上の盜人——災疫と寺院——帝と忠平父子、文時の封事

第七章 平安京の衰兆

第三十五節 内裏炎上と御受禪 附源高明の左遷……………三七〇

内裏炎上——冷泉御登極——立太弟、安和の變、清和源氏と藤氏——御讓位——圓融帝——伊尹の攝政——兼通兼家の争權——京師の盜賊横行——天延の炎上

第三十六節 兼道の急除日、花山天皇の出家……………三八三

關白兼通最後の除目と兼家の左轉——關白賴忠と兼家——天元の炎上、官人の盜賊——花山御受禪——兼家の詭計——御遜位後の花山

第三十七節 兼家父子の攝政と伊周の貶謫……………三九七

一條御登極、兼家の攝政——道隆の攝政——女院の始、風俗の淫靡——道隆薨す——七日關白——道長の關白、伊周の貶謫——伊周の赦免

第三十八節 災異、文學の隆昌、道長の專横……………四〇九

疫病及び私鬪——長保寛弘の炎上、神鏡燒損——才媛輩出——御讓位——三條帝——長和の炎上——御讓位——後一條帝——東宮の辭位と道長——道長の驕奢

第三十九節 道長の薙髮と無量壽院建立……………四四〇

道長薙髮——道長の人物

第四十節 刀伊の警報、平忠常の亂と源平軋轢の起因、御讓禪と立太子、前九年の役

地方の状態——刀伊の賊——忠常の反と源平軋轢の起因——御讓位——後朱雀帝、關白賴通、長曆長久の炎上、神鏡灰燼となる——後冷泉御受禪、立坊と賴通——前九年の役

第四十一節 御讓禪と關白の更任、記録所の設置

平等院行幸、帝と關白職——左右の賢良——賴通致仕——崩御——後三條御受禪——莊園新立の禁、記録所の創置——石清水放生會——村上源氏の女の入内

第八章 院政

第四十二節 後三條天皇の御治績、白河天皇

奢侈の禁、人材登用——院政の始例——崩御——白河帝、夜の關白——帝の御事略

第四十三節 異例の立后、上皇の奢靡

堀河御受禪、御叔母の中宮——院宣天下に令す——白河上皇の奢靡

第四十四節 後三年の役、南都北嶺の僧亂

後三年の役——僧侶の跋扈、神輿神木の動座

第四十五節 堀河天皇の御事蹟、關白の黜陟、清和源氏の凋落

御事略、師實及び師通——鳥羽御踐祚——白河上皇と忠實忠通——清和源氏の沈頓

第四十六節 鳥羽天皇の讓位、天皇上皇及び忠通賴長

御讓位——崇徳帝、帝と鳥羽上皇——帝と忠通——忠通と忠實賴長

第四十七節 崇徳天皇の讓禪、平氏の興隆

得子及び立太弟——兇災及び御讓位——平氏の興隆、忠盛

第四十八節 内覽及び藤氏長者の異例、呪咀事件

近衛帝、木院と新院——關白争ひ、朱器塗盤——悪左府、少納言通憲——帝の崩御と愛宕山天公事件

第四十九節 後白河天皇踐祚、保元の亂

後白河御踐祚、立坊——保元の亂——新院の放流——朝臣の死利——清盛義朝の功賞——讃岐院御父子——賴長の子——五部の大乘經

第五十節 大政革新及び御讓位、平治の亂

記録所の再置及び大内裏の興造、信西——御讓位——二條帝——少年の關白——平治の亂——亂人の處分

第五十一節 兩宮近臣の軋轢と平氏の榮進、藤平二氏の衝突

兩宮近臣の軋轢、二代后——兩宮の御不和と清盛——御讓位——至尊二歳、皇叔の立場、平氏の顯達——基實薨去基房攝政、藤平二氏の衝突と後白河上皇——上皇未冠——高倉帝、實盛の乗違事件——院の姫君入内

第五十二節 平氏攻撃、重盛の死と上皇清盛の衝突……………五六二

山門の嗾訴と後白河上皇の嬖臣——鹿の谷の會——盛子重盛の死と上皇清盛の衝突、清盛の解官除目

第五十三節 御脱履と高倉宮御謀叛……………五七六

後白河上皇の幽閉——御讓位——安徳帝——嚴島御幸抗議と以仁王——清盛討滅の令旨——頼政——以仁王配流の宣下——平等院の合戦

第五十四節 福原遷幸、源氏の蜂起……………五九四

南都征伐の議と兼實——福原遷都——衆徒掃蕩諸源征服の着手——舊都遷幸——追討使の敗歸

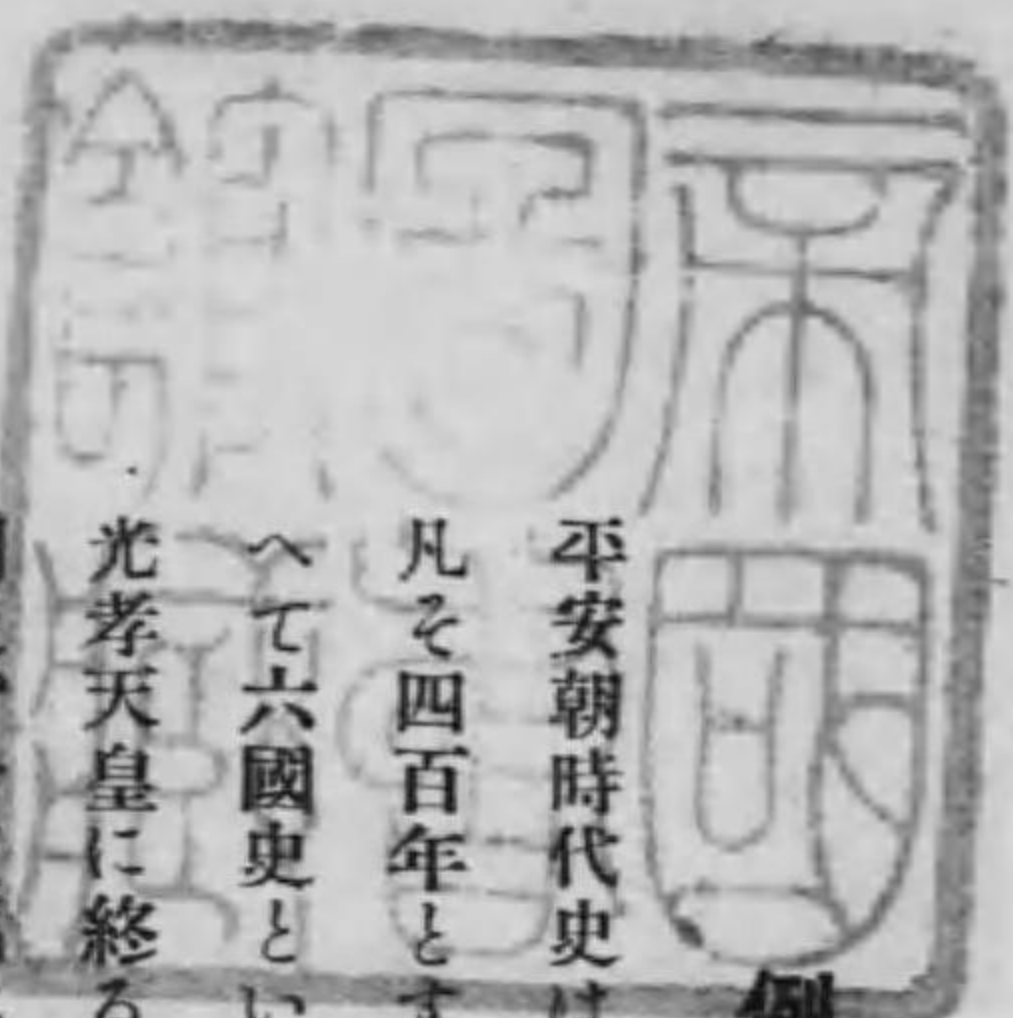
第五十五節 平氏の西奔及び義仲の入京……………六〇四

四面楚歌の清盛、後白河上皇の院政復興——南都の燒討、清盛の忿死——平氏の西奔——後白河上皇と義仲

平安朝時代史 目次終

平安朝時代史

池田 晃 淵 著



例言

平安朝時代史は、桓武天皇の延暦三年平安奠都に始り、安徳天皇の壽永三年(元暦)に終る。其間凡そ四百年とす。其史は續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄(之に日本書紀を加へて六國史といふ)にて、何れも勅選の正史なり。されど日本後紀等は缺卷あり、又三代實錄は光孝天皇に終るを以て、之を補足せんには、日本紀略、類聚三代格、政事要略、本朝世紀、類聚國史、帝王編年記、百練抄、歷代皇紀、皇年代略記、皇代記、扶桑略記等に據らざるを得ず。されど此書どもの中にも亦間々缺卷あり、且つ續日本紀以下の正史は、専ら官府の記録に據りて編まれしと見えて、日本書紀の輯綜なるとは、頗る其趣を同じうせず、隨て民間の事に至ては、多く泄れたり。依て水鏡、大鏡、今鏡、榮華物語、今昔物語、宇治拾遺物語、古事談、續古事談、古今著聞集等の物語及び神皇正統記、愚管抄の類を以て参考して述べんとす。但し公卿の記録は、

當時目睹耳聽の確説なれど、過半は朝廷儀式の備忘手録ともいふべきなれば、或る部分の外は、著述の冗長を避けたために據らざる所あり。將た政績隆替、事物興廢等に就ては、或は前朝史に遡り、或は後代に言及する所なきにあらず。是れ著述上自然已むを得ざる所、但し勉めて冗長を避くべし。

第一章 平安奠都

第一節 新京經營と其再遷

長岡遷都——平安再遷都——天下の苦む所——平安京の結構

〔長岡遷都〕 平城京は、元明天皇の和銅二年始て都を建て給ひしより、元正、聖武、孝謙、淳仁（淡路廢帝）、稱徳（孝謙重祚）、光仁の七朝、凡そ七十餘年を経しに、桓武天皇日本根子皇 統繼照天皇即位の後、權中納言藤原種繼の建議によりて、山城國長岡に遷都と決せらる。續紀に、延暦三年五月、中納言藤原フナト小黑麿、中納言藤原種繼、左大辨佐伯イノエヒ今毛人、參議近衛中將紀船守、參議神祇伯大コノ中臣子老、右衛士督坂上フサノ菟田麿、衛門督佐伯久良麿、陰陽助船田口等を遣して、長岡の地を相せしむとあれば、前オトクニ以て山背國乙訓郡長岡を以て、皇都に選定し給ひ、尋で種繼、今毛人、船守及び從四位下石川垣守、右中辨海上三狩、兵部大輔大中臣諸魚、造東大寺次官フシヤ文室忍坂麿、從五位下日下部雄道、大一部ニ大麿、外從五位下丹治タヂ比真淨を以て、造長岡宮使となし、六位官八人を之に附けられ、又船守を賀茂大神の社に遣し、遷都の由を告げられ、諸國に仰せて、今年の調庸及び造宮工夫用度の物、悉く長岡に進めしめ、新京に宅を造る爲めに、諸國の正税六十八萬束を、右大臣以下、參議以上、及び内親王、夫人、尙侍等に分け賜はり、百姓の私宅の新京の内に入るもの五十七町なるをもて、當

國の正税四萬三千餘束を、其主に賜ひて償はせらる。借殿閣未だ成らざるに、疾くも移御あらせらるべしと、十月に裝束使及び前後次第司を置かれ、陪從の親王以下五位以上に裝束物を分ち賜ひ、又左右鎮京使を置かれ、從五位下石川公足、主計頭大伴永主を以て之に任じ、各五位二人六位二人を附けられ、斯くして十一月に車駕長岡に移御あり。此時皇后は御母の憂に丁らせられ、中宮亦移御なかりしを、出雲守石川豊人、攝津大夫和氣清麿を以て、前後次第司とし、平城に遣して迎へさせられ、又紀船守を賀茂下上社に、大中臣諸魚を松尾、乙訓二神に遣され、賀茂を從二位に、松尾、乙訓を從五位下に陞せて、遷都を告げさせらる。此の如く忿急に移御あらせられしは、蓋し御事情のありしが如し。そは續紀延暦四年七月勅に「造宮之務、事弗獲已」とあるにても察せらる。續紀右の勅の續きに「所役之夫、宜給其功、於是、和雇諸國百姓三十一萬四千人」とあれば、此以前に幾何の工夫を課せられしやは推するに難からず。同書同月藤原種繼横死の條に「遷都長岡、宮室草創、百官未就、匠手巧夫、日夜兼作、」又同書延暦七年九月の詔に「建都長岡、而宮室未就、興作稍多、徵發之苦、頗在百姓、造宮役夫、短褐不完、類多羸弱、」とあるにて、いかに役夫の夥多なりしと、又其勞苦の一斑とを知るに足る。されば亦之を恤ませ給ふことも渥し。其一二を述べんに、移御の翌月、造宮の有功者に爵を進め、四年五月、會ま皇后の宮に赤雀の瑞あり、之を慶し給ふ序でに「山背國者、皇都初建、既爲羣下、慶賞所被、殊常倫、今年田租、特宜全免、又長岡村百姓家、入大宮

處者、一同京戸之例、」(七月に役夫に功を給する勅は前に述べたり)延暦五年五月に「新遷京都、公私草創、百姓移居、多未豐贍、」と勅して、左右京及び東西市人に物を賜ひ、六年十月に「朕以水陸之便、遷都茲邑、言念此民、豈無驗、」と詔して、乙訓郡延暦三年以後の出舉未納を免除し、郡司、主帳以上に各々爵一級を賜ひし事、續紀に見えたり。こは羣衆の下なれば、特に恩惠を垂れ給ひしには相違なきも、又其羣衆の下なるだけに、遷都に付て何かと駈役せらるゝは自然の情勢なれば、是等の恩惠ありしなるべし。其一般工役に與かれる國々には、續紀延暦七年九月の詔に「朕以眇身、忝承鴻業、水陸有便、建都長岡、而宮室未就、興作稍多、徵發之苦、頗在百姓、是以優其功賞、欲無勞煩、今聞、造宮役夫、短褐不完、類多羸弱、靜言於此、深軫于懷、宜諸進役夫之國、今年出舉、不_レ論正税公廩、一切減其息利、縱_レ賦十束、其利五束、二束還_レ民、三束入_レ公、其勅前徵納者、亦宜_レ還給_レ焉。」とあり、以て民苦を厭はせ給ふ一斑を拜察すべし。

〔平安再遷都〕 右の如く、孜孜として長岡京御經營あり、十年を経しも其工全く成らざるに、十二年に至り、再び宇太村に都を遷さるゝ事となれり。そは何に依るかは、日本後紀に缺卷ありて、詳かにするを得ずと雖も、蓋し長岡京は、初め藤原種繼が建議する所にて、彼れ造宮使となりて、日夜工事を督勵しつゝ、ありしに、延暦四年横死せるより、延いて廢太子の大獄となれり。此事既に不祥なるも、猶工事を進められしに、天皇も其不祥を覺らせ給ひしか、延暦六年十一月に天神及び

皇靈を祀らせ給ひしは、元より新嘗の典ならんも、特に盛典を擧げられし如きは、神武天皇檀原奠都の古例に則らせ給ひしと、一には攘妖の叡慮に出でしかと思はる。そは續記同年同月の條に「祀天神於交野、其祭文、曰、維延曆六年、歲次丁卯、十一月庚戌朔、甲寅、嗣天子臣、謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告于昊天上帝、臣恭膺瞻命、嗣守鴻基、幸賴穹蒼降祚、覆燾騰徽、四海晏然、百姓康樂、方今大明南至、長曆初昇、敬采燔祀之義、祇修報德之典、謹以玉帛犧齊粢盛庶品、備茲禋燎、祇薦潔誠、高紹天皇配神作主尙饗、又曰、「維延曆六年、歲次丁卯、十一月庚戌朔、甲寅、孝子皇帝臣、謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告于高紹天皇、臣以庸虛、忝承天序、上玄錫祉、率土宅心、方今履長伊始、肅事郊禋、用致燔祀于昊天上帝、高紹天皇、慶流長發、德冠思文、對越昭升、永言配命、謹以制幣犧齊粢盛庶品、式陳明薦、侑神作主尙饗、」とあり。紀略に此事を「緣宿禰也」とあれば、御事情のある事にて、決して尋常恒例の御事に非るを知る。且つは九年三月に皇后崩御あり、又是より先き皇太子安殿御惱頻り（此事は次條に述ぶ）にて、紀略延十年十月の條に「先是、皇太子枕席不安、久不復、二十一年六月の條に「皇太子病云々」とありて、斯く不祥事の續けるは、凶災毎に居を遷すといふ、本朝上古の習俗に推當て、考ふるに、當時既に長岡京を喜ばざるの議ありしを知る。其一斑は、後紀和氣清麿の傳に「長岡新都、經三十載、未成功、費不可勝計、清麿潛奏、令上託遊獵相葛野地、更遷上都」とあるにて

も察せらる。但し清麿の議は費用を重しとせるも、再び遷都を經營せんよりは、長岡京を完成する方、遙かに所費少かるべければ、頗る奇怪の言に似たるも、所費云々は蓋し表面の言立てにて、其内意は、或は地勢の點より、或は不祥の嫌疑など、種々の事情ありしならん。されば紀略延曆十二年正月の條に「遣大納言藤原小黒麿、左大辨紀古佐美、山城國葛野郡宇太村之地、爲遷都也」とあり。（續紀は缺本）又此時東大寺僧賢憬も相地の事に與かれり。元亨釋書にも、「釋賢憬、世姓荒田氏、尾州人也、妙年出家、受唯識于興福寺宣教、天平勝寶七年、東大寺戒壇成、鑑眞行禪磨法、憬爲受者、是本朝登壇受戒之始也、性耐苦勵、勤修不倦、剝皮然指、兼有才識、延曆十二年、朝廷議遷都、勅憬見新都平安城地、是年十一月寂、壽八十九」とあり。蓋し賢憬の才識春秋共に富むを以て、此撰に入りしならん。備彌々遷都に決したるは、紀略此年の條に、二月に參議治部卿壹志濃王を賀茂大神社に遣して遷都を告げ、三月に伊勢神宮に遣して遷都を告げられ、是の月天皇葛野に行幸、（但し是より先き屢々葛野に行幸の事、續紀、紀略に見ゆ、蓋し新京卜定の御意旨ならんか）新京の地を御巡覽あり。五位以上及び諸司主典以上に、役夫を進じて新京宮城を築かしめ、百姓の地四十四町、新京宮城の内に入るを以て、之に三年の租を賜ひて償はれ、又山陵山階（天）、後田原（仁）、先田原（基）に使を遣して遷都を告げ給ひ、九月に菅野眞道、藤原葛野麿をして、新京の宅地を班給せしめ、爾後屢々天皇行幸ありて、工事を御覽あり。紀略に、十三年四月、諸國の役夫五千人を發して新京

を掃はしめ、七月、東西市を新京に移し、十月二十二日「車駕遷新京」とあり。皇年代略記には「三年甲戌十月廿一日辛酉、車駕自葛野京遷于新都」とあり。此時の詔は、紀略に、「葛野乃大宮地者、山川毛麗久、四方國乃百姓乃參出來事、毛便仁之底云々、」又十一月に「詔云々、山背實合前聞云々、此國山河襟帶、自然成城、因斯形勝、可制新號、宜改山背國爲山城國、又子來之民、謳歌之輩、異口同辭、號曰平安京、又近江國滋賀郡古津者、先帝之舊都、今接輦下、可追昔號、改稱大津云々、」とあり。此詔は、後紀缺卷あり、唯紀略に載する所の外、他になきをもて、其詳かなるを知るを得ずと雖も、葛野云々山川もうるはしくとは、今の京都の地形を一言に盡させ給へりといふべし。蓋し山背とは、山うしろの義なりしを、茲に至り、山河襟帶、自然成城といふ形勝に因り、山城と改め給ひしは適當といふべく、其平安京として永く帝都と定りしも、誠に故なきにあらざるなり。

〔天下の苦む所〕 右の如く遷御はありしも、未だ工を竣へしに非ず。紀略延曆十四年正月の條に「廢朝、以太極殿未成也、」十五年正月の條に「御太極殿受朝賀、」又三月の條に「巡覽朝堂及諸院、」とあれば、三年めに漸く朝堂等の埃工せし如くなるも、後紀延曆十八年正月の條に「豐樂院未成、功、大極殿前龍尾道上、構作借殿、葺以彩帛、天皇臨御、蕃客仰望、以爲壯麗、」とあれば、此時渤海國使に宴を賜ふに、豐樂院成らざるをもて、假殿にて賜はりしなり。既に同書十六年三月の條に「令遠江、駿河、信濃、出雲等國、進雇夫二萬四十人、以供造宮之役、」とあれば、猶工事中にて、其夫

役の漸く遠方にまで及びしを察せらる。蓋し其間に不時の天災に罹りて、再築せるも少からざる爲めなり。其概略を述べんに、紀略に「延曆十四年閏七月乙巳、」大風、官舍京中屋破損、十七年八月丙戌、大風、壞京中百姓廬舍、十八年九月戊申、暴風、京中屋舍倒壞、二十三年八月壬子、暴雨大風、中院西樓倒、打死牛、又墮壞神苑左右閣、京中諸國多蒙其害、天皇生年在丑、歎曰、朕不利歟、未幾不豫、云々」などありて、中にも朕不利歟とまで御歎息あらせられ給ひしなれば、其被害の慘況なりしは推知するに足る。其他延曆十六年九月に勅して「非常之備不可暫缺、宜山城河内兩國、便處置烽燧、」又十九年十月に、山城、大和、河内、攝津、近江、丹波等諸國の民一萬人を發して、葛野川の隄を修せらる、など、其勞役のいかに夥多なりしやは、察するに餘りあり。されば延曆二十四年、天皇御不豫の御中に、猶新京造營に民力を費すを御軫念あらせ給ひしは、後紀に、「十二月壬寅、公卿奏曰、伏奉綸旨、營造未已、黎民或弊、念彼勤勞、事須矜恤、加以時遭災疫、頗損農桑、今雖有年、未聞復業、宜量事優矜、令得存濟者、臣等商量、伏望所點加仕丁、一千二百八十一人、依數停却、又衛門府衛士四百人、減七十人、左右衛士各六百人、每減一百人、隼人男女各四十人、每減二十人、雅樂寮歌女五十人、減三十人、仕女一百十人、減二十八人、停卜部之委男女廝丁等糧、又諸家厨租、暫停春米、交易輕貨、又諸國貢調脚夫、或國役五箇日、或國三箇日、役限不均、勞逸各殊、須共役二日、以同苦樂、中納言近衛大將從三位藤原朝臣内麿、侍殿上、有勅、令參議右衛士督從

四位下藤原朝臣緒嗣、與參議左大辨正四位下菅野朝臣眞道、相論天下德政、于時緒嗣議云、方今天下所苦、軍事（此時蝦夷征討の事あり）與造作也、停此兩事、百姓安之、眞道確執異議、不肯聽焉、帝善緒嗣議、即從停廢、乙巳廢造宮職、廿五年二月乙未朔丁酉、停造宮職、併木工寮、とあるによりて推知すべし。蓋し此時造營未だ全く竣功せずと雖も、過半は就れるを以て、造宮職を停めて、其事務は木工寮にて掌る事となりしにて、造營一段落となりしなり。元より其民力を勞せる數字等は、諸書に所見なきも、三善清行の意見封事に、「桓武天皇遷都長岡、略更營上都、再造大極殿、新構豐樂院、又其宮殿樓閣、百官曹廳、親王公主之第宅、后妃嬪御之宮館、皆究土木之巧、盡賦調庸之用、於是天下之費、五分而三」とあり。頗る過大の如く思はるゝも、事數年に涉り、しかも其間民力矜恤の叡旨再三下れるを見れば、此言必ず據る所ありしならん。

〔平安京の結構〕 さて其規模の一斑は、拾芥抄（且く故實叢書に收むるもの）に據る（宮城部に、「延曆十二年正月甲午、遣使於山背國葛野宇太村地、爲遷都也、始造山背新宮、同年六月、令諸國造新宮諸門、尾張美濃二國造般富門、伊福部氏也、越前國造美福門、壬生氏也、若狹越中二國造安嘉門、海犬耳也、丹波國造偉鑿門、猪飼（一本に使）氏也、但馬國造藻壁門、佐伯氏也、播磨國造待賢門、山氏也、備前國造陽明門、若犬耳氏也、備中備後二國造達智門、丹治比氏也、阿波國造談天門、玉手氏也、伊豫國造郁芳門、達部氏也、（一本に的氏）と。此何氏とあるは、何れも國司及び名門豪族（即ち

庄園の大地主）にて其工を擔任せしと知るべし。又曰く宮城野、羅城門、二重閣七間、陽明門、（略）五間戸三間、號近衛御門、北端、待賢門、（略）號中御門、郁芳門、（略）號大炊御門、南端、以上東面、東大宮大路也、美福門、（略）二階、五間戸三間、號壬生御門、東端、朱雀門、（略）二階、七間戸五間、號朱雀御門、中二階門也、皇嘉門、若犬耳氏造之、號雅樂寮御門、西端、已上號南面、條大路、談天門、（略）五間戸三間、號馬寮御門、南端、藻壁門、（略）西中御門、般富門、（略）西近衛御門、北端、已上西面、西大宮大路、安嘉門、（略）號兵庫寮御門、偉鑿門、（略）不開御門、達智門、（略）已上北面、一條大路、（略）上東門、陽明門北東面號土御門、上西門、般富門南面西土御門也、（略）建禮門、五間戸三間、云青馬陣、謂之南面、僻仗中門、春花門、云左馬陣、謂之左廂、僻仗門建禮門東、修明門、已上南面、云左馬陣、謂之左廂、僻仗門建禮門西、朔平門、三間、云縫殿陣、謂之宮、北面僻仗中門、式乾門、已上北面、謂之西廂、僻仗門朔平西、此門東無僻仗門、建春門、東面三間、號左衛門陣、一云外記門、謂之宮、東僻仗門、宣秋門、西面三間、云右衛門陣、謂之西面中門、承明門、五門戸三間、謂之東面內門、建禮內、長樂門、謂之左廂門、承明東、永安門、已上南面、謂之右廂門、承明西、玄暉門、三間、謂之宮、北南僻仗內門、朔平內、安嘉門、謂之東廂門、玄暉東、徽安門、已上北面、謂之西廂門、玄暉西、宣陽門、三間、云左兵衛陣、建春內、嘉陽門、謂之左廂門、宣陽北、延政門、已上東面、謂之右廂門、宣陽南、陰明門、三間、云右兵衛陣、謂之宮西、南內門、宣秋內、武德門、謂之右廂門、陰明南、遊義門、已上西面、謂之右廂門、陰明北、日華門、東謂之

之南殿、前大庭、東向門、春興宣陽兩殿間有_二此門、號_三左近陣、月華門、西謂_二之南殿、西向門、安福校書兩殿間有_二此門、號_三右近陣、左掖門、東謂_二春興殿、南東向壁垣門、右掖門、西謂_二安福殿、南西向壁垣門、內衙門、陣座上東面、恭禮門、不_レ載_二弘仁定文一_レ歟、依_二鳥羽院御諱_一被_レ放_レ額、東面內衙門北、崇明門、陣座南面、宣仁門、西面在_二宣陽殿、敷政門、已上在_二東方、東向在_二宣陽殿、明義門、南殿西面、仙華門、南殿乾在_二明義門北、無名門、(略)神仙門、已上在_二西方殿上南西向青瓊門內、左青瓊門、東西面、右青瓊門、西東面、化德門、在_二東綾綺殿北、(略)中和門、(略)殿舍事、紫宸殿、俗云_二南殿、九間四面庇、(略)仁壽殿、南殿北、九間四面、承香殿、仁壽殿北、九間四面、常寧殿、承香殿北、(略)或九間四面、貞觀殿、常寧殿北、俗云_二御匣殿、在_二此殿、已上五殿、起_二于南一行_一于北、皆卯酉建_レ之、春興殿、日華門南、七間三面、宣陽殿、日華門北、九間四面、綾綺殿、九間三間、西南、溫明殿、綾綺殿東、九間三面、麗景殿、七間四面、宣耀殿、麗景殿北、七間四面、已上六殿、起_二于東南一行_一于北東、皆子午建_レ之也、安福殿、月華門南、七間二面校書殿、月華門北、七間二面、清涼殿、云_二中殿、又云_二御殿、七間四面、後涼殿、清涼殿西、七間九間、弘徽殿、七間四面、登花殿、弘徽殿北、七間四面、已上六殿、起_二于西南一行_一于北西、皆子午建_レ之、昭陽舍、東一、梨子壺、麗景殿東南北舍、各五間四面、淑景舍、東二、桐壺、或南北舍、各五間四面、飛香舍、西一、藤壺、弘徽殿西、或五間四面、凝花舍、西二、梅壺、飛香舍北、五間四面、襲芳舍、西三、雷鳴壺、凝花舍北、或五間四面、同北舍、已上六舍、起_二于南一行_一于北、卯酉建_レ之、(略)應天門、謂_二之八省朝堂院、南面外門三

間閣、五間戶三間、長樂門、應天門東謂_二之左廂門、朝集堂東、永嘉門、應天門西、已上南面、謂_二之右廂門、朝集堂北、含耀門、謂_二之章德門外東門、章義門、謂_二興禮門外西門、會昌門、謂_二之南內門、二間、五間戶三間、章德門、謂_二之左廂門、會昌東、興禮門、謂_二之右廂門、會昌西、敬法門、謂_二之左廂門、章善南、章善門、五間戶三間、顯親門、謂_二之右廂門、章善北、光範門、謂_二之壽成門、南方西面門、白虎樓北廊門西向、盛花門、謂_二之右廂門、宣政門南、宣政門、謂_二之東南北門、五間戶三間、(以下三十一門あり、略す)又朝堂は、同書に、大極殿、蒼龍樓、白虎樓、栖鳳樓、翔鸞樓、昌福堂以下二十六殿あり。以て其壯大を推知すべし。又坊市の區劃は、一條より九條に至る。其一斑は、同書に、「凡一條ノ内四坊アリ、一坊ノ内有三十六町、十六町ノ内有三四保、一町ノ内有三四行、一行ノ内有三八門、一戸至_二長十丈弘五丈、又五家爲_レ比、五比爲_レ閭、二十五家、四閭爲_レ族、百家、五族爲_レ黨、五百家、五黨爲_レ州、二千五百家、五家爲_レ隣、五隣爲_レ里、二十五家、四里爲_レ族、五族爲_レ鄙、五百家、五鄙爲_レ州云々、凡計_レ坊ハ、左京起_レ西、下東、右京起_レ東、下西、計_レ町ハ、左京起_二西北、下南、右京起_二東北、南環、計_レ行ハ、左京西上東下、右京東上西下、計_レ門ハ、左京起_二西北、南下、右京起_二東北、下行、(とあり。以て其規模の大なるを推するに足る。されど此族黨州隣等の制は、單に區劃上の標に止りて、實際に行はれたるにあらず。從て左右即ち東西の人烟も均一に至らずして、終に上京下京の名稱と變じて、上下京著しく人烟の粗密をなせるは、蓋し人情、地勢の便なるに集れる結果にして、亦止むを得ざるなり。

神皇正統記には「山背の國長岡にうつりて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城にうつさる、山背の國をもあらためて山城といふ、永代にかはるまじくなん、はからはせ給ひける、むかし聖德太子、峰岡(大秦に)にのぼりて、今の城を見回らして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都をうつされて、かはるまじき所なりと宣ひけるとぞ、(中)誠に王氣相應の福地たるにや、」とあり。但し聖德太子云々の眞否は、敢て論ずるに及ばず。唯斯る説の、古くより傳はれるを参考に資するのみ。四神とは、漢土にて、天の二十八宿を四方に配し、中にも東を青龍(蒼龍とも)、南を朱雀(朱鳥とも)、西を白虎、北を玄武に屬すとす、(之を旌に畫き、御即位のとき前庭に建てさせらるゝは、即ち光被四方の御徳を表し給へるなり)、さて東に水、南に郊原、西北に山澤を控ふ、之を四神相應といふなり。又宇治大納言物語には「今はむかし、柏原の御門(桓)の御時に、平安の宮作らせ給ひける間、長岡の宮より時々行幸して、あたらしくつくらるゝ都を御覽するに、(中)らいせいもん(羅城門)のへんにて、御こしをとめて、たくみ(工匠)をめして、仰られる様は、いとよく門はたてたり、但丈なん、今一尺きるべき、風はやきところに、ひとつやにてたてたれば、風のためにあやうきなり、かせは、たけいますこしまさりおとりにしたがひて、ふせがるゝ事なれば、所の地のていにしたがひて、たけのほどはたつるを、此頃のたくみは、それをえ知らで、屋をたつれば、此門今一尺きれ、さらばよかりなんと仰られ、(中)さてつくりはてゝ、都うつり近くなりて、行幸して御覽す、はじめ

の如く、らいせいもんのまへに、御輿をとめて御覽するに、かはらぶきに白土みなぬりはてたり、ことごとくにみなしはてゝ、金物ばかりうたざりけり、たくみ召て仰らるゝ様、我ははじめあしく見て、一尺きれと仰てけり、一尺五寸ぞ、きらすべかりける、いま五寸きるべし、猶たかく見ゆると仰(中)たくみ申やう、此門(中)一尺きれと仰られしが、仰のまゝにきりてはむげにひくゝまかり成なん、(中)見苦しく候ひぬべしと思ひ候へて、五寸をきり候なり、それに今五寸と仰候へば、はじめ御覽しそこなひたるには候はず、(中)御門、かしこくみてけり、こぼちきらば、宮うつりの日近くなりて、えあはせじ、(中)たゞし風にや、ともすれば吹たうされんと仰事あり、(中)さて都うつりの後末の世にいたるまで、三度吹たうされたり、」とあり。もとより眞偽は論ずるに及ばず、單に参考に供するのみ。

第二節 種繼の横死と廢太子の獄

種繼遣害の原委——藤氏の伴伯二氏——新皇儲と廢太子の祟

〔種繼遣害の原委、藤氏と伴伯二氏〕 前節に述べし如く、延暦四年長岡京の造營最中、九月に造營使の長官たる中納言藤原種繼、賊手に罹りて横死せしより、遂に廢太子の大獄となれり。そは此月、天皇、平城ナラへ行幸ありし御留守の事にて、こは皇女朝原内親王、齋宮イツキノミヤとして伊勢へ御下向あるによ

り、祖道の御爲めの行幸なりしに、此凶變は起れり。續紀に、「種繼爲賊射斃、車駕歸自平城、捕獲大伴繼人、大伴竹良等黨與數十人、推鞠之、並皆承伏、依法推斷、或斬、或流、其種繼、參議式部卿太宰帥宇合之孫、天皇甚委任之、中外之事皆取決焉、初首建議、遷都長岡、宮室草創、百官未就、匠手巧夫、日夜兼作、至行幸平城、太子(早良親王)及右大臣藤原是公、種繼等、並爲留守、照炬催檢、燭下被傷、明日薨於第、年四十九、天皇悼惜之、詔贈正一位左大臣」とあり。又同書に、大同四年に至り、平城天皇詔して太政大臣を贈らるとあり。又紀略に此時の狀況を、「乙卯^{日廿三}中納言兼式部卿近江按察使藤原種繼、賊襲射、兩箭貫身、丙辰^{日廿四}車駕至自平城云々、種繼已薨、乃詔有司、搜捕其賊云々、仍獲竹良并近衛伯耆桴麿、中衛壯鹿木積麿、勅右大辨石川名足等、推勘之、桴麿歎云、主稅頭大伴眞麿、大和大掾大伴夫子、春宮少進佐伯高成、及竹良等同謀、遣桴麿、木積麿、害種繼云々、繼人、高成等並歎云、故中納言大伴家持相謀云、宜唱大伴、佐伯兩氏、以除種繼、因啓皇太子、遂行其事、窮問自餘黨、皆承伏、於是、首惡左少辨大伴繼人、高成、眞麿、竹良、湊麿、春宮主書首多治比濱人、同誅斬、及射種繼者、桴麿、木積麿二人、斬於山崎南河頭、又右兵衛督五百枝王、大藏卿藤原雄依、同坐此事、五百枝王、降死流伊豫國、雄依及春宮亮紀白麿、家持息右京亮永主、流隱岐、東宮學士林寸稻麿、流伊豆、自餘隨罪亦流、庚申、^{日廿八}詔曰云々、中納言大伴家持、右兵衛督五百枝王、春宮亮紀白麿、左少辨大伴繼人、主稅頭大伴眞麿、右京亮同永主、造東大寺次官林稻麿等、式部卿藤原朝臣^{平殺}

之、朝廷傾奉、早良親王^{平爲}君止謀亂利、今月二十三日夜亥時、藤原朝臣^{平殺}事爾依豆、勸賜^{爾申久}藤原朝臣在波不安、此人乎掃退^{幸止}、皇太子爾掃退止豆勸免支、仍許訖、近衛桴麿、中衛木積麿二人乎爲豆殺支止、申云々、是日皇太子、自内裏歸於東宮、即日戌時、出置乙訓寺、是後太子不自飲食、積三十餘日、遣宮内卿石川恒守等、駕船移送淡路、比至高瀬橋頭、已絕、載屍至淡路、葬云々、^略又傳二本に縛桴麿等遣、就板前、告其狀、然後斬決、十月庚午、^{日告}山科^天、田原^光、佐保山^聖、佐保山^武、佐保山^陵、以廢太子之狀」とあり。又此事を、水鏡には、「八月にならの京へ行幸、^畧長岡の京には、中納言種繼留主にて、さぶらへしを、帝の御をと、の早良の親王、東宮とて、おはせしが、人をつかはして、いころさしめ玉へてき、ことの起りは、帝つねにこ、かしこに行幸し給て、世の政を東宮にのみ、あづけたてまつりしかば、天應二年に(延暦元)佐伯今毛人といひしを、宰相になさせ給たりしを、帝かへらせ給たりしに、この種繼、佐伯の氏のかゝることは未だ侍らすと、帝に申しかば、宰相をとり給て、三位をさせ給てしを、東宮世にくちおしき事におぼして、種繼をたまはらんと申しを、帝むづかり給て、さらに聞給ずして、この後東宮に政を、あづけたてまつる事なくなりしを、安からず思して、そのひまを、日頃うかひ給るに、よき折ふしにて、かくし給へつる、^略東宮を、おとくに寺にこめたてまつり給へしに、十八日まで、その命たえ給はざりしかば、あはちの國へながしたてまつり給へしに、山崎にてうせさせ給にき」とあり。此書に據れば、東宮の種繼に御不快とな

りしは、佐伯今毛人が參議を召上げられしに起因すとなすも、こは一斑をいふなるべし。いかにも皇子として、臣下に特恩を垂れ給ひしを、權臣の爲に之を破られしは、御耻辱此上なきのみならず、既に内々萬機に與かり給ひしをも止めたるに至りては、種繼が專權の程を察するに餘りあり。されば續紀に「中外之事、皆取決焉、」と記さる。斯る權勢なれば、種繼疾くに廢太子の隱謀ありしかと思はる。そをいかにといふに、種繼の族藤原百川モ、カハ、稱徳帝晏駕に際し、衆議を排して光仁帝を迎立せしに依て、功を以て參議中衛大將式部卿に累進し（即ち政事と親衛の兵權と朝堂の禮式とを掌る）、最も權勢ありき（藤原氏政權を執るは其以前よりの事なるは前朝史に詳かなり）。此人の策略にて、光仁帝の皇后井上内親王を廢し奉りしが、其事情は内部に種々ありしならんも、藤原氏の出スに非ざるを以て忌みしも、其一なるが如し。然るに其御所生は即ち早良親王にて、桓武天皇には皇弟なるも、光仁帝の命にて、桓武帝の皇太弟に立たせ給へれば、百川之を如何ともなし難しと雖も、尙かに後日に井上内親王廢後の返報の、自家に來るべきを憂慮せしなるべし（水鏡を参考せよ）。百川は光仁帝の寶龜十年七月に薨去せしも、其憂慮は、其子孫及び一族の間に、冥々の中、常に往來せしなるべく、斯る情勢なりとせば、折もあらば之を廢せんと企てはありしに相違なし。内心既に右の如くなれば、事に觸れては衝突しつゝありしならん。之を早良親王の御方より考ふる時は、いつか井上内親王の二の舞の、御身に及ぼされんも計られねば、寸時も御油斷ならざるはいふまでもな

く、特に藤氏の專權を及ぶべき丈は押へ付けんと思されしなるべし。是れ亦衝突しつゝありしなるべし。斯る間に大伴、佐伯の如き上古中外守衛の任を以て御覺えを受け來りつる子孫の輩が、中臣なる藤氏の爲めに頭を押へ付らるゝに至りては、折もあらば一功立ヒトコウて、軽くとも彼れと並立の地位を得んとの冀望は、ありしに相違なし。そは國家事ある毎に、必ず此一族は出で、力を兵役に致し、其家聲を墮さゞりしにても察せらる。されば大伴一門より見るも、且つ家持自身としても、己れ中納言たるに、藤氏庶族の種繼が、同官にありながら、中外の事、決を執るといふ程の權勢なるには、居常不滿の念鬱勃たるは、蓋し人情の常なるに、家持春宮大夫として、天應以來傳翼し奉りし情誼よりしても、事を既住に鑑み、將來に謀るは、其位地よりしては、自然の情勢なるに、佐伯氏とても、皇太子の藤氏に御心を置かせ給へる色を察しては、必ず其思召を迎合しつゝありしに相違なし。さればいつとなく、伴伯二氏と、皇太子の間に、一道の脈絡貫通しつゝありしも亦察せらる。そは佐伯氏に例なき今毛人を、皇太子の御旨にて、參議に擢んで給ひしにても推知すべし。然るに種繼の機敏なる、疾くも伴、伯の、藤氏否自己に對する舉動の表面に顯はるゝを見るや、直ちに天皇に奏して（讒に非ず、直言なり）、皇太子の御計ひを翻さしめ、猶も進みて皇太子の御政務までを止め奉りしは（但し種繼の奏に依て止めしならねど、事勢はしかく察せらる）、種繼としては不手際ながらも、既に此時廢立の鋒芒を顯はせるなり。儲廢太子後の立太子はといふに、そは天皇の

第一皇子安殿親王にて、御母は皇后乙牟漏、内大臣藤原良繼の女なり。良繼は即ち種繼の伯父なるに、親王の妃は藤原帶子にて、百川の女。且つ其後閤には種繼の女藥子（此人、後に亂を企てし事は、第九節に述ぶ）も入りたれば、藤氏一門に於て其囑望は察せらる。さるからに遷都の事も、此廢太子一件を加味せしかと思はるゝは、續紀に「首建議遷都長岡」とあるは、歷朝皇居遷御毎に、必ず何事か異常の事あるは、前朝史及び後の藥子亂を參看して察すべし。且つ「日夜兼作云々、照炬催檢」とあるは、種繼即ち遷都の建議者たり、且つ造宮長官たり、殊に時漸く寒冷の候に向へば、一日も速に竣功せしめんの熱心よりとは申せ、「宮室未就」に天皇移御ましませしも、斯く急劇に御移りあるべき御事情のありしとも思はれざれば、必ず竣功の曉には、廢立のことの事實に顯はるべしとは、蓋し當時既に一部の人々に知れ渡れるならん。況や皇太子方ともいふべき大伴、佐伯の人々に於てをや。必ず大伴、佐伯の人々の眼に映じたる事實はありしなるべし。故に到底廢太子となるならば、寧ろ先んじて彼れを殛し、即ち君側の奸を除きて、其罪に處せらるゝに如かずと、所謂絶體絶命止むを得ず、斯る暴舉に及びしならん。且つ此時大伴家持薨去、二十餘日未だ其屍を葬らずと續紀、紀略にあれば、其切迫の事情も推知せらる。但し皇太子の御覺えめでたき佐伯今毛人は、此時種繼と共に造宮使として長岡に在りながら、毫も此舉に與からざるは不思議なるに、猶種繼の一言にて參議を放されしに、之と共に造宮使となるも、更に不思議といふべし。蓋し官職の任免は、

裏面はともあれ、表面は叡裁にあるは申すに及ばざれど、或は是れ種繼が、自己の主張せる遷都なれば、ある一部の物議を慮り、故らに進んで推薦せしにあらざるか。殊に今毛人の、三年十二月參議に任せられ、即ち例なき顯職に就きしなどを攻ふれば、とにかくに其御信任渥きも誠に其故あり。されば下手人たる桴麿等を、種繼の柩に告げて誅すとは、いかに御悼惜の深かりしやは拜察するに餘りあり。藤氏といひ、御信任の渥きといひ、種繼薨去後も、猶廷中に餘勢熾なりと見えて、後紀和氣清麿の傳に「長岡新都、經三十載、未成功、費不可勝計、清麿潛奏、令上託遊獵、相葛野地、更遷上都」とありて、清麿の如き、當時名臣の聞えある人だも、種繼の主張に係る事は、潜かにするにあらざれば、上奏するを得ざるにても察せらる。

〔新皇儲と廢太子の崇〕 右の如く早良親王の廢せられたるを以て、是の年（延暦四年）十一月二十五日、天皇、第一皇子安殿親王を立て、皇太子となす。時に御年十二。同七年正月十五日御首服、加冠は大納言民部卿藤原繼繩、理髪は中納言式部卿近衛大將紀船守之を勤む。然るに幾程なく御腦に罹られ、數年に涉れり。其一斑は、紀略に「延暦十年十月甲寅、廿七先是皇太子枕席不安、久不平復、是日向伊勢太神宮、緣宿禰也、十一年六月戊子、五奉幣於畿内名神、以皇太子病也、癸巳、皇太子久病、卜之、崇道天皇（早良親王）爲崇、遣諸陵頭調使王等於淡路國、奉謝其靈、庚子、去延暦九年、令淡路國、宛某親王（崇道）守冢一烟、兼隨近郡司、專當其事、而不存警衛、致令有

崇、自今以後、冢下置_レ障、勿_レ使_三濫穢_一」(是れにていかに藤氏の人々の畏懼せしかといふ事、又當時冢墓の制の一斑を知るべし)。之に加ふるに、十三年五月廿七日、皇太子妃藤原帶子、急に病みて頓逝ありしかば、彌々早良親王の御祟りと、一般に傳はれりと見えて、重ねて御崇敬を加へられしは、紀略に、「延曆十六年五月甲辰、^{十九}於_三禁中并東宮、轉_三讀金剛般若經、以_レ有_三怪異_一也、乙巳^廿遣_三僧二人於淡路國、轉讀悔過、謝_三崇道天皇靈_一也、」とあり。蓋し此御祟りといふは、初めは「卜_レ之」とあれば、陰陽道の言上なるべきも、茲に至り怪異ありとて、僧侶の與かる事となりしは、元亨釋書に、「延曆十六年、^中初早良太子、與_三黃門侍郎藤種繼_一有_レ郤、^中太子黨人、射_三種繼于燭下_一斃、事覺、十月、太子廢、將_三更弑_一太子使_三使諸寺、預修_三白業、諸寺恐而拒_レ之、獨善珠^{東大寺}納_レ焉、謁_三使者_一曰、太子夙殃不_レ盡、今受_三嚴譴、此度回_レ債焉、又幸也、乞_レ勿_レ結_三怨矣、委曲示諭、詞旨激切、使者復命、太子喜曰、我聞_三師言、披_三忍辱衣、以_レ故、不_レ怕_三逆鱗之怒_一耳、太子途死、其靈惱逼_三皇太子_一、醫巫不_レ効、勅_三珠持念_三珠語_一太子曰、昔聞_三貧道言、曰已披_三忍辱衣、今何有_レ之乎、乃廣說_三法要、言未_レ畢、太子病愈、」とあれば、此善珠を初めとすべし。但し善珠は延曆十六年四月二十一日寂す。年七十五。皇太子爲めに像を圖して、秋篠寺^{アキノシラ}に置く事、紀略等にも載すれば、勅に應じて持念せるは、其以前なるべし。又皇太子の御歸依渥かりし事は、右の文にても察せらる。偕是より一層早良親王に御崇敬を加へ給ひしは、紀略に「延曆十九年七月己未^{廿三}詔曰云々、宜_レ故皇太子早良親王、追_レ稱崇道天皇、故廢皇后

井上内親王、追復稱_三皇后_一、其墓並稱_三山陵_一、令_三近衛少將大伴是成、率_三陰陽師衆僧、鎮_三謝在淡路國崇道天皇陵_一、」と、御母子共に復號の宣下あり。尋で延曆二十四年、天皇御不豫の御禱の時、正月十四日に「奉_レ爲_三崇道天皇、建_三寺於淡路國_一、」續いて四月五日に「令_三諸國、奉_レ爲_三崇道天皇、建_三小倉、納_三正稅三十束、并預_三國忌及奉幣之列、謝_三怨靈_一也、」と後紀、紀略にありて、全く御歷代天皇と同一に成され、是月十一日には崇道天皇改葬司を任じ、やがて七月に遣唐大使藤原葛野等歸朝して、唐國の答信物を上りしかば、二十七日に唐國の物を山科^天、後田原^光、崇道天皇の三陵に獻じ、十月二十五日に「奉_レ爲_三崇道天皇、寫_三一切經、其書生隨_レ功叙_レ位、」云々と同書にあるは、益々御崇敬を加へ給へるを知る。又延曆二十五年(大同元年)三月、天皇御不豫大漸に際し、「勅、緣_三延曆四年事、配流_三之者、先已放還、今有_レ所_レ思、不_レ論_三存亡、宜_レ叙_三本位、奉_レ爲_三崇道天皇、令_三諸國々分寺僧、春秋二仲月別七日、讀_三金剛般若經_一、」と同書にあり。斯く漸次に層一層と御崇敬あられしは、御祟りを鎮めん叡慮は申すに及ばざれど、當時既に一部に種繼の反對者ありて、彼れを非難せる議論の、次第に勢力を得來れる結果なるべし。但し怨靈などいふは、大に笑ふべきの至りなるが如く、之に恐怖して種々の祈禱をなすは尙更笑ふべき事の如くなれど、當時の世態は大に然らず。眞に怨靈の災妖をなすを固信せると共に、之を神佛の冥助に依て禳ひ得るをも固く信せしは、上下一般の習ひにて、一旦怨靈の祟りを云々すれば、之に乗じて一方よりは、其死者の冤を唱導して、世人の注意を求め、之と

同時に僧祝の輩其間に立ちて、其法驗を衒ふといふ、所謂三仕組の情態なりしは、近世までの事に、之に處する、自他共に固く信じて、毫も疑ひを容れざりしなり。畏けれど早良親王の御事も、右の世態に参照して、其御事情を氷解すべく、又延暦四年の事(種繼暗殺)に坐せし諸人を本位に復されし事情も、是に由りて分明なるべし(以下弘仁元年の條參看)。

第三節 蝦夷征服

蝦夷征討の準備——古佐美の敗績——再征準備——田村麻呂の軍功——膽澤志波に城く

〔蝦夷征討の準備〕

第一節の末項に藤原緒嗣の奏議中の「方今天下所苦軍事」とは、即ち蝦夷征討の事にて、こは前朝史に詳述ある如く、近く光仁帝の御時も、既に征服の御計畫なりしも、未だ其功を奏せざるに崩御ありしを以て、天皇之を御繼述あり、御即位の初め、左の勅を下し給へり。續紀延暦二年の條に、「四月辛酉、勅曰、如聞、比年坂東八國、運穀於鎮所、而將吏等、以稻相換、其穀代者、輕物送京、苟得無耻、又濫役鎮兵、多營私田、因茲、鎮兵疲弊、不任干戈、稽之憲典、深合罪罰、而會恩蕩、且從寬免、自今已後、不得更然、如有違犯、以軍法罪之、宜加捉搦、勿令侵漁之徒、肆濁濫」とあり。蓋し從來征東の役其功なきは、國司、郡司及び鎮兵らの濁濫なるに起因せるは、右の勅旨に明かなれば、先づ此弊害を斷絶せんため、正に戒飭し給ひしにて、其御用意の程

を見るべし。同書右の續きに、「乙丑、勅坂東諸國曰、蠻夷猾夏、自古有之、非資干戈、何除民害、是知、加徂征於有苗、奮薄伐於獫狁、前王用兵、良有以也、自頃夷俘猖狂、邊垂失守、事不獲已、頻動軍旅、遂使坂東之境、恒疲調發、播殖之輩久倦轉輸、念茲勞弊、朕甚愍之、今遣使存慰、開倉優給、云々とあり。誠に兵を用ふるの已むを得ざる趣旨と、兼て之がため涸弊の蒼生を賑恤ありて、其用兵は、元と治國安民のためなるを小民に知得しせめんためなり。當時與羽の情況如何は、文獻の徵すべきものなきも、同書同年に、「六月丙午朔、出羽國言、寶龜十一年、雄勝平鹿二郡百姓、爲賊所略、各失本業、彫弊已甚、再建都府、招集散民、雖給口田、未得休息、因茲不堪備進調庸、望請、蒙給優復、將息弊民、勅給復三年」とあり。出羽の雄勝、平鹿二郡は、何れも山地(海邊に對比して假りに斯くいふ)にて、蝦夷の出没に最も便利あれば、頻年其害を受けしを察すべく、寶龜十一年より既に中二年を經過せしに、「未得休息」と奏する程なれば、猶堵に安んぜざるを知るべし。さればこれが討伐の準備として左の勅を下したり。同書同年に、「六月辛亥、勅曰、夷虜亂常、爲梗未已、追則烏如散、捨則蟻如結、事須練兵教、卒備其寇掠、今聞、坂東諸國、屬有軍役、每多庭弱全不堪戰、即有雜色之輩、浮宕之類、或便弓馬、或堪戰陣、每有徵發、未嘗差點、同日皇民、豈合如此、宜仰坂東八國、簡取所有散位子、郡司子弟、及浮宕等類、身堪軍士者、隨國大小、一千已下、五百已上、專習用兵之道、並備身裝、即入色之人、便考當國白丁、免徭、仍勅堪事國司

一人、專知三勾當、如有非常、便即押領奔赴、云々、そも此勅にある如く、蝦夷なるものは元來野住の蠻民なれば「追へば鳥の如く散じ、」又捕へたりとも之を放ち置く時は「蟻の如く結び、」即ち團結して、些の閑隙あれば、先に鳥の如く散じたるもの、更に鳥の如く襲來して殺掠を肆にするに、蟻の如く團結せる者、之に呼應するにて、其猖獗、推して知るべし。之に反して從來坂東より出征の兵士は、庭弱者多くして戦に堪へず、しかも弓馬に便し戦陣に堪ふる輩あるも、徵發に應ぜずとすれば、以て皇帥の奏功せざる理由を解し得べし。於是乎、勅して散位及び郡司等、所謂地方の豪族と雖も、其子弟を徵發し、全く强健事に堪ふる者に兵役を課せらるゝは、即ち軍隊刷新の聖旨なり。明年二月從三位大伴家持を持節征東將軍に、從五位上文室與企を副將軍に、外從五位下阿倍媛島墨繩を軍監として出發せしめたり。此家持は、父祖以來數代の間、其門族、征東若くは鎮守等の任に當り、又墨繩は入間宿禰にて、共に東北の事情に通曉せるを以てならん。翌四年、陸奥小田郡大領正六位上九子部勝磨が、先に征戰の功を嘉尚して、外從五位下を授けらる。こは以て三軍の殊功を獎勵するの聖旨なるべし。然れども家持等征夷の如何は、正史に所見なし。其陸奥に到り征討の策を廻らせしと見ゆるは、續紀延暦四年に、「夏四月乙丑朔、辛未、中納言從三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍大伴宿禰家持等言、名取以南一十四郡、僻在_ニ山海、去_レ塞懸遠、屬_レ有_ニ徵發、不_レ會_ニ機急、由_レ是、權置_ニ多賀、階上_{（今の本吉）}二郡、募_ニ集百姓、足_ニ入兵於國府、設_ニ防禦於東西、誠是備_ニ預不虞、推_ニ鋒萬

里者_一也、但以、徒有_ニ開設之名、未_レ任_ニ統領之人、百姓願望、無_レ所_レ係心、望_ニ請、建_ニ爲_ニ眞郡、備_ニ置官員、然則民知_ニ統攝之歸、賊絕_ニ窺竄之望、許_レ之、とありて、僅に其一斑を知るのみ。然るに是の年家持薨す。間もなく廢太子の大獄（第二節參看）に連坐して、子息等流罪等に處せられたれば、家持の赴任は指したる功なかりしなるべし。且つ朝廷にては、遷都の大事業最中に、右の大變等に依りてか、家持の後任の宣下はなきも、延暦五年八月、佐伯葛城を東海道に、紀楫長を東山道に、各々判官、主典一人づゝを副遣して、夷を征するため、軍士を簡閲し、戎具を檢せしめ、七年三月に陸奥國に仰せて、軍糧三萬五千餘斛を多賀城に運收せしめ、又東海、東山、北陸の諸國に仰せて、楠二萬三千餘斛と、鹽を陸奥に運ばしめ、限るに七月以前を以てし、同時に、東海、東山、坂東諸國に勅して步騎五萬二千八百餘人を、來年三月を限りて、陸奥國多賀城に會せしめ、又是より先き、其兵を差點するは、先づ前に軍に従ひ、戰を経て叙勳せる者を盡し、且つ常陸國の神賤（常陸鹿島神社には古來武庫あり、其神領の民は武技を修練す、鹿島を以て武神となすも此故なり）を盡して、然る後に餘人の弓馬に堪ふる者を簡點すべきを勅し給ふなど、着々として周到に御準備あらせられたり。

〔古佐美の敗績〕 さて七月、參議紀古佐美を征東大使となし、十二月辭見の時は、續紀に、「十二月甲戌朔、庚辰、征東大將軍紀朝臣古佐美辭見、詔召_ニ昇殿上、賜_ニ節刀、因賜_ニ勅書、曰、夫擇_レ日拜_レ將、

良由_三論言、推_レ穀分_レ闕專任_三將軍、如_レ聞、承前別將等、不_レ慎_三軍令、匿闕猶多、尋_三其所_レ由、方在_レ輕_レ法、宜副將軍有_レ犯_三死罪、禁_レ身奏上、軍監以下依_レ法斬決、坂東安危在此一舉、將軍宜勉_レ之、因賜_三御被_二二領、采帛三十疋、綿三百屯_二とあり、以て御委任の厚きを知るべし。殊に恩遇の優渥なるは、古來其比稀れなり。此古佐美は、武内宿禰十三代の孫にて、且つ光仁帝の寶龜十一年、中納言藤原繼繩の征東大使たるに副使たれば、東北の事に熟せるを以てならん。翌八年三月、皇師悉く多賀城に會し、道を分ちて夷地に入るの報あるを以て、特に伊勢神宮に勅使を遣し、蝦夷征討の由を告げて、奉幣せしめらる。然るに其戰況の一斑は、續紀に、「五月壬寅朔、癸丑、勅_三征東將軍_二曰、省_三比來奏狀、知_三官軍不_レ進、猶滯_三衣川、去四月六日奏備_二、(此奏狀は正史に見えず)三月二十八日、官軍渡_レ河、置_三營_二三處、其勢如_三鼎足_二者、自_レ爾以還、經_三三十餘日、未_レ審_二、緣_三何事故_二、致_三此留連_二、居而不_レ進、未_レ見_三其理_二、夫兵貴_三抽速_二、未_レ聞_三巧遲_二、又六七月者、計應極熱、如今不_レ入、恐失_三其時_二、已失_三其時_二、悔何所_レ及、將軍等應_レ機進退、更無_三間然_二、但久留_三一處_二、積口費糧、朕之所_レ惟、唯在此耳、宜_レ具_三滯由_二及_三海軍消息_二、附_レ驛奏來_上とありて、其軍、曠日彌久の、策に非ざるを譏められ、速戰を訓令し給ひたるが、蓋し京師と東北と、天候の差異あるを盡させ給はざるが如し。何となれば、賊の根據は即ち陸奥の膽澤にて、此地一帯は、今も猶互寒の地なれば、往古は殊に甚しかりしなるべく、三月は京畿こそ晩春なれ、東奥山間の僻地猶積雪を見る、四月に入りて漸く四山の積雪融解し、諸川之がために濫汎し、

或は人馬共に通すべからざる土地少しとせず。是れ皇師の滯留久しきに涉る所以なるべし。且つ六月七月極熱云々とあれど、是れ亦右に准じて、暑は即ち暑なるも、兵を用ふるに難からざるなり。されば古佐美の、専ら賊勢に怖れて、滯留せるものとも斷じ難し。但し此勅旨に勵まされてか、やがて進撃したるに、不幸にも敗績したるは惜むべし。其戰況は、同書に、「六月壬申朔、甲戌、征東將軍紀古佐美奏、副將外從五位下入間宿禰廣成、左中軍別將池田朝臣眞枚、前軍別將外從五位下阿倍媛島臣墨繩等議、三軍同_レ謀并_レ力、渡_レ河討_レ賊、約期已畢、由_レ是、抽_三出中後軍各二千人_二、同共凌渡、比_レ至_三賊帥夷阿豆流爲_レ之居、有_三賊徒三百許人_二、迎逢相戰、官軍勢強、賊衆引遁、官軍且戰且燒、至_三巢伏村_二、將_レ與_三前軍_二合_レ勢、而前軍爲_レ賊被_レ拒、不_レ得_三進渡_二、於_レ是、賊衆八百許人、更來拒戰、其力太強、官軍稍退、賊徒直衝、更有_三賊四百人_二、出_レ自_三東山_二、絕_三官軍後_二、前後受_レ敵、賊衆奮擊、官軍被_レ排、別將丈部善理、進士高田道成、會津壯鷹、安宿戶吉足、大伴五百繼等並戰死、總燒_三亡賊居十四村_二、宅八百許烟、器械雜物如_レ別、官軍戰死二十五人、中矢二百四十五人、投_レ河溺死一千三十六人、裸身游來者一千二百五十七人、別將出雲諸上、道島御楯等、引_三餘衆_二還來_上と。右の奏上に就て、左の勅を下して諸將を責めらる。同書前文の續きに、「於_レ是勅_三征東將軍_二曰、省_三比來奏_二云、膽澤之賊總集_三河東_二、先征_三此地_二、後謀_三深入_二者、然則軍監已上率_レ兵、張_三其形勢_二、嚴_三其威容_二、前後相續、可_レ以薄伐、而軍少將卑、還致_三敗績_二、是則其道副將等計策之所_レ失也、至_三於善理等戰亡_二及_三士衆溺死者_二、惻怛之情、有_レ切_三于懷_二と。右の

勅旨の如く、官軍全く方略を忽せにしたりて、全軍の威容を整へ、互に聯絡呼應して進みしにあ
らで、蓋し強者は無二無三に、賊を侮りて輕進深入し、怯者は猶後方に、躊躇逡巡したるの結果、
一軍敗れて全軍遂に潰え、又振はざるに至り、辭を運輸の困難等に藉りて、裁可を待たず退軍休戦
せり。續紀同月の條に、「庚辰、征東將軍奏備、膽澤之地、賊奴奧區、方今大軍征討、剪除村邑、餘
黨伏竄、殺略人物、又子波(今の紫波)和我(今の和賀)、僻在深奥、臣等遠欲薄伐、糧運有艱、其從
玉造塞、至衣川營四日、輜重受納二箇日、然則往還十日、從衣川、至子波地、行程假令六日(往昔の
路程は此の如しと見ゆ)、輜重往還十四日、總從玉造塞、至子波地、往還二十四日程也、途中逢賊相
戰、及妨雨不進之日、不入程内、河陸兩道、輜重一萬二千四百四十人、一度所運備六千二百十五
斛、征軍二萬七千四百七十人、一日所食五百四十九斛、以此支度一度所運、僅支十一日、臣等商量、
指子波地、支度交關、割征兵、加輜重、則征軍數少、不足征討、加以、軍入以來、經涉春夏、征軍輜
重、並是疲弊、進之有危、持之無利、久屯賊地、運糧百里之外、非良策也、雖蠢爾小寇、且連天
誅、而水陸之田、不得耕種、既失農時、不減何侍、臣等所議、莫若解軍遺糧、支擬非常、軍士所
食、日二千斛、若上奏聽裁、恐更多糜費、故今月十日、以前解出之狀、牒知諸軍、臣等愚議、且奏且
行」と。依て天皇其怯情を諷め、左の勅あり。前文の續きに、「勅報曰、今省先後奏狀曰、賊集河
東、抗拒官軍、先征此地、後謀深入者、然則不利、深入、應以解軍者、具狀奏上、然後解出、未之

晚也、而曾不進入、一旦罷兵、將軍等策、其理安在、的知、將軍等畏憚兇賊、逗留所爲也、巧飭浮
詞、規避罪科、不忠之甚、莫先於斯、又廣成墨繩、久在賊地、兼經戰場、故委以副將之任、佇其力
戰之効、而靜處營中、坐見成敗、若入裨將、還致敗績、事君之道、何其如此、夫師出無功、良將所
耻、今損軍費、糧、爲國家大害、闕外之寄、豈其然乎」とあり、以て勅旨の嚴重なるを見るべし。殊
に「巧に浮詞を飭りて罪科を規避す」とは實に征將等の肺肝を洞觀ありしにて、「不忠の甚しきこと、
斯れより先なるはなからん」、「又君に事ふる道、何ぞ其れ此の如くならん」とあるに至りては、征將た
る者、當に愧死すべきに、更に詞を飭りて奏する所ありしと見えて、其奏文は傳はらざれど、同書
に左の勅あり。七月辛丑朔、丁巳、勅持節征東大將軍紀古佐美等曰、得今月十日奏狀、(此奏狀傳は
らす)備、所謂膽澤者、水陸萬頃、蝦虜存生、大兵一舉、忽爲荒墟、餘燼假息、危如朝露、至如軍船解
纜、舳艫百里、天兵所加、前無強敵、海浦窟宅、非復人烟、谷山巢穴、唯見鬼火、不勝慶快、飛驒
上奏者、今檢先後奏狀、斬獲賊首八十九級、官軍死亡千有餘人、其被傷害者、殆將二千人、夫斬賊之
首、未滿百級、官軍之損亡、及三千、以此言之、何足慶快、又大軍還出之日、兇賊追侵、非唯一度、
而云、大兵一舉、忽爲荒墟、准量事勢、欲似虛飭、又真枚墨繩等、遣裨將於河東、則敗軍而逃還、溺
死之軍一千餘人、而云、一時凌渡、且戰且焚、搜賊巢穴、還持本營、是溺死之軍弁而不論、又濱成等、
掃賊略地、差勝他道、但至於天兵所加、前無強敵、山谷巢穴、唯見鬼火、此之浮詞、良爲過實、

凡獻凱表者、平賊立功、然後可奏、今不究其奧地、稱其種落、馳驛稱慶、不亦愧乎、と。依て征東將軍等を召還し給へり。之と同時に、八月に勅して、陸奥國入軍の人等の今年の田租を免除し、兼て二年を給す(舊租の額に復するを延期するなり)。且つ牡鹿、小田(今の遠田郡の内)、長岡、新田(今の栗原郡の内)、志太(今の志田)、玉造、富田、色麻(富田色麻は今の加美郡の内)、加美、黒川の十郡は、賊と居を接して、戦役に荒れたるを恤み、特に復年を延べられたり。偕九月に至りて、紀古佐美等歸京して、節刀を奉還せしかば、同十九日、大納言藤原繼繩、中納言藤原小黒麿、從三位紀船守等に勅して、太政官の曹司(曹司とは一部局なり)に於て、征東大將軍紀古佐美、副將軍入間廣成、鎮守副將軍池田眞枚、阿倍媛島墨繩等を召して、官軍逗留及び敗軍等の状況を推問せしめられしに、悉く伏罪せるを以て、左の如く處罰せらる。續紀に、「於是詔曰、陸奥國荒備留蝦夷等乎、討治爾任、賜志大將軍正四位下紀古佐美朝臣等伊任賜之元謀爾波不三合順一進入倍支奥地毛不三究盡之且敗軍軍費糧且還參來、是乎任法爾問賜比支多米賜倍久在止母承前爾仕奉計留事乎所念行且奈母不三勸賜免賜布、又鎮守副將軍從五位下池田眞枚、外從五位下阿倍媛島墨繩等、愚頑畏拙之且進退失度軍期乎毛闕怠利、今法乎檢爾墨繩者斬刑爾當里、眞枚者解官取冠倍久在、然墨繩者久歷邊戍、且仕奉留勞在爾綠且奈母斬刑乎波免賜且官冠乎乃未取賜比、眞枚者日上乃湊之且溺軍乎扶拯爾留勞爾綠且奈母取冠罪波免賜且官乎乃未解賜比、又有小功一人乎波隨其重輕、且治賜比、有小罪一人乎波不勸賜免賜久止宣御命乎衆聞食止宣、右の如く、軍を敗り糧を費して、些の功なく、且つは斬刑に罪さるべき人だも、法を寛め給へるのみならず、小功と雖も賞され、小罪は問はずとあるは、眞に至慈の叡慮を拜感すべし。

〔再征準備〕 紀古佐美等の征東は、全く失敗に歸せしを以て、是の年十月、更に從五位下巨勢野足と、陸奥鎮守副將軍となし、翌延暦九年閏三月、征夷のため、諸國に仰せて革甲二千領を造らしめ、東海道は駿河以東、東山道は信濃以東の國々は、別に其數を課し、(員數は正史に見えず)、各限るに三年を以てし、又東海道は相模以東、東山道は上野以東の國々に仰せて、軍糧として糶十四萬斛を徵せられ、同年十月に、先きに蝦夷征討に従軍して功勞ある輩四千八百四十餘人に、其輕重に従て恩賞あり。斯く着々御準備あるを以て、大臣以下奏する所あり。續紀十月の條に、「太政官奏言、

蝦夷千紀、久連王誅、大軍奮擊、餘孽未絶、當今坂東之國、久疲戎傷、強壯者、以筋力供軍、貧弱者、以轉餉赴役、而富饒之輩、頗免此苦、前後之戰、未見其勞、又諸國百姓、元離軍役、徵發之時、一無所預、計其勞逸、不可同日、普天之下、同日皇民、至於舉事、何無俱勞、請仰左右京、五畿内、七道諸國司等、不論土人浪人及王臣佃使、檢祿財堪造甲者、并其所蓄物數及郷里姓名、限今年内、令以申訖、又應造之數、各令親申、臣等職參樞要(略)奏下之」とあり。蓋し當時阪東諸國は頻年征夷のために、徵發奔命に疲れつゝある中に、猶富饒の輩は此苦を免れ、前後の戦に未だ其勞を見ずとあるに至りては、貧勞富佚の世態は古今同一なりとはいへ、王朝時代は特に其弊習甚し

かりしを見るべし。是れ亦部民自治より來れる自然の情況なり。又右の如く諸國に造甲を課せられしを以て、諸官員にも之を課せられ、即ち十年三月に、右大臣已下五位以上に仰せて甲を造らしめ、五位以上殷富の人には特に其數を増し、二十領を以て限とし、其次は十領。同時に京畿七道の國司、郡司にも之を課されたり。但し其員數は續紀等に見えざるも、「各有差」とあれば、各官等に從て多寡ありしなるべし。尋で六月、鐵甲三千領を諸國に仰せ下されて、新様に依て修理せしめられ、十月には、東海東山二道の諸國に仰せて、征矢三萬四千五百餘具を作らしめ、十一月には、更に坂東諸國に仰せて、軍糧の糶十二萬餘斛を辨備せしめらる。そも此時は、八年十二月に皇太后(新笠)崩御ありて、九年は諒闇の御中なるに、長岡の新都猶御經營にて、宮廷は頗る御繁忙なるも、右の如く銳意に且つ周到に、征東の御準備ありしは、藤原緒繼が奏議に「方今天下の苦む所」とあるも過許にはあらざるなり。

さて十年七月に、從四位下大伴弟麿を征東大使に、正五位上百濟俊哲、從五位上多治比濱成、從五位下坂上田村麿、同巨勢野足を副使に任せられしにも、最も其人を御精選ありしにて、中にも此田村麿は、田村麿の子にて、身長五尺八寸、胸の厚さ一尺二寸、目は蒼鷹の如く、鬚、金絲を編み、事有りて身を重くする時は二百一斤、軽くせんと欲せば六十四斤、心の欲するまゝなり、目を怒らして轉視すれば禽獸も懼伏し、平居談笑する時は老少も馴れ親むと諸書に見え、眞に非凡の偉人なり。

父田村麿は、寶龜元年に僧道鏡の奸謀を上告せし功を以て、正四位下を授けられ、尋で從三位に進み、左京大夫右衛士督を兼ねて、宮廷守衛の任に在り。其蔭にて田村麿は近衛將監に出身したれば、嘗て天皇の親しく其材幹を見そなはして少將に進められしなれば、特に此任命ありしなるべし。蓋し先きには、光仁帝の御時に大伴益立と共に副將軍たりし古佐美を征東大使として東下せしめしに、些の功なかりしより、今大伴弟麿を大使となしたれども、こは單に門閥を以て任じたるにて、其他濱成は、古佐美の副として聊か功勞ありしにより、百濟俊哲は、前年來征東に従事したるをもて、東北の形勢等に通曉せるを御採用ありしまでにて、此軍の望みは全く田村麿にありしならん。翌十一年十月に、陸奥の俘囚二人を外從五位下に叙す。紀略に「懷外虜也」とあれば、大に麿懲の師を發すると共に特恩を垂れ、即ち恩威並行の聖旨なり。但し此俘囚は何年の俘なるか、詳かならざれど、想ふに數年前の者にて、久しく近畿に在て順民たりし上に、其外從五位下を授けらるるは格別の恩惠なれば、必ず相當の奉公もありしなるべし。尋で十二年二月に、征東使を征夷使と更む。是の月、田村麿、京師を出發す。翌十三年正月、征夷大將軍大伴弟麿、節刀を賜りて、京師を出發す。征夷大將軍の初めなり。但し紀略に、十一年閏十一月、大伴弟麿辭見とあれど、十三年正月に節刀を賜ひたれば、十一年は何か事情ありて滞京せしか、或は副將田村麿の辭見は十二年なるゆえ、此副將に先つて大將軍の出發といふは順序に適せざれば、十一年は誤ならんか。儲是の月

山階、田原の山陵に征夷の事を奉告せられ、又參議大中臣諸魚を奉幣使となし、伊勢神宮に遣して征夷の御祈願あらせらる。

〔田村麿の軍功〕

此年六月、田村麿以下蝦夷を討ちて着々功を奏す。紀略に「十月庚子朔、丁卯、^{二十}八日、征夷將軍大伴弟麿奏、斬首四百五十七級、捕虜百五十人、獲馬八十五疋、燒落七十五處」とあり。こは蓋し初戦の報告なるべけれど、其後の戦況は所載なし。されど翌十四年正月の條に「征夷大將軍大伴弟麿朝見、進節刀」と見え、又同年二月七日の條に「詔曰云々、征夷大將軍以下、加爵級」とありて、後の記事は即ち論功行賞なれば、征夷は一段落を告げたるなり。又是の歳五月に、俘囚大伴部阿豆良等、妻子親族を合せて六十六人を日向國に配す。こは同俘囚外從五位下喜彌候部眞麿父子二人を殺せしを罰せること同書にあり。即ち此戦捷の俘囚らが、事に依て同志討ちせしと見ゆ。大伴部とか外從五位下など爵あるを見れば、必ず夷中の豪族なるべく、之を遠く西陲に配せしは、彼れが舊據と全く消息を斷絶せしめん政略なるべし。又此役にも皇師中に怯惰の輩ありしは、同書十四年十二月二十六日の條に「逃軍諸國軍士三百四十人、特有死罪、配陸奥國、永爲柵戸」とあれば、此役も中々容易の事に非ざりしは（猶次に述ぶべし）察するに難からず。柵とは後世の寨關にて、即ち其守戸となせるにて、後世の屯田兵なり。同書十五年十一月に、相模、武藏、上總、常陸、上野、下野、出羽、越後等國民九千人を、陸奥國伊治城に遷し置くともあるも、亦同じく守衛として移

住せしめしなり。尋で十六年十一月、田村麿を以て征夷大將軍となす。以て其功績の程を察せらる。同時に副將軍等の任命あるも、人名は詳かならず。此時敗餘の蝦夷等猶野心を含めるは、紀略に、十八年十二月、「陸奥國言す、俘囚五人、未だ野心を改めず、賊地に往還す、因りて身を禁しめて進送すと、土佐國に配す」とあるにても察すべし。蓋し此時曾て賊の巢窟たる膽澤を陥落せし後なれば、賊地とは夫より東北陲、今の青森邊を指せしならんか。右の情勢なれば、是等夷俘の、國司、郡司等に往々反抗せるを以て、紀略十九年に「十一月庚子、遣征夷大將軍近衛權中將陸奥出羽按察使從四位下兼行陸奥守鎮守將軍坂上大宿禰田村麿、檢校諸國夷俘」とありて、翌二十年二月、田村麿節刀を賜りて京師を發し、再び蝦夷征討ありしは、同書同年九月に、「丙戌、^{廿七}日、征夷大將軍坂上宿禰田村麿等言、臣聞云々、討伏夷賊、^{二十}十月に「丁巳、^八日、征夷大將軍坂上田村麿召、進節刀、十一月己未朔、乙丑、詔曰云々、陸奥國乃蝦夷等、歷代涉時天、侵亂邊境、殺略百姓、是以從四位上坂上田村麿大宿禰等遣天、伐平掃治、^{之平}流爾云々、田村麿授從三位、已下授位、二十一年正月には「甲子、^七日、陸奥國三神加階、緣征夷將軍奏靈驗也、乙丑、^八日、加征夷軍監已下軍士已上位勳、各有等級也」とありて、全く征夷の成功ありしを知るべし。されば田村麿の從四位上より越階して從三位に叙せられしにても、其戦況の尋常ならざるを察すべし。其功績の一斑は、同書同月十一日の勅に「官軍薄伐、關地瞻遠、^{全文は次に出す}とあれば、從來皇師の未だ入らざる地までも跋渉せるを知らる。

蓋し當時の蝦夷なる者は、蠢爾たる野獸的、今の北海道のアイヌなる者のみに非ずして、其巨魁たる者はや、開化に馴染したる土豪等の、各所に割據して皇命に抗せるにて、是等が彼の野民を使嚇して、所在を侵略せしめたるなり。そは後紀(延暦十八年二月)に、陸奥國新田郡(今栗原郡内)の百姓弓削部虎麿、妻丈部小廣刀自女等を日向國に流す、久しく賊地に住し、能く夷語を習ひ、屢、謾語を以て夷俘の心を騒動せしむ、とあるにても、一斑は察せらる。又田村麿の神階を奏請したる陸奥國の三神社は、今考ふる所なし。

因みに云、清水寺觀音かな縁起等に「桓武天皇延暦十四年、田村麿は、奥州の逆賊惡路王、高丸等を征伐すべき論言ありしかば、此事を延鎮(清水寺の開山)に語りて曰、我今度東夷を征せんこと、御僧の法力の加護を蒙らんと、深く頼みて奥州に赴く、高丸は駿州清見が關まで攻め上る、田村麿軍兵を出すと聞きて、奥州に歸る、官軍、夷賊と合戦す、矢種盡きて、今は射出すべき様もなし、折節小比丘小男來て、落ち散りたる矢を拾ひ持ち來る、田村麿、之を以て勝利を得、神樂岡といふ所にて高丸を射殺し、惡路王を切る、後ち都に上りて、延鎮に此事を語るに、鎮曰、我が法の中に於て勝軍地藏、勝敵毘沙門の行ひをしける、其驗なるべしと、田村麿感じて、膽澤郡に八幡宮を建て、其弓矢を納め、達谷窟^{タカヤノイハ}とて、高丸の住みける所に精舎^{シヤウシヤ}を營み、云々^(中略上中下を略して意を取)とあるは、此時の神驗の奏聞に附會せしに非ざるか。又羽後古志王神社に田村將軍の矢の根

とて在り。其模寫は集古十種(松平定信の輯)に出でたれど、親しく實物を見れば、大に疑はし。又十八年に、出羽の山夷に祿を賜ふを停め、山海夷を論せず、功に依て賜ふ事とせり。山夷とは、蓋し雄勝城等の治下に住せる者なるべし。

〔膽澤志波に城く〕 右の如く蝦夷平定せしを以て、更に鎮護の爲め其區域を北境に進められ、二十一年正月、田村麿を陸奥に遣し、彼の賊巢たりし膽澤に城を築かしむ。其時の勅は、紀略に「正月戊辰、^{十一}勅、官軍薄伐、關地膽澤、宜^下發^二駿河、甲斐、相模、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野等國浪人四千人、配^中陸奥國膽澤城、庚午、^{十三}越後米一萬六百斛、佐渡國鹽一百二十斛、毎年運^二送出羽國雄勝城、爲^三鎮兵糧、^一とあり。されば蝦夷等も大に辟易して、是の年四月に、夷酋大墓公阿互利爲、盤具公母禮等、種類五百餘人を率ゐて膽澤城に來降し、七月に、田村麿は阿互利爲、母禮二人を率ゐて上京せしかば、百官、表を上りて蝦夷平定を奉賀せり。楮俘夷の處置に付ては、紀略是の年八月の條に「丁酉、^{十三}斬^二夷大墓公阿互利爲、盤具公母禮等、此二虜者、並與地之賊首也、斬^二一虜、時、將軍等申云、此度任^レ願返入、招^二其賊類、而公卿執論云、野性獸心、反覆无^レ定、儻依^二朝威、獲^二此梟帥、縱依^二申請、放^二還與地、所謂養^レ虎遺^レ患也、即促^二兩虜、斬^二於河內國植山、^一とあり。此二賊の某公とあるは彼等自稱の號なるべく、之に依ても、彼等は其地の土豪にて、決して蠢愚なるアイヌに非ざるを知る。右の如く蝦夷平定せしを以て、更に翌二十二年、陸奥志波城を築き、二月越後國に仰

せて、米三千斛、鹽三十斛を送らしめて、築城の糧用に供し、三月、田村麿を以て其工を督せしめ、辭見の日、彩帛五十疋、綿三百屯を賜はる。其工就るに及び、出羽國の奏請を允し、秋田城を廢して郡となせり、此城は建置以來四十餘年に及ぶも、土地磽确にして、五穀に適せず、加ふるに北隅に孤在し、緩急事あるに當りて、比隣の救援に便ならざるを以てなり。是に至り、出羽の雄勝城と、陸奥の志波、膽澤の兩城と、恰かも鼎足の勢をなして、蝦夷の鎮護に備はる事となりぬ。

第四節 官界の戒飭と民力の軫念

官紀紊亂特に國司の貪濁、勸解由使及び交替式——民政觀念の一端

〔官紀紊亂特に國司の貪濁、勸解由使及び交替式〕 遷都といひ、征夷といひ、これに就て下民賦課勞役の大なりしは、清行、緒嗣等の奏議に明らかなるも、當時官界の汚濁なる、京官は怠慢に流れ、國司等(地方官)は貪濫を事として、顧みる所なきの世態は、これが戒飭の詔勅頻々たるを見ても知るべし。されど實際に行はれたるや否やは疑問なり。蓋し當時は、上古部民自治の習俗未だ消滅せず、上官は下僚を奴僕の如く視、國郡司亦下民を右の如く視て、其勞苦を厭はず。或場合には勞苦は、長上に對する下僚下民の常職視せるかの觀あり。又當時隋唐との國交開け、使臣互に往來し、時に僧侶の來往もありて、彼等が總べて彼の國の文化を我れに移せし功績は多とすべきも、事物は

總べて善事に限るに非ず、善事あれば、惡弊之に伴ひ、一利を輸入すれば、一害亦從て輸入さるゝは、近く歐米文化輸入の跡に就ても、其然るを知る、殊に隋といひ、唐といひ、其官界は、殆ど貪濫を極めたるは、彼の史を見て明かなり、されば我が使節の之を視て、官吏は斯の如きものとの思想を輸入して、遂に從來の部民自治の餘熱さめざる上加へたるも、官紀不肅の一因なるべし。偕天皇の是等に叡念を注がせ給ひし一斑を述べんに、續紀延暦三年十月に、「勅曰、如聞、比來、京中盜賊稍多、掠物街路、放火人家、良由職司不能肅清、令彼凶徒生茲賊害、自今以後、宜作鄰保一檢、察非違、一如令條、其遊食博戲之徒、不論陰贖、決杖一百、放火劫掠之類、不必拘法、懲以殺罰、勤加捉搦、遏絕紆究」とあり、以て當時京師民間の情況を察するに足る。其遊食博戲之徒に、陰贖の身柄ある族もありとは、以て世風の一斑は察せらる。又同書十一月に、「詔曰、民惟國本、本固國寧、民之所資、農桑是切、比者、諸國司等、厥政多僻、不愧撫道之乖、方、唯恐侵漁之末、巧、或廣占林野、奪蒼生之便要、或多營田園、妨黔黎之產業、百姓彫弊、職此之由、宜加禁制、懲革貪濁、自今已後、國司等、不得公廢田外更營水田、又不得私貪墾闢、侵百姓農桑地、如有違犯者、收獲之實、墾闢之田、並皆沒官、即解見任、科違勅之罪云々、十二月戊辰朔、庚辰、詔曰、山川藪澤之利、公私共之、具有令文、如聞、比來、或王臣家、及諸司、寺家、包并山林、獨專其利、是而不禁、百姓何濟、宜加禁斷、公私共之、如有違犯者、科違勅之罪、所司阿縱、亦與同罪云々」とあり、以て當時

地方在任者の情態を知るに足る。蓋し國司等は、京華の地を去りて、所謂天下る鄙アノサカに赴くは、人情の欲せざる所、故に之に赴任するに於ては、心中自ら慰藉する所なくんばあらず。其慰藉する所は、即ち貨殖の一點のみ。之に依て盛んに私墾を企て、しかも其勞役は、治下の民を驅使して、毫も憚る所なく、或は公廩を私し、又は出舉等に依ても、民を恤救するを第二として、専ら誅求を勤め、其間に於て私囊を満すといふは、一般の事なり。即ち前の詔に、「唯侵漁の巧みならざるを恐る」とあるは、此惡風習を戒め給へるなり。儲其貨殖はいかにするかといふに、之を後世子孫に遺すは希有の事にて、多くは、秩滿歸京の日に、京師の上官輩へ贈遺して、官達を求むるの資となし、即ち私墾庄園の如きも、大概は此資に用ひらる。されば地方は所謂財源地なれば、國司等の所爲を見聞して之を羨望する輩は、王臣諸司より、僧侶の世捨人までも、縁を求めて、其土地々々の山林藪澤、苟くも利のある所は、之を私するに至れるは、右の詔にても知るべし。但し以上の惡風は、此御代に生じたるに非ず、古きよりの事にて、其之を匡正せし事は、幾回なるを知らざる程なれど、(格を參看せよ)いつしか其禁は破られて、如上の情態となれるにて、延いて後年まで及ぼせり。右の如く自家の利を専らにして、公納は疎漫を極めたり。そは續紀延暦四年五月の條に「貢進調庸、具著法式、(中)凡頃年之間、諸國貢物、危惡多不中用度、」云々とあるにても知るべし。夫れのみならず、同書同年七月の條に左の勅あり。「夫正稅者、國家之資、水旱之備也、而比年、國司苟貪利潤、費用各衆、官物

減耗、倉廩不實、職此之由、宜自今已後、嚴加禁止其國司、如有一人犯用、餘官同坐、並解見任、永不叙用、贓物令其填納、不在免死逢赦限、遞相檢察、勿爲違犯、其郡司和許、亦同國司、と、所謂國郡司、共吟味せしめて、其弊を矯めんとせられ、尋で國司等の任用及び賞罰に付て制條を定めらる。同書延暦五年に、「四月庚申朔、庚午、詔曰、諸國所貢、庸調支度等物、每有未納、交關國用、積習稍久、爲弊已深、良由國宰郡司遞相怠慢、遂使物漏民間、用乏官庫、又其莅政治民、多乖朝委、廉平稱職、百不聞一、侵漁潤身、十室而九、忝曰官司、豈合如此、宜量其狀迹、隨事貶黜、其政績有聞、執掌無廢者、亦當甄錄、擢以顯榮、所司宜詳沙汰、明作條例、奏聞於是、太政官商量、奏其條例、撫育有方、戶口增益、勸課農桑、積實倉庫、貢進雜物、依限送納、肅清所部、盜賊不起、剖斷合理、獄訟無冤、在職公平、立身清慎、且守且耕、軍糧有儲、邊境清肅、城隍修理、若有國宰郡司、鎮將邊要等官、到任三年之内、政治灼然、當前二條已上者、五位已上者、量事進階、六位已下者、擢以不次、授以五位、在官貪濁、處事不平、肆行姦猾、以求名譽、政遊無度、擾亂百姓、嗜酒沈湎、廢闕公務、公節無聞、私門日益、放縱子弟、請託公行、逃失數多、克獲數少、統攝失方、戍卒違命、若有同前群官、不務職掌、仍當前一條已上者、不限二年之遠近、解却見任、」云々、とあり。其詔に「廉平職に稱ふこと、百にして一をも聞かず、侵漁して身を潤すと、十室にして九なり」とあるは、元より對比の形容詞なるも、蓋し實況を指し給へるなるべし。されば太政官の議定せる

所、亦當時の弊を匡正するに最大要點の條例なれど、其人選等實際に行はれしや否やは疑問なり。又此年六月に、「勅、撫育百姓、糺察部内、國郡官司同職掌也、然則國郡功過、其所預知、而頃年有燒正倉、獨罪郡司、不坐國司、事稍乖理、豈合法意、自今以後、宜奪國司等公廩、總填燒失官物、其郡司者、不在會赦之限」と、從來朝廷に於て、國司を寛假する所ありしも、之を更めて其責を課したり。此勅の正倉燒失の情況一斑は、同書同年に、「八月丁巳朔、甲子、勅曰、正倉被燒、未必由神、(神災をいふ、即ち雷火の如きもの)何等譜第之徒、害傍人(番人なり)而相燒、監主之司、避虛納(私消して滅せる高)以放火、自今已後、不論神災人火、宜令當時國郡司填備之」と云々、とあり。尋で此償ひを寛め、法に依て臨時推決せしむと改めらる。正倉は即ち正稅收藏の所なり。但し從來一定の制なかりしと見えて、此年勅して、每郡に土屋(土藏)一間を造らせしが、猶延燒を避けんため、十年二月に「諸國倉庫、不可相接、一倉失火、合院燒盡、於是勅、自今以後、新造倉庫、各相去十丈以上隨處寬狹、量宜置之」と更め、尋で健兒(壯兵なり、延曆十一年に諸國の兵士を廢して健兒を置かる)をして之を守らしむ。又時に畿内、七道に巡察使を派して、政績を視せしむ。其結果は、後紀十八年十一月に、「勅、先遣間民苦使、採訪政迹」(中)以嚴黜陟、今閱使狀、(中)去延曆十四年簡差使者、(中)慮彼自新、(中)而慢法不悛、縱欲无厭、此而可原、孰不可免、其延曆十五年以還、有犯國司已下、宜依法斷、以懲將來、但犯佃田三町以下、及駟使兵士者特從寬宥、

其十四年以往所犯、積習已久、卒難洗濯、宜事無輕重、一從原免」とあれば、度々の詔勅も、延曆十四五年頃までは、實際に遵行せざりしと見ゆ。但し右の賞罰は正史に見えず。されば右の匡正に、延曆十六年九月に、勸解由使の任命ありたり。即ち參議藤原内膳を長官に、左大辨菅野真道を次官に、式部大丞紀濱を判官に任せらる(此下に主典、使掌等あり、其人名は攷ふる所なし、職掌は職抄、延喜式等に出づ、略言すれば、地方に對する會計検査官の如し)。こは國解即ち解由狀の當否を解辨する職にて、解由とは、國司の交替に、後任者より出す、收稅、儲藏等の官物、一も缺損なく受繼ざりとの證狀なり。蓋し從來國司奸濫の弊風として、常に官物を私消せる爲め、交替引繼ぎの時に至りて、現に在るものと曾て收納せしものとの計算立たず。故に前任者は、公然職務を離れたれど、引繼ぎ了し得ざるを以て、解由を携へて歸京するを得ず、後任者は又公然と職を帯びながら、引繼ぎを受けざるため、茫然職を執り得ざる有様にて、此間に種々彌縫の奸策、即ち或は未納とか、又は水火損とか、種々の名の下に之を取繕ひて、解由狀を受取り、ために後任者は往々苦しめられしなり。解由由使の任、其初めを詳かにせず、或は是に始るか。尋で二十二年に交替式を制定せらる。こは國司交替に係る式條なり。以上は國司等戒飭の概略なり。想ふに斯くまでに國司の濫奸を戒め給ひしなれば、大臣以下、即ち内官に對しても、一層の戒飭あらせられしに相違なし。されど其事の正史になきは、故ある事ならん。其延曆十年に律令を頒たれ、又此御代には右大臣の

みにて、左大臣の缺官なりしにても、天皇親政の程は察せらる。

「民政叡念の一端」

又民の事に叡念を注がせ給ひしは、水旱風火の災、疾疫等ある毎に、必ず之を賑給して足らざるなく（御歴代皆然り）、實に民を見る、傷むが如くありき。其一二を述べんに、延暦七年は、去歲より畿内雨なかりしかば、四月、畿内の名神に勅使を派して雨を祈られ、且つ「五畿内頃者亢旱累月、溝池乏水、百姓之間不得耕種、宜仰所司、不問王臣、家田有水之處、恣任百姓、權令播種、勿失農時」と續紀にあるは、眞に特恩といふべし。又同十六日の條には「灌漑已竭、公私望斷、是日早朝、天皇沐浴、出庭、親祈焉、有頃、天關雲合、雨降滂沱、群臣莫不舞踏稱萬歲」とあり。又後紀同十五年七月に「詔曰、朕以眇身、忝承司牧、日旰忘食、憫一物之向隅、味爽求衣、懼五行之紊序、比來、太宰府言、肥後阿蘇郡山上有沼、其名曰神靈池、水旱經年、未嘗增減、而今無故涸減二十餘丈、考之卜筮、事主旱疫、民之無辜、恐蒙其殃、方欲修德施惠、消妖拯民、其天下鰥寡惻獨不能自存者、量加賑給、兼令每寺三日齋戒讀經悔過」云々とあり、其旱疫の兆といふを以てすら、實に御自身に御引受けありて、未だ殃ひの發せざるに、先づ無告の窮民を賑給ありしは、眞に至仁といふべし。獨り無告のみならず、養老の典も亦屢々擧げられ、延暦六年三月に詔して、畿内七道諸國、百歳以上は各穀二斛、九十已上は一斛、八十已上は五斗、鰥寡、孤獨、及び廢疾の徒は、其老幼を量り、三斗已下、一斗以上を、各本國の長官、親から郷邑に至りて、情

を存して賑贖せしめ、十月には「朕君臨四海、于茲七載、未能使合生之民共治淳化」天下諸國今年豐稔、享此大賚、豈獨在予、思與百姓慶斯有年」とありて、百歳以上には殺人ごとに三斛、九十已上には二斛、八十已上には一斛を賜ひ、鰥寡孤獨、疹疾の徒、自存すること能はざる者には、所司、例に准じて賑恤を加へ、仍て各本國の次官已上をして、縣郷邑を巡りて親から給せしめらる。又最も民人の資産に就て御注意ありし一斑は、續紀延暦十年に「諸國司等、校收常荒不用之田、以班百姓口分、徒受其名不堪輸租、又王臣家、國郡司、及殷富百姓等、或以下田、相易上田、或以便、相換不便、如此之類、觸處而在、於是仰下所司、却據天平十四年勝寶七載圖籍、咸皆改正、爲來年班田也」とありて、専ら細民の撫恤に勉められたり。且つ延暦十八年には、「出舉私稻、先已禁制、如或違犯、卽有嚴科、而去年不稔、百姓乏食、宜寬前制、暫任民情、其收息利、率十收三」と、年の凶歉には百姓私稻の出舉を許可ありて、且つ其利子は、官の出舉（第一節參看）と同一に十に三を取らしむ。從來十に五を取りし者、茲に至りて公私を通じて三となる。又納貢の上就ての一斑は、延暦十八年に「納貢之本、任於土宜、物非所出、民以爲患、今備前本無鐵、每至貢調、常買比國、自今已後、宜停貢鐵」云々と勅あり。延暦廿年には、「諸國調庸入貢、而或川無橋、或津乏舟、民憂不少、令路次諸國、貢調之時、津濟之處、設舟楫浮橋等、長爲恒例」と勅あり。蓋し當時田租は十に七を收め、三分は國司の處分に任す。依て奸濫の弊ありしかば、延暦に至り、口分班田

の町段を計り、十の八を收め、二を民に歸し、其八分の中半を損せるは、言上して處分を請はしめ、尋で又七分を收め、三分を民に歸し、長く制となれり。特に興業に就ての一斑は、延暦十五年に、木工大允上道廣成、備前國に於て銀を採りしを褒して、外從五位下を授けらる。又風俗の匡正に就ての一斑は、延暦十五年に、京畿の男女、混淆して北辰を祭るを禁じ、十六年には、三代格に「勅、男女有別、禮典攸崇、品類無差、名教已缺、如聞、黎庶黑暗、不識禮儀、所司寬容、曾無誨導、公私會集、男女混淆、敗俗傷風、莫過於斯、宜加禁斷、」十七年に、申ねて兩京畿内の人民、夜祭に男女會飲歌舞するを禁せらる。又人民の便を思して、延暦八年に、伊勢、美濃、越前等の關を廢し、攝津職の公私の使を勘問するを停めらる等、其重なるものなり。特に恩露、罪囚にまで及びしは、延暦十八年に「朕祇纂不業、撫臨黎元、尅已勤躬、不遑寧處、思欲輯熙四海、期之刑措、弘濟百姓、致之壽域、而近巡京中、過堀川處、錯鏢囚徒、暴體苦作、輿言於茲、愀然于懷、」云々とありて入處、故殺、強盜、放火、私鑄錢犯等の外は、悉く赦降せしめられたり。以上は民庶御憐恤の一斑なり。

第五節 僧侶の戒飭と新宗の興起

僧界の濫蕩——最澄、天台宗——空海、真言宗

〔僧界の濫蕩〕

當時國司の濫奸に次で、民間の煩ひをなしたるは僧侶なり。蓋し佛法渡來の初め

は眞の宗教家たる資性の僧侶のみなりしならんも、物事盛昌に従て又其弊生するは自然の情勢なるに、彼の道鏡出で、僧侶の跋扈となりし爾來は、戒行等は全く地に墮ちて、其頭を圓むるは、單に國衙の徭役を免れん手段にて、寺觀の建立も、亦民財を侵蝕して國衙の徵税を免れ、以て自富を謀るに在り。されば愆心ある徒は、官吏民庶を論せず、此僧侶と相結托して、陽には、土地山林の最も有利の地を以て、喜捨施入となし、陰には、其寺領たるを以て、租調を免れて、其利を私するもの、滔々として全國に蔓延せり。既に富む、何ぞ濫行なからん。其僧にして俗に劣れるもの、比々是れなるは、當時宗教界の實況なりき。天皇、此惡風を御洞觀ありて、最も匡正に勉め給ひしも、既に腐敗せるものは、又清淨の舊に復せず。是れ新宗派の起りて、君主の恩信を得、彼の華嚴、法相、三論の如きは、僅に平城の舊地に存在せるの所以にして、平安遷都も、此宗教即ち僧侶腐敗を意味せるものと思はる。偕當時僧侶に對しての一斑を述べんに、其得度に就ては、續紀延暦二年四月に「先是、去天平十三年二月勅、處分、每國造僧寺、必合有二十僧者、仍取精進練行、操履可稱者一之、必須數歲之間、觀彼志性始終無變、乃聽入道、而國司等不精試練、每有死關、妄令得度、至是勅、國分寺僧、死關之替、宜以下當土之僧堪爲法師者補之、自今已後、不得新度、仍先申闕狀、待報施行、」とあり。蓋し國司等試練を精密にせざるにあらで、精密にする能はざる事情のありしにて、其「精進練行操履可稱者」の皆無なるも、一因なるべけれど、他に寺僧と結托した

る私利等の情實もありて、そが申すまゝに得度を許したるも多々なるべし。そは同書同年に、「六月丙午朔、乙卯、勅曰、京畿定額諸寺、其數有_レ限、私自營作、先既立_レ制、比來所司寬縱、曾不_レ糾察、如經_二年代、無_二地不_レ寺、宜_三嚴加_三禁斷、自今已後、私立_二道場、及將_二田宅園地、捨施并賣易_レ寺、主典已上解_二却見任、自餘不_レ論_二蔭贖、決杖八十、官司知而不_レ禁者、亦與同罪、_一とあり。既に京畿に於てすら、官制を破りて私に寺を建て、之に田宅園地等を施入す。況んや其他をや。特に此施入せる田宅園地は、悉く京畿内に在るに非ず、多分は遠境にあり。こは國司等私に墾闢したる所にて、之を徵租又は官沒を避けん爲に、表面だけ施入せるなり。もし年代を経ば、地、寺ならざるはなからん」とは、所司等寬縱せるにあらで、實は建立しつゝありしなるべし。されば蔭贖の身分ある者にて、決杖八十の實刑を施す制を立られたるなり。且つ私有を表面だけ施入するは又しも、同書十二月に、「戊申、先_レ是、去天平勝寶三年九月、太政官符傳、豐富百姓、出_二舉錢財、貧乏之民、宅地爲_レ質、至_二於追徵、自償_二其質、既失_二本業、逃_二散他國、自今已後、皆悉禁止、若有_二契約、雖_レ至_二償期、猶任_二住居、令_二漸酬償、至_レ是勅、先有_二禁斷、未_レ曾懲革、而今京内諸寺、貪_二求利潤、以_二宅充_レ質、剽_レ利爲_レ本、非_二只綱維_レ越_レ法、抑亦官司阿容、何其爲_レ吏之道、輒違_二王憲、出塵之輩、更結_二俗網、宜其雖_レ經_二多歲、勿_レ過_二一倍、如有_二犯者、科_二違勅罪、_一云々とありて、「官司阿容」と、明らかに人民の宅地を寺僧に質入するまでを默許せり。或は官司等、自己の金穀を寺僧に托して、出舉殖利したるも多々ありしなるべし（第四節山川

菽澤の詔參看すべし）。されば僧侶も、是等の利を追ひ、傍ら佛驗を説きて、俗間に徘徊せし一斑は、同書四年に「五月乙未朔、己未、勅曰、出家之人、本事_レ行道、今見衆僧、多乖_二法旨、或私定_二檀越、出入閭巷、或誣_二稱佛驗、誑_二誤愚民、非_二唯比丘之不_レ慎_二教律、抑是所司之不_レ勤_二捉搦_二也、不_レ加_二嚴禁、何整_二緇徒、自今以後、如有_二此類、擯_二出外國_一（外國は畿外なり）、安_二置定額寺_一とあり。僧の本分は、各其寺内に在て、修法行道、即ち鎮護國家の奉公と、行道持戒の修行を專一とするものなるを、寺門の隆昌なるに従ひ、僧等に物欲の情起り、寺内に墊して清節を持するを迂愚となし、各自競うて閭巷俗間をあさりて信徒を求め、以て衣食の豊富を取る。其手段として、無稽の妄言を以て佛驗を唱道し、所謂佛を賣るもの、夙く此時に其風の盛んなりしを知る。所司の捉搦を勤めざるを責め給へるも、當時の所司は勿論、大臣の權貴すらも、此佛驗の妄言に迷はされつゝある際（藤氏、橘氏等の氏寺_{ウヂノテ}建立の事を参照せよ）なれば、此勅旨の實際に行はれしや否やは疑問なり。總べて此事に限らず、當時の史上及び格等に載する勅旨は、旨趣嚴明なるに係はらず、多く一時的なりしは、其後に「先既云々」とか「於_レ今不_レ悛」とかある、申令を見ても察せらる。是れを當時の弊習なる。されば今此勅旨に依て畿外に放たれたる僧もありしならんが、それらは反りて賣佛の便利を得て、充分に望を遂げしものあるより、各僧徒も往々之を羨み、京畿を去りて、各方面に賣佛と出掛けしと見えて、後紀延暦十八年に「六月甲戌朔、乙酉、勅、沙門檀去_二本寺、隱_二住山林、受_二人屬託、或行_二邪法、如_レ斯之徒、

往々而在、國憲内教、同所不許、宜諸國司、巡檢部内所、有山林精舍并居住比丘優婆塞、具録言上とあり。其邪法とは、いかなる事をなせるか、詳かならざれど、蓋し役小角を真似しならん。そも寺門に在りて行業を修せよといへば、猥りに俗間を彷彿して、檀信徒を求め、之を禁ずれば、恣に本寺を去りて、山林に入りて僻事をなす、以て當時僧界の濫蕩を察すべし。凡そ是等の弊を來せしは、其由來久しき事にて、物の利あるは、弊亦之に伴ふは、社會の常套にて、佛法隆盛に赴くに從ひ、各々其奉ずる所を主張して、諸人の信を博せん(利を求む)とせるより、自讃毀他の風をなし、其極種々の方便を用ひしより、斯る情勢となりしなり。右の勅旨下りしも、猶此自讃毀他は弘教の方便として行はれしは、延暦二十一年に「三論法相二宗、相爭各專一門、彼此長短、若偏被抑、恐有衰微」と勅令ありしも、實際に效なきをもて同二十二年に、「緇徒不學三論、專崇法相、三論之學、殆以將絶、頃年有勅、二宗並行、得度者未有三法、自今以後、三論法相、各度五人、立爲恒例」と申令あり、明年正月に又「勅、真如妙理、一味無二、然三論法相、兩宗菩薩、目擊相諍、蓋欲令後代學者、以競此理、各深其業、歟、如聞、諸寺學生、就三論者少、趣法相者多、遂使阿黨凌奪、其道疎淺、宜三分度者、每年宗別五人爲定、若當年無堪業者、缺而莫填、不得以此宗人、補彼宗數」と云々と後紀等にあり。目擊相諍云々、不得以此宗人、補彼宗數、とあれば、其競争の度も察せらる。尋で又「勅、頃年諸國緇徒、多虧戒行、既汚法教、先從擯出、然而特降弘恕、厚優耆宿、其有改

過者、聽住本寺、又簡智行可稱、堪爲人師者、擢任講師、化導釋侶、如聞、苟忝講師、或事奸濫、詐稱改過、未捨妻孥、此乃僧綱簡擇所失、國司阿容任意、遠教慢法、莫過斯甚、宜有此類、一從擯却、其僧綱國司、猶不俊革、量情科貶」と勅令あり、以て僧界の腐敗を察すべし。元來宗教なるものは、俗人の因果應報の感想を左右する程の力あるなれば、國司等、いかに法に據るも、之を俗人に對するよりは、數層寛やかなるは、普通の人情なれば、法制いかに嚴明なるも、實際に全く行はれざるも、亦已むを得ざるなり。

〔最澄、天台宗〕 當時の宗教界は、右の情況なれば、政綱と背馳し、往々世人の非難を受けつゝありしならん。是に於て僧最澄(傳教大師)、僧空海(弘法大師)の如き英才出で、新宗を唱道開派して、御信念を博するに至れり。元亨釋書、大師傳記等に據れば、最澄は世姓三津氏。近江滋賀郡の人。其先は東漢獻帝の孫。應神天皇の時、皇化を慕ひて至る。朝廷憐みて、之に近江滋賀郡に於て采邑を賜ふ。父百枝、叡山の麓に住す。神護景雲元年八月十八日、最澄生る。十二歳にして大安寺行表に就て出家す。唯識を習ひ、傍ら博く經論を探り、華嚴經、起信論等の疏を得。又南都に於て、天台の玄義、止觀、四教儀、維摩經疏等を寫し得たり。是れ先きに唐僧鑿真(招提寺に住す)の携へ來れる所。延暦四年七月、最澄、日枝山(比叡山)に登り、草舎を營み、法華、金光明等の諸大乘經を讀む。時に年十九。七年、山頂に一字を創建し、一乘止觀院と號し、自ら等身の藥師佛を作り、之

を安す。然れども天台の奥旨に於ては、師授相承する所なきを以て、常に入唐の志あり。廿三年七月、遣唐使藤原葛野鷹（元亨釋書に菅原清公を大使となすは、判官の誤なり）に従て、入唐求法の勅を蒙る。然れども長く留るを許されず。乃ち海に泛びて唐の明州に着す。時に彼の國德宗の貞元二十年なり。九月台州に赴き、天台山國清寺に到り、道邃法師に謁す。邃は荆溪の上足、智者（諱は智顛、字は德安、天台大師と諡す、智者は法號なり）七世の嫡孫なり。即ち最澄に一心三觀の旨を授け、菩薩三聚大戒を付す。依て最澄、天台の教文疏記を寫す、又佛隴寺行滿座主に謁す。行滿曰、昔智者大師告げて曰、我滅後二百餘歲、我が法東國に傳はらんと、祖識虚しからず、子は其人なりと。乃ち荆溪以上の諸籍秘頤を傾けて、悉く付して曰、汝此法文を持して、海東傳燈の始祖となれと。二十一年越州に如き、龍興寺順曉阿闍梨に就て、三部灌頂、密教、及び陀羅尼經、印契、圖樣、灌頂器物を受け、又唐興縣に赴き、沙門脩然に就て、達磨一派牛頭山法を受け、禪要を求め、夏五月、遣唐大使の歸朝に従て、延曆二十四年秋歸京し、得る所の天台、密教の諸經文等を上る。其表文に、「沙門最澄言、最澄聞、六爰探頤、局於生滅之場、百物正名、未涉眞如之境、豈若隨他權教開三乘於機門、隨自實教示一乘於道場哉、然則、圓教難說、演其義者天台、妙法難傳、暢其道者聖帝、伏惟陛下、纂靈出震、撫運登極、北蕃來朝請賀正於每年、東夷北首知歸德於先年、於是、屬想圓宗、緬懷一乘、紹宣妙法、以爲大訓、由是、妙圓極教、應聖機而興顯、灌頂密法、感皇緣

而圓滿、最澄奉使求去、遠尋靈蹤、往登台嶺、躬寫教迹、所獲經疏及記等、總二百三十部四百六十卷、且見進經一十卷、名曰金字妙法蓮華經七卷、金字金剛般若經一卷、金字菩薩戒經一卷、金字觀無量壽經一卷、及天台智者大師靈應圖一張、天台大師禪鎮一頭、天台山香爐峯送種及栢木文釋四枚、說法白角如意一柄、謹遣弟子藏經奉進、延曆二十四年七月十五日沙門最澄上表」とあり。又後紀等に八月九日入唐求法の僧最澄を殿上に請じて、悔過讀經（天皇御惱なれば）せしむ、最澄、唐國の佛像を獻する旨見えたり、最澄の護持僧となりしは、此時よりなるべし。尋て朝廷、七大寺に仰せて、最澄の携へ來れる所の諸經論を書寫せしめ、料紙を禁中より下し、大學頭和氣弘世をして其業を監せしむ。九月、清瀧高雄道場に、諸寺の知行兼備の僧を會して、灌頂三摩耶を受けしむ。是れ本邦に於て秘密灌頂の始なり。最澄乃ち新に天台法華宗を開く。時に佛教は華嚴、法相、三論、律の四宗にて、之に天台を加へて五宗となる。他に成實、俱舍の二派あるも、衰微して、僅に存すといふに過ぎず。最澄、以て政化に資し、教法を布く所以にあらずと奏して、毎年度者十二人、之を五宗に各二人、俱舍、成實各一人と定めんと申して、許さる。嵯峨天皇弘仁五年に、最澄久しく比叡山に住し、學行共に勤むとありて、近江の國の稻四百束を賜はりて山資に充てしむ。其學行共に勤むとあるは、御歸依の程を察すべし。同七年、最澄、新集聖教序三卷、及び天台靈應圖、並に本傳集十卷、涅槃獅子吼品一卷を上る。是れ王羲之聖教序舶來の初めなるべく、又嵯峨天皇翰墨に秀で給へるは、

蓋し之に據らせられしならん。弘仁十三年、(或は十年)最澄上表して、天台法華宗年分度者二人は、比叡山に於て、毎年三月先帝(桓武)國忌の日、法華經制に依て得度受戒せしめ、十二年出山を聽さず、四種三昧を練修せしめん、依て圓宗大乘戒壇を造立せんと請ふ。朝廷其表を南都の諸大寺に下して、意見を諮詢するに當り、沙門護命(イミヤウ)上表して之を抗議し、東大寺景深は迷方示正論を著し、天台宗義の二十八失を摘擧して、最澄に抗せるより、南都の諸寺之に雷同して、紛論百出す。最澄乃ち顯戒論及び顯戒緣起を著して、二十八失を反駁せしかば、朝廷之を南都諸大寺に下せしに、諸寺の輩又いふ所なかりしも、戒壇造立には極力反抗して、物論囂々たりしかば、朝廷、最澄の請を允さず。是れぞ後年南都北嶺紛争の濫觴なる。十三年六月最澄寂す。年五十四(或は五十六とも)清和天皇貞觀八年に、傳教大師と諡を賜ふ。釋家初例抄に「貞觀八年六月十二日乙酉、勅、天台大師最澄賜贈法印大和尚位、號傳教大師、(中略)准大唐南岳天台兩大師例、賜諡號、本朝大師諡號初也、最澄者入滅後今年四十五年」とあり。又戒壇の事は、元亨釋書等に、最澄寂後一七日に當り、允許の詔ありとあるも、正しく勅許を蒙りて戒壇を造立せしは、淳和天皇天長五年にて、最澄より二代義眞の時なり。そも戒壇は、東大寺及び筑前の觀音寺、下野の藥師寺に限り、之を三戒壇と稱して、僧侶たるもの、此中に就て受戒せるに非ざれば、僧籍に列するを得ざりし定めなれば、東大寺の反抗も故なきにあらずと雖も、茲に至りて四戒壇となりしが、藥師寺は後世廢絶して跡方もなく、觀音寺亦衰へて、遂に

南都、北嶺の二戒壇となれり。又延曆寺の號は、弘仁十四年に、開基の紀元(年號)に配して延曆寺と勅額を賜ひしなれば、所謂皇城の鬼門を鎮め、鎮護國家の御願所といふは、蓋し此頃よりの事なるべし。叡岳要記に「延曆寺、(中略)延曆四年歲次乙巳七月中旬、(中略)結草爲庵、(中略)同七年歲次戊辰、奉爲桓武天皇、創建根本一乘止觀院、(中略)弘仁十四年歲次癸卯二月二十六日、下詔勅、改易本名、號延曆寺、厥後寺家立了、とあれば、此年か。又平安京中の一條より九條までの街巷の區畫は、最澄所用の九條袈裟に則れりなどいふは、尤も俗説なり。又傳教入唐の事に付ても、神皇正統記に「傳教、入唐以前より、比叡山をひらきて練行、(中略)今の根本中堂の地をひらかれけるに、八の舌ある鑰をもとめ出で、唐まで持たれけるに、天台山上りて、智者大師(中略)六代の正統道邃和尚に謁し、(中略)彼の山に、智者歸寂より(中略)鑰を失ひて開かざる一藏あり、試みに此鑰にてあけらるゝに、とゞこほらず、(中略)依て一宗の奧義のこる所なく傳へられたり、とあるは、叡山の語傳を錄せるならんも、其眞否は敢て論するに及ばず。但し釋書に最澄、東國に下れるに、信濃は嶮路長坂、殆ど千百折、一日行程僅に半、山に宿るも、別に館あるなく、行人の困苦を察し、弘く募縁して、半途に一寺を營み、旅人の休泊に便せりとあるは左もありしならん。

〔空海、眞言宗〕 右の最澄に續きて、又新宗を開きしを空海とす。元亨釋書等に、空海は世姓佐伯氏。讃州多度郡屏風が浦の人。父は弘田田公、母は阿刀氏。寶龜五年に生る。年十二にて、外舅從

五位下阿刀大足オホタリに従て學ぶ。十八にして大學に上り、儒書を読むと雖も、志佛典にあり。偶ま泉州横尾寺に至り、沙門勤操に謁し、遂に落髮して教海と號す。後ち自ら如空と改む。延暦十四年、東大寺に入り、又空海と改む。佛前に誓願する所ありしに、夢中、人あり、告げて曰、大經あり、大毗廬遮那神變加持といふ、是れ眞秘密なりと。寤めて後ち人に語るに、此經を知る者なし。諸所を探求して、和州高市郡久米寺クメに之を得たり。披きて之を読むも、通せざる所多く、依て入唐の志を立つ。延暦二十三年五月、遣唐大使藤原葛野麿に従て海を渡り、八月、唐國の衡州に着く。乃ち彼れの徳宗貞元二十年なり。十二月長安に到り、城中の諸刹を周遊して明師を求め、青龍寺東塔院内供奉慧果阿闍梨ケイゴに謁す。果は大廣智不空三藏の高弟なり。空海を見て喜びて曰、我れ先きより汝の來るを知り待つこと久しと。尋で胎藏大曼荼羅に入り、後ち金剛界大曼荼羅に入り、又傳法阿闍梨位の灌頂を受く。果曰、瑜伽ユガは密藏なり、儀軌圖器諸深秘のもの、經書或は遺して載せず、假令秘記を聞見すとも、調造を藉らざれば委しからずと。乃ち畫工李真等に命じ、胎金諸曼荼羅を圖せしめ、鑄工揚忠信等に命じて佛具を造らしめ、寫經生に命じて金剛頂等の諸密經を寫さしめ、之を空海に授け、汝宜しく本國に歸り、此秘密乘教を以て、國中に流布すべしと。空海又劉賓リウヒンの般若三藏に謁して其譯する所の華嚴、六波羅密經、及び梵篋等を受け、憲宗元和元年八月、唐土を發す。舊唐書日本傳に、學生橘逸勢、學問僧空海、元和元年、日本國使判官高階真人、上言、前件の學生、藝業

稍く成る、本國に歸るを願ふ、臣と同じく歸らんと、之に従ふとあり。即ち平城天皇大同元年なり。朝廷即ち空海に、習得せる所の密乘を流布するを允す。然れども此時最澄盛んに天台宗を唱道せる中なればにや、南都諸大寺も、敢て新儀に反抗するの状なきが如し。既にして名聲揚るを以て、嵯峨天皇、弘仁四年三月、空海を宮中に召し、諸宗の碩德を會して、各所修の說を對論せしむ。空海乃ち即身即佛の義を主張し、衆之を難詰するに、空海の辯解甚だ明かにして、衆遂に屈す。故を以て同十三年、平城太上皇、空海に密乘の灌頂を受け給ふ。是れ天皇密乘灌頂の始めなり。明年正月、京都の東寺を空海に賜ひて、灌頂院となさしむ。東寺は、延暦十五年、大納言藤原伊勢人イセヒトを造寺使として、羅城門の東西に二寺を建てらる。東寺は東西二町東大宮 西壬生、南北二町南九條 北辛橋、西寺は東西二町東嘉門 西大宮、南北二町南九條 北辛橋。東寺を金光明四天王護國寺と號す。或は云、蕃客來朝の際に、其旅館に充つる所、茲に至りて佛刹となると。空海乃ち之に住し、青龍寺の法式に准じ、毎年春秋に灌頂の事を行ひ、且つ慧果付する所の毘陀羅子ヒツラコの袈裟等を置きて、寺鎮となす。淳和天皇即位の初め、空海に勅して、皇后院に、三日三夜、息災の法を行はしめ、尋で清凉殿に於て、大通方廣の法を行はしむ。天長二年、宮中に於て仁王般若經を講ずるに當り、空海を東宮講師に配せらる。是の年勅して、高尾の神護寺を改めて、神護國祚眞言寺となし、空海に賜りて長日修法所となす。仁明天皇承和元年、空海奏して、唐國の内道場に准じ、宮中に眞言院を置かんと請ふ。依て勘解由司廳を以て之に充て

らる。蓋し最澄の延暦寺は、鎮國の靈場として御崇敬を博せるを見て、之を凌駕せん望みにて、内道場を建議したるならん。されば是より毎歲正月、禁中に於て後七日御修法は始り、東寺長者の所役となれり。是れぞ後世禁中勅會毎に、天台、真言、座班を争ひ、相和せざる原因となりたりける。是より先き、空海も亦諸國を遍歴して、勝地を撰み、遂に紀伊高野山をトして金剛峯寺を建立し、鎮國の靈場となせしに、承和二年三月、此地に於て寂す。年六十三。醍醐天皇延喜二十一年、弘法大師の謚を賜ふ。神皇正統記嵯峨天皇の條に「真言、天台の二宗は、祖師の意巧、悉く鎮護國家のためと心ざし、(略)東寺は、(略)弘仁の御時、弘法に賜ひてながく真言の寺とす、(略)此宗を神通乘と云、如來果上の法門にして、諸教にこえたる極秘密と思へり、就中我國は、神代よりの縁起、此宗の所説に符合せり、(略)弘法はことさら師資の御約ありければ、おもしろし給へける、」とあるにても、いかに後世まで、真言宗の、禁中及び堂上家の信仰を博せしやは察せらる。殊に神代の縁起、即ち神話は、此宗の所説符合せりとあれば、以て當時空海が弘教の手段を推すに足る。されば本邦神社に對して立てられたる本地垂迹の説は、空海の唱道せる所といふものもあるなり。されどこは誤りにて、空海以前に其説はありしなり。但空海に依て彌々擴張されたるなり。偕平城時代の佛教界は混濁を極めつる折柄、最澄、空海の二豪傑が新宗派を唱道し、しかも行業共に卓然たるを以て、普く世間を風靡せるの觀あり。蓋し新宗派の興立のみならず、本邦佛教界の一新紀元たり。

第六節 桓武天皇の外交及び庶政

渤海の來貢——文學の奨励——矯風鑄錢及び殖産

〔渤海の來貢〕 以上述べ來る如く、天皇は銳意治績を擧げ給ひしも、猶御事蹟の一二を述べんに、最も外交には叡念を注がせ給ひて、懷柔の恩旨を垂れ給へり。其一斑は、延暦五年に、渤海國使李元泰以下六十五人、出羽國に漂着せしに、蝦夷の爲に略され、四十一人生存せる由、國司言上せしを以て、之を賑給して歸らしむ。尋で十三年、又同國使呂定琳等六十八人、蝦夷の地に漂着せしをも賑給して歸らしむ(當時彼の國より本邦への航路を推知すべし)。渤海國は、元高麗の故地なり。我朝の和銅六年に唐の冊封を受けて、渤海國と號せり。此時上野介御長廣岳、式部大錄桑原秋成に之を送らしめ、其王に璽書及び絹二十疋、絁二十疋、絲百紵、綿二百屯を贈らる。我が國使還るに及び、彼の國王書を上れり。後紀に「嵩璘啓、差使奔波、貴申情禮、佇承休眷、瞻望徒勞、天皇頓降敦私、既之使命、佳問盈耳、珍貴溢目、俯仰自欣、伏增懽悅、其定琳等、不料邊虜、被陷賊場、俯垂恤存、生還本國、嵩璘猥以寡德、幸屬時來、宜承先爵、土統舊封、思欲修禮勝方、結交貴國、歲時朝覲、小船航海、不沒卽危、雖慕盛化、如難阻何、儻長尋舊好、幸許來往、則送使數、不過二十、以茲爲限、式作永規、云々とあり、以て其敬慕の情を思ふべし。されば群臣、

之に對して賀奏を上る。「臣聞、大人馭時、以德爲本、明王應世、懷遠是崇、(中)伏惟、天皇陛下、仰天作憲、握地成規、窺日域而慕聲、(中)近者、送渤海客使御長廣岳等廻來、伏見彼國所上啓、辭義溫恭、情禮可觀、悔中間之迷圖、復先祖之遺跡、(中)克己改過、始請朝貢之年限、云々とあれば、御宇に及びて、遙かに服從の禮を執り、以て中間に反抗したる過を改めしは、いふまでもなし。されば我れよりも更に之に答へられ、同十七年、内藏宿禰賀萬等を彼の國に遣はせしに、彼れ亦我が使を送りて、大昌泰等を來朝せしむ。依て明年正月、大極殿に御して、群臣と共に彼の使に宴を賜ひ、且つ綦措衣を賜りしに、彼の使悦びの餘り、群臣と共に踏歌して賀を上れり。其歸國に際して、式部少錄滋野船白等をして送らしむ。其時我が國書は、後紀に「天皇敬問渤海國王、使昌泰隨賀萬一至、得啓具之、王逃慕風化、重請聘期、占雲之譯交肩、驟水之貢繼踵、每念美志、嘉尙無已、故遣專使、告以年期、而猶嫌其遲、更事覆請、夫制以六載、本爲路難、彼如此不辭、豈論遲促、宜其修聘之使、勿勞年限、今因昌泰等還、差式部省少錄正六位上滋野宿禰船白、充使領送、并附信物、色目如別、夏首正熟、惟王平安、略此代懷、指不繁及」とありて、是より年々朝貢するを例とせり。其他新羅の如きも亦然り、互に使臣の往復ありしは正史に散見せり。

〔文學の獎勵〕 又天皇の文學に叡念を傾け給ひし一斑は、延曆十一年に勅して、明經の徒、發聲と誦讀と、既に訛謬多きを以て、音習は漢音を熟習すべしと改められ、十三年には詔して、「古の王

は、教學を先とす、云々、去る天平寶字元年に置く所の大學寮田廿町は、生徒稍衆く、費に供するに足らず」とありて、更に越前の國の水田一百二町を勸學田として付けられ、二十四年に、紀傳の儒者を置かれし等は、其重なるものなり。殊に前朝に續日本紀の勅輯ありしも、事疎漏なりとありて、更に民部大輔菅野眞道、左少辨秋篠安人、大外記中科巨都雄等に補輯せしめ、延曆十六年二月、成りて之を上る。其上表の略に「前朝詔故中納言從三位石川朝臣名足、刑部卿從四位下淡海真人三船、刑部大輔從五位上當麻真人永嗣等、分帙修撰、以繼前紀、而因循舊案、(中)臣等搜故實於司存、詢前聞於舊老、綴叙殘簡、補輯缺文」と、以て聖旨の在る所を察せらる。又十五年に勅して、「諸國地圖、事迹疎略、加以三年序已久、文字闕逸、(中)夫郡國鄉邑、騎馬遠近、名山大川、形體廣狹、具錄無漏焉」と、即ち地誌の編成ありしは、御歷代中有數の御事業たり。されば御製の如きも、想ふに多々ありしならんも、逸して傳らず。僅に史上にある一二を擧げんに、延曆十六年十月に、宴を賜ふの日、酒酣なる時、「己乃己呂乃志具禮乃阿米爾菊乃波奈知利曾之奴倍岐阿多良蘇乃香乎。」十七年八月、北野に獵し給ひ、伊豫親王の山莊にて、日暮に、「氣佐能阿狹氣奈久知布之賀農曾乃己惠遠岐嘉受波伊賀之與波布氣奴止毛。」其時鹿鳴きければ、供奉の臣下に唱和せしめらる。二十年正月の御宴に、雪下りければ、「字米能波那故飛都々鄔黎巨敷魯庚岐波乎那可毛社流屠於毛飛都留何毛。」二十二年三月、遣唐大使葛野麿、副使石川道益に餞を賜ふ時、「許能佐氣波於保邇波安良須多比良可爾何倍理伎

末勢止伊婆比多流佐氣。」葛野鷹威泣して、涙雨の如く下るを見て、群臣涙を垂れざるなし。其臣下の遠征を勞はり給ふ御慮を拜すべし。

〔矯風鑄錢及び殖産〕

又世態漸く開くるに従ひ、良賤の混構は、情勢の免かれざるを察し、延暦八年に、婢即ち賤民の、良家の子弟に通じ、良家の女の、奴即ち賤男に通じて、生む所の子は、悉く良家に従ふを許され、依て各家の系統を明白にすべきために、延暦十八年十二月「天下臣民、氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、欲據譜譜、多經改易、至檢籍帳、難辨本技、宜布告天下、令進本系帳、三韓諸蕃亦同、但令載始祖及別祖等名、勿列枝流并繼嗣歷名、若元出于貴族之別者、宜取聽別成軸焉。」と勅あり。蓋し弘仁四年に成る所の姓氏録は、之に據るなり。又天皇は佛教を御信仰ありしも、酷く妖僧、巫祝等の姪祀を禁せられ、延暦十三年に、山城國乙訓社に在る佛像を大原寺に遷されたり。こは初め西山に採薪の樵夫が、此社頭に休息し、戯れに木を削りて佛像を刻みしを、靈驗ありと稱して、衆庶群集せしを以てなり。十四年に、右京の人上毛野兄國の女、自ら諸天と稱し、妖言を以て衆を惑すを以て、土佐に配流し、十五年に、越前足羽郡の人生江臣家道の女、常に市中を徘徊し妄りに罪福を説きて愚民を惑すを以て、本國に追放する等、其重なる事なるが、當時既に巫女の、世上に迷信せられつゝありし世態を知るに足る。殊に天皇は財政に御慮を用ひ給

ひ、延暦十五年に、從來私鑄錢の禁ありしも、猶止まざるを以て「頃者私鑄滋起、奸鑄紛然、施之交關、既爲輕賤、宛之貯蓄、不堪寶用。」とありて、新に錢貨を鑄造して、隆平永寶と銘じ、一を以て舊錢の十に換へ、且つ民間の便を思され、新舊交通せしめしも、舊錢は、明年より、四年を限りて停められたり。又延暦十八年に、參河國に小船一隻漂着す。内に一人在り。布を以て背を覆ひ、犢鼻を着け、左肩、紺布を着けて、形ち袈裟の如し。年二十歳程。身長五尺餘、耳の長さ三寸餘。言語通せざるを以て、何國人たるを知らずと雖も、唐人等(當時歸化の輩)、之を見て崑崙人といふ。彼れ頗る唐國の語に通じ、自ら天竺人といふ。常に一弦琴を彈するに、歌聲哀楚たり。其の携ふる資物を檢するに、中に草の實あり。之を綿種といふ。其願に依て川原寺に住せしめ、先づ彼れが資物を賣り、屋を西塚外の路邊に作りて休息せしめ、後ち近江の國分寺に移す。偕彼れが携ふる所の綿種を諸國に栽培せしむ。是れ本邦木綿種の始めなり。されど遂に播殖せざりしは惜むべし。又此年、東海道の婦女を陸奥に移して、蠶業を奨めらる。是れ奥羽の地に蠶業の始めなるも、後又振はざるに至れり。現今本邦の栽培する所の木綿は、慶長の始め、征韓凱旋の將士が齎らせし所、奥羽蠶業の漸く盛昌を致せるは、天明以後の事といふ。

第二章 藤氏本支の軌轢

第七節 平城天皇踐祚と立太弟

平城帝踐祚——伊豫親王の獄

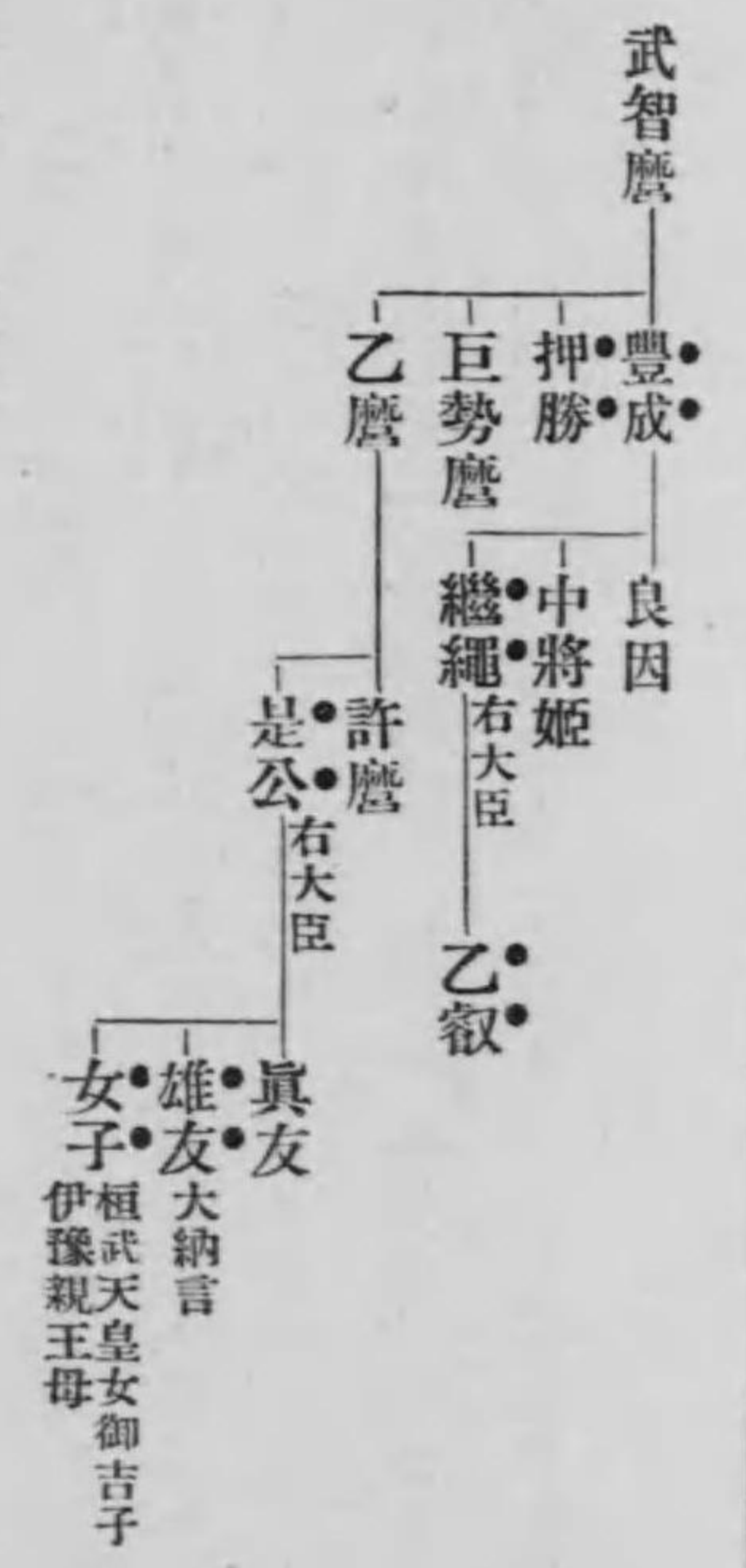
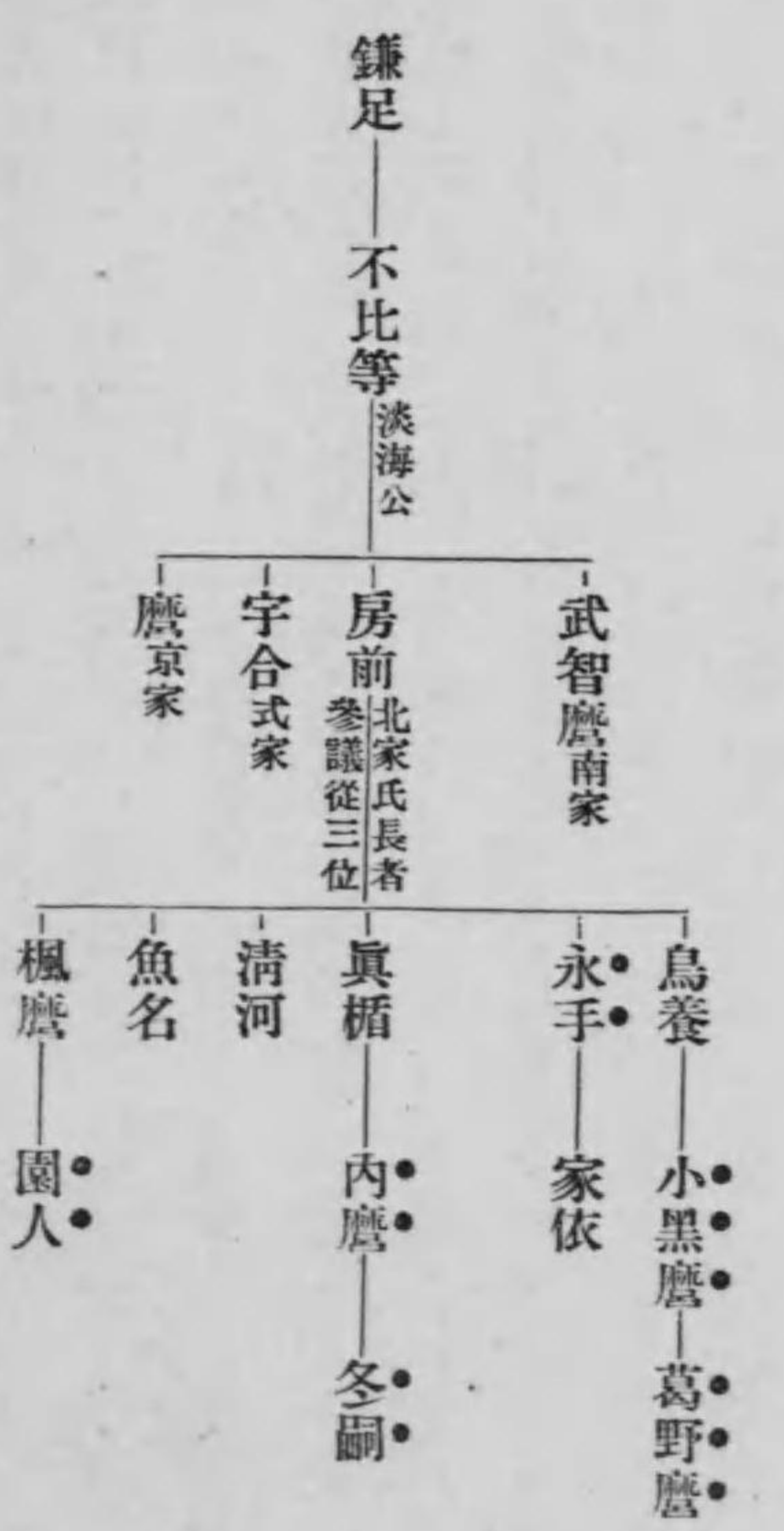
〔平城帝踐祚〕 後紀に「延暦廿五年正月丙寅朔、廢朝、聖躬不豫也、(略中)二月丁巳_{三十日}先是、尙縫五百井女王、爲令_二聖躬平善、造_三寫藥師佛像并法華經、至是功畢、因屈_三僧卅一人、設_三齋於前殿、百官供奉、(略中)三月己卯_{十五日}上病大漸彌留、(略中)辛巳_{十七日}(略中)有頃天皇崩於正寢、春秋七十、四月七日、山城國柏原の陵に葬り奉る。後、桓武天皇と諡を奉る。依て皇太子御踐祚あらせらる。是より先き、正月、父帝御不豫に當り、急に皇太子を召し、其至るを遲しとして、更に參議藤原緒嗣を以て迎へさせ給ひ、皇太子を御牀下に召して、良久しく勅語ありしと、後紀にあるは御遺詔なるべく、其中に立皇太弟の御事もありしならん。さて父帝崩御に「皇太子哀號擗踊、迷而不_レ起、參議近衛中將坂上田村麿、春宮大夫藤原葛野麿、固請扶下_レ殿、而遷_三於東廂、以_三璽并劍櫃、近衛將監紀繩麿、從五位下多入鹿相副從_レ之、(略)とあれば、御孝志の程は察するに餘りあり。偕此十九日、山城國葛野郡宇太野を以て、山陵の地と定められしに、二十三日に、日色赤くして光なく、大井、比叡、小野、栗栖等の山共に燒け、煙灰四滿して、京中晝昏し。之に依て、定むる所の山陵の地は賀茂社に近ければ、神災なるべしとてトはせ給ふに、果して其祟ありと奏す。依て更に紀伊郡柏原の山陵と定めらる。五月十八日、大極殿に御即位ありて、大同元年と改元あり。後紀等に「改元大同、非禮也、國君即位、踰年而後改元者、緣_二臣子之心不_レ忍_三一年而有_二二君_一也、今未_レ踰年而改元、分_三先帝之殘年、成_三當身之嘉號、失_三慎_レ終無_レ改之義、違_三孝子之心_一也、稽_三之舊典、可_レ謂_レ失也、(略)とあれば、當時公卿中に不服の人ありしを察せらる。

〔伊豫親王の獄〕 是の月彈正尹の宮を以て皇太弟と定め給ふ。宮は天皇御同母の弟なり。然るに此事に就て水鏡に、天皇御即位の日を以て(これは誤れり、御即位は十八日にて、立太弟は十九日なり)東宮に立て給ひしが、やがて之を廢せんと思召しける程に、東宮の傅藤原冬嗣(東宮傅に非ず、春宮亮なり)此由を察して、密に東宮に告げまゐらせし程に、東宮大に驚き給ひ、遙に先帝の陵を拜して御祈願の事ありしかば、俄に一天かき曇り、烟氣四方に立ちて、暗夜の如くなりし程に、天皇驚かせ給ひ、急に御トの事ありしに、先帝の御祟りなりと奏聞あるより、御過ち悔いさせ給ひ、御祈りありしかば、三日にして天晴れたりとあるも、こは、後紀等に此事なきのみならず、立太弟の日に天變の事も亦なければ誤りにて、蓋し先きの山陵の御祟りとある、山燒の烟氣を混同せしならんも、天皇の叡慮は皇太弟にあらずして、皇太子(高岳親王)にありし一斑を察せらる。之のみならず、先帝、延暦二十三年に、大和國石上社(イソノカミ)に在る所の器仗即ち兵器を、遷都の上は、斯く遠所

に置くは然るべからずとありて、平安京へ遷されしに、延暦二十四年御不豫の時、石上神の、人に託して、神寶の器仗を他へ遷したる御祟りと奏せしに、天皇の御夢にも斯くと御覽せられたりとして、二月、宿徳の僧六十九人に命じて、石上社に讀經せしめ、器仗を本の如く納め給ふ。詔に「石上大神乃宮爾收有志器仗乎、京都遠久成奴流依豆、近處爾全治年爲豆奈、去年此爾運收有流、然爾比來之間、御體如常不三御坐二有爾、大御夢爾覺志坐爾、依豆大神乃願坐之任爾、本社爾返收、云々とあり。こは、御夢は眞實なるも、事の起りは、新舊思想公卿僧侶の造言にあるべし。元來此社の器仗は鎮國の神寶にて、國家變ある毎に靈瑞ありと、古來より傳説もあるなれば、之を動すに於ては兵革の兆ありと、或る一部の人々が、天皇崩御の後は、或る一部に必ず亂のあるべき色を察して、密奏したるならん。されば桓武天皇崩御の日、東宮の寢殿の上に血の灑ぎある事、尋で兵庫夜鳴ること二度等の異事、後紀等にあり。こも一部の人々が、既に亂兆を知れるより、故らに斯る事をなして、豫じめ警告し奉れる事と思はる。偕其發亂はといへば、即ち藤氏一門の政權爭奪が此原動なるは、水鏡の冬嗣が言にても察せらる。さるからに此立太弟の事も、遺詔に依て定め給ひしならんも、參議内麿が其議に與かれるなるべし。そは内麿が、此時大納言より一躍して、右大臣に進みしにても察せられ、又天皇も、皇太子をと思されしも、暫くは内麿に對して、黙し給へるなるべし。斯る情勢なれば、内麿を妬む輩は遂に黙止し難くて、其鋒芒を顯はしたるは藤原宗成なり。但し宗成は北家綱手の子にして、同じ北家、しかも從兄弟の親なる乙牟漏の御所生たる皇太弟を廢し、又天皇の第一皇子高岳親王をも措いて、式家の出なる吉子の御所生たる第三皇子三品中務卿伊豫親王を立てんとは、頗る不審なれど、斯る事は尋常を以て推し難し。されば偶天皇、皇太弟を廢すべき御内望のある由、一部に密々傳説あるを機として、伊豫親王立太弟の運動をなせし事の、疾くも泄れたるは、紀略に、藤原宗成、中務卿三品伊豫親王を勸めて、潜かに不軌を謀るとあり。不軌とは廢立の事をいふにて、必ずしも謀反とか、起兵などの事にあらず。同書右の續きに、大納言藤原雄友、之を聞きて、右大臣藤原内麿に告ぐとあれば、雄友をも方人カウワとせしに、反りて雄友に密告されしにて、斯る事には、古今とも有勝ちの事態なり。其續きに、是に於て親王、遽かに、宗成己れを勸めて反するの狀を奏すとは、蓋し眞實にて、宗成を按驗するに、首謀叛逆は是れ親王なりとあるは、彼れの遁辭なるべし。斯る怯臆の者なれば、大望の成就せざるも當然の事なり。されば紀略に、十一月乙未(十二)、親王母子、藥を仰ぎて死す、時人之を哀しむとあるも、以て當時既に全く宗成のために賣られたるは、知れわたれるにて、此時、左兵衛督巨勢野足と共に、命を受けて伊豫親王の第を圍みたる安培兄雄、大同三年に卒す。後紀其略傳に「乏文堪武(中)高直有耿介之節(中)伊豫親王無罪而廢、當上盛怒、群臣莫敢諫者、兄雄抗辨固爭、雖不能得、論者義之」とあり。命を受けて討手に向ふ兄雄すら、之を爭ふといへば、親王の冤罪は既に一般に知られたるも、上の盛怒に當りて、敢て諫む

して、同じ北家、しかも從兄弟の親なる乙牟漏の御所生たる皇太弟を廢し、又天皇の第一皇子高岳親王をも措いて、式家の出なる吉子の御所生たる第三皇子三品中務卿伊豫親王を立てんとは、頗る不審なれど、斯る事は尋常を以て推し難し。されば偶天皇、皇太弟を廢すべき御内望のある由、一部に密々傳説あるを機として、伊豫親王立太弟の運動をなせし事の、疾くも泄れたるは、紀略に、藤原宗成、中務卿三品伊豫親王を勸めて、潜かに不軌を謀るとあり。不軌とは廢立の事をいふにて、必ずしも謀反とか、起兵などの事にあらず。同書右の續きに、大納言藤原雄友、之を聞きて、右大臣藤原内麿に告ぐとあれば、雄友をも方人カウワとせしに、反りて雄友に密告されしにて、斯る事には、古今とも有勝ちの事態なり。其續きに、是に於て親王、遽かに、宗成己れを勸めて反するの狀を奏すとは、蓋し眞實にて、宗成を按驗するに、首謀叛逆は是れ親王なりとあるは、彼れの遁辭なるべし。斯る怯臆の者なれば、大望の成就せざるも當然の事なり。されば紀略に、十一月乙未(十二)、親王母子、藥を仰ぎて死す、時人之を哀しむとあるも、以て當時既に全く宗成のために賣られたるは、知れわたれるにて、此時、左兵衛督巨勢野足と共に、命を受けて伊豫親王の第を圍みたる安培兄雄、大同三年に卒す。後紀其略傳に「乏文堪武(中)高直有耿介之節(中)伊豫親王無罪而廢、當上盛怒、群臣莫敢諫者、兄雄抗辨固爭、雖不能得、論者義之」とあり。命を受けて討手に向ふ兄雄すら、之を爭ふといへば、親王の冤罪は既に一般に知られたるも、上の盛怒に當りて、敢て諫む

る者なきは、内部に深き事情あるを知る。同書藤原乙叡の略傳にも「以父母之故、頻歴顯要、至中納言、性頑驕好、妾馬、而縁山臨水、多置別業、以信宿之、必備内事、平城帝爲太子時、乙叡侍宴、願酒不敬、天皇含之、後遣伊豫親王事、辟連乙叡、免歸于第、自知無罪、以憂而終」とあるにて、此獄は、一部の輩が、天皇の意を迎へて、讒誣結構に出でたるを知るべし。儲親王御母子の自殺と共に、大納言雄友及び宗成も配流に處せられたり。左に尊卑分脈より、藤原氏一門の略系を抄出して、参考に資せん、



右の如く武智麿は不比等の第一子なれば、其長子豊成は、孝謙帝の朝に右大臣となり、次子押勝は、正一位大師の極位に陞れり。既にして押勝は反逆を企て、誅せられしに、豊成は、先きに弟押勝と權を争ひ、遂に橘奈良麿の事に坐して罪を蒙りしが、押勝の亂に與からざるより、官位を復さる。其子繼繩、父の先蹤を繼ぎて右大臣に陞り、其姪是公も亦同じく右大臣となり、且つ其女は、桓武帝に奉侍して、伊豫親王を生めり。然るに宇合の子良繼、百川、藏下麿の三人は、北家の永手と共に光仁帝を擁立したるより、良繼の女は桓武帝に奉侍して、平城、嵯峨兩朝の國母たり。其子種繼は、桓武帝の朝に、威權内外を傾け、種繼の子仲成と藥子の二人は、此時内部に在りて、竊かに政柄を弄しつゝあるに、百川の女、一は桓武帝に奉侍して、淳和帝の御母たり、一は平城帝東宮の時其妃となりて、當時藤原一門中に、式家(宇合流)は實に全盛を極めつゝありしなり。されどいかに權勢あればとて、未だ蔭子として出身の宗成が、伊豫親王を立てんと企てしといふは疑はしく、縦ひ企てたりとも、決して成就せざるは、何人も知れるなるべし。況や當時威勢第一なる門族中に在りながら、其所出の嵯峨帝を廢せんなどあるに於てをや。蓋し是より先き、平城天皇春宮に御座せし時、先帝は、第二の宮神野親王(嵯峨帝)を御鍾愛の餘り、一の宮の春宮を廢して、一の宮にと、内々思されし事のありし由、水鏡等にも見えれば、平城帝の立太弟は全く先帝の思召を繼承あらせられしも、先帝一時の思召立ちには、延いて當今と太弟との御中に、何となく御不協の色はの見える

につけて、此機に乗じて武智麿流(南家)の輩が、其所出の伊豫親王を立てんと企てんも計られず。依て我れより彼れを偽り誘引きて、之を破らんと、仲成、藥子等が、特に其門族中に於て、比較的沈淪なる宗成を以て、南家中に、最も權勢ある雄友に談せしめたるなり。そは大同四年に、仲成、藥子が罪案の中に「仲成己が妹の勢を恃み、虚詐の事を以て、親王夫人を凌ぎ侮りて、家を棄て路に乗じて東西に辛苦せしむ」とあるは、即ち此獄をいへるにて、全く二人の奸計に出でたるを知るべし。さるからに雄友も事の意外なるに驚きて、急に右大臣内麿に密告せしも、既に表向きに露はれたる上は、讒誣の結構は遂に天皇の盛怒となりて、雄友は空しく伊豫に配流せられ、後赦免ありしも、南家は遂に衰へたり。

第八節 政局の刷新

六道觀察使及び兵制改革——風教の振肅——中臣忌部の争訟——疫癘の猖獗

〔六道觀察使及び兵制改革〕 天皇夙に百官の懈怠を知し食されたれば、即位の初め、政局の刷新を御斷行あり。先づ勸解由使を廢して、六道觀察使を置かる。其聖旨は左の詔にて明かなり。「朕以庸虚、謬承先業、(中)伏惟先帝、(中)謹讀延曆五年四月十一日詔下者、備諸國庸調支度等物、每有未納、交關國用、良由國郡司遞相怠慢、(中)宜下量其狀迹、從事貶黜、所司宜作條例、奏聞、公卿即

依_レ制旨、上_レ一十六條事、自_レ茲厥後、既經_三年所、空設_二憲章、未_レ聞_三遵行、是則國郡官司不練之所_レ致也、今爲_レ行_三十六條、(十六條は、第四節延暦五年四月の制條なり、參看)量置_三六道觀察使、道別一人、判官一人、主典一人、所_下以移_二風淳風、易_二俗雅俗、激_二揚清濁、黜_二陟幽明_也、其事有_三大小、使有_二輕重、自_レ非_下國由_二廢興、政關_中成敗、宜_下遣_二判官以下、督察_上云々、以て聖旨の嚴重なるを知るべし。蓋し先朝の御時も、諸國に巡察使を差遣されしも、たまさかの事にて、國司等の濫奸は勘解由使にて判別されしを、幾許もならざるに、一步を進めて、觀察使の定職を置きて、實地に就て按檢せしむる事となせるなり。されば其人々も、舊來の如く形式的なだけで、仔細に實際を按檢せり。其一二を述べんに、此年、山陽道觀察使藤原園人は、西海道は、年中、京に入るの雜使、其數繁多なるため、此道の疲弊甚し、其由を檢察するに、右使の送迎止むなきを以て、人民私の業を顧るに違あらざるが故なれば、西海道の府國司等、五位已上の人は、自今、秩滿解任の外は、輒く上京するを許すべからずと奏上して、許されたり。蓋し西海道は太宰府の在る所にて、唐韓との往來もあれば、必ず緊要の使の上京ならんも、同道は外邦と貿易の地にて、所謂百貨輻湊の地なれば、中には、名を公務に藉りて、私の往來 頻繁なりしならん。又園人の上言に依て、諸國山海の利は、公私之を共にすべき定めなるに、勢家の輩専らに之を占めて、百姓の活計を絶つ、然るに國司等之に阿容して、毫も制止せずとあるを以て、自今は、延暦年中の格に依て、嚴重に所謂して宥すべからず、殊に山岳の體

は國の儀容にして、漆菓の利は用ふる所亦切りなれば、宜しく蕃茂を期し、決して伐損すべからず、山城國葛野郡大井川は、河水暴流して堰隄を淪没す、是れ材木を其水源地に伐採するより、下流の民に灌漑の利を失はしむ、依て國司等計りて之を禁制せり、諸國も之に類する地は、公私を論せず制禁すべしの命あり。又東海道觀察使藤原葛野麿は、延暦十七年の格に、正税を出舉するに、穀を給して穀を收むるは、立て、恒例たるに、其地に依りては稻に早晚あるをもて、其宜しきに從て收むべきに、唯收むるを主とする爲め、農民の種子も穀となすに至るは、有司の失なりと上言せるを以て、勅して早晚稻に依て之を收め、百姓の種子を奪ふが如きを禁せらる等、凡そ是等に依て國司の戒飭及び庶民の保護に係る詔勅、頻々として下されたれば、當時の官界は、いかに震駭せしやは察せらる。是れ實に天皇施治の御銳意に依ると雖も、所謂水清ければ魚棲ますの諺の如く、法令の嚴なると、之を厲行するの急なるとには、必ず群小の附隨して、常に苛察を用ふるは、古今政界の常套なれば、當時も既に其事あるをもて、一方に喜ぶ者あれば、一方に歎く者出で來て、遂に後世をして、政令煩苛の觀あらしむるは惜むべし。されば百官も、天皇の意を迎へんとてか、新宮造營の事を奏議したるは、後紀大同元年七月に、「甲辰、^{甲三}詔曰、比公卿奏、日月云除、聖忌將_レ周、國家恒例、就_レ吉之後、遷_三御新宮、請預營構者、此上都先帝所_レ建、水陸所_レ湊、道里惟均、故不_レ憚_二暫勞、期以_三永逸、棟宇相望、規模合_レ度、欲_レ使_三後世子孫、无_レ所_二加益、朕忝承_二聖基、嗣_二守神器、更事_三興作、恐乖_二成規、(中)朕

爲_二民父母、不_レ欲_二煩勞、思_レ據_二舊宮、云々とあり。依て百官、表を上りて聖徳を頌せり。蓋し平安城は、既に延暦二十三年頃まで經營ありし新宮なるに、いかに國家の恒例とはいへ、僅か一二年を過ぎしに、新宮を造營せんとは、理勢を辨せざるに似たるも、當時皇太弟と御不協なるより、或る一部には、御別居を思立ち、密々遷都をと企てしもあるべく（次條を參看せよ）、又或る一部には、天皇即位の後間もなく、勘解由使を廢して觀察使を設置せる等、着々新制令の出づるより、總べては舊を捨て新を採るものと推して、其意を迎合せんため、故らに新宮造營を賛せしものあるべく、又或る一部には、既に密々遷都の冀望を懷く者あるより、先づ新宮造營の議を建て、之に依て遷都の議も出でなば、之に乗じて彼等を殪さんとの下心にて奏議せるものあるべく（次條を參看せよ）、右の如く各々に一の考案あるより、斯くは奏議せしものと察せらる。されど天皇には、父帝の、多年叡念を勞して經營されし平安宮なれば、眞實之を改むるに忍び給はずして、右の詔ありしは亦至當なり。儲新宮の事は右の如くなるも、政局の革新に於ては、叡圖既に立ちて、大同元年十月に、諸國貢女（采女）の事に就て、類聚國史に「壬申、十三勅、凡貢女事、明_二令條、皆限_二四十歲已下十三歲已上者、然年齒尙弱、心志未_レ定、自今以後、采_レ年三十已上四十已下無_二配偶_一者、或欲_レ適_レ人者、必令_二貢代、云々と令され、翌年には全く貢女を停められ、又大同二年には參議の官を廢して、觀察使をして、其所職を行はしめらる。蓋し諸國牧宰の良否、民間の休戚を詳知せる輩をして、太政に參議せ

しむるは、施治上の至便を思されしなるべし。又近衛府を左近衛府、中衛府を右近衛府と改められ、（延いて後世に及べり）衛門府を廢して左右衛士府に併せ、依て衛士府の主宰各六十員を廢して、左右門部各一百人を置き、凡そ諸門の禁衛、出入、禮儀及び門籍、門勝等の監査等、衛士府をして掌らしめ、之を左右親負府といふ。又近衛府等の近衛、兵衛、各四百人なるを減じて、各三百人とし、使部は、元各三十人なるを、減じて十人となす。又是より先き勅して、東宮の舍人は、蔭子の孫及び子の、儀容端正にして、書筆に工みなる者を取るべき定めなるに、頃來之に恃りて、白丁の子を兼ね取るは、令條に背くを以て禁止せらる。尋で從來蔭子の擧用は、先づ其の籍を勘査して、後ち位に叙するも、五位已上は、冠蓋惟れ貴きに、籍を勘ふるは事細碎に渉るを以て、自今以後は勘籍を停む、但し名を被蔭に冒し、若くは蔭子と雖も、孫を子と詐るの嫌疑あるは、嚴に檢査し、法に依て罪を科すべしとありて、蔭子の擧用を容易ならしむ。

〔風教の振肅〕 又此時最澄、空海の二人、新宗派を唱道して、世間を風靡せるより、似而非なる奸僧等、邪説を唱へて愚民を惑はせしかば、先朝既に之を嚴禁ありしも、斯る事は、人々の思想に浸染しては、容易に脱せざるものなれば、猶盛んに民間に行はれしを以て、大同二年に、巫祝の徒、妄りに禍福を説き、庶民の愚、妖言を仰信するより、淫祀漸く繁く、厭咒亦多く、（當時巫祝の徒、民間に跋扈して、姪祀、厭咒を行ひつゝありし情況を察すべし）、積習風をなして、淳風を缺損す、

自今已後一切斷禁し、若し此術を學び、或は革めざるものは、遠國に放つべしと令されたり。蓋し奥羽の僻地等に、近頃まで一種の巫祝類似の徒、民間を徘徊し、淫祀、厭咒を行ひて、愚民を惑はせるもの、由來甚だ久しきを傳ふる如きは、此時畿内を追はれし徒の遺流なるべし。淫祀だも右の如くなれば、當時上下、追遠の佛事等は、最も盛大を極めたり。依て大同二年に勅して、比年追孝の徒、心に哀慕を存して、事に豊厚を務め、人の耳目を眩して、各競うて名を求む(蓋し千僧供養、百僧供養等を執行せるならん、其盛大を競へる情況を察すべし)、貧者に至りては、或は田宅を賣却して、反りて家を滅す、凡そ功德(即ち追遠供養の謂ひ)の道、信心を本とす、物の多少に因りて何ぞ輕重あらん、布施を調するは、親王一品は商布五百段已下、二品は商布三百段已下、三品四品各二百段已下、諸王諸臣一位は五百段已下、二位は三百段已下、三位は二百段已下、四位は一百段已下、五位は五十段已下、六位已下三十段已下、件の差に依りて相超ゆるなかれ、又世俗の間、毎七日に至りて、好みて修福を事とす、既に紀極なく、其弊少なからず、宜しく三七日若くは七々日に、一度施捨すべしと令されたり。茲に位階等級に従て差等を立てられしは、蓋し實際行はれつあるよりは、餘程の減額なるは勿論なるに、猶右の如くなれば、當時施捨の豊かなるを察すると同時に、寺僧の富を致せる一斑をも伺はる。されば今も古寺、舊刹には、佛體、什具が美術の最として、希世の珍と稱へらる、物の存在せるも、誠に其故あり。天皇は、即位以來、二年に滿たざ

中臣氏は、
多岐にわたる
と記す。

るに、右の如く御斷行ありき。

〔中臣忌部の争訟〕 是より先き、中臣、忌部の二氏相争訟して、久しく決せずありしが、中臣氏の訟は、忌部は元來幣帛を造進するの職にして、祝詞を申さず、依て忌部を以て幣帛使となすべからずといふにあり。忌部の訟は、奉幣、祈禱共に元來忌部の職なれば、幣帛使は忌部を以て之に充て、中臣氏を以て稜使に充つべしといふにあり。蓋し中臣氏の訟旨は、忌部を以て單に幣物の調進に止めんとするにありて、忌部氏の訟旨は、奉幣祈禱即ち正齋主は忌部の所職なり、中臣氏は稜使即ち副齋主たるべしとの意にて、兩者各據所あるに、公卿中互に相援引する所あるを以て、久しく決せざりしなり。而して天皇は、即位の初め之を御裁斷ありき。其略は、日本書紀に據るに、天照大神、天の磐戸を開てたまひし時、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命と、天香山の五百箇の眞阪樹を掘じて、其上枝には八阪瓊の五百箇御統をかけ、中枝には八咫鏡を懸け、下枝には青和幣、白和幣をかけて、相與に祈禱を致せり、然れば祈禱の事に至りては、中臣、忌部並に相預るべし、又神祇令には、其祈年月次祭は、中臣、祝詞を宣じ、忌部、幣帛を班つ、踐祚の日、中臣天つ神の壽詞を奏し、忌部は神璽、鏡、劍を上る、六月、十二月の大祓は、中臣、御祓麻を上り、東西文部、稜刀を上り、祝詞を讀み訖りて、中臣、祝詞を宣す、常祀の外、諸社に向ひ幣帛を供するは、皆五位已下卜食の者を取りて之に充つとあり、依りて宜しく常祀(上に見えたる祭日)の外、奉幣の使

は、兩者を用ひて、相半ばすべしと定められたり。右の如く諸般流るゝが如く御決行ありしも、悉く宸斷に出で、敢て大臣の意を咨詢し給ふにもあらざるが如くなるより、藤原内膳も慚愧に堪へずとて、大臣の職俸を固辭するの上表、二度に及べり。こは元より前例もあり、且つは形式的の擧げらるゝも、實は内々安んぜざる所ありしに相違なし。凡そ此等の事、仲成等が内にありて計畫密奏せるに出づとあれば、其材幹の程は察せらる。

〔疫癘の猖獗〕 然るに不幸にも、天皇即位以來、凶歉連続し、且つ疫癘さへ行はれて、實に慘況を極めたりき。大同三年正月には、使を遣して京中の諸齒を埋斂せしめ、頃者疫癘熾んにして、死亡漸く多きをもて、諸大寺及び畿内七道諸國に令して、大般若經を讀ましむ。二月には、今聞く、往還百姓路に在りて、病患に罹り、或は飢渴に因りて死亡を致す、是れ誠に所司の格旨を存せざると、村里人の看養に意なきとに依りてなり、頃者疫癘死亡相仍るも、屍體斂するなく、路傍に委するは、甚だ掩埋の義に乖くと令され、尋で又、疫癘の時、民庶相憚りて、水火を通せず（當時病汚死穢を厭ふ一斑を察すべし）、心を救療に存せば、何ぞ死亡あらん、父子至親、忌むを忌むなきに畏る、隣里疎族は、更に復何をかいはん、亡者の衆多なる事此にあり、宜しく所司に諭して、務めて匍匐を存せしむべしと令せらる。以て至仁の聖旨を拜すべし。既に京師に於てすら、道路に死屍充てりといへば、其他の慘況は推して知るべし。尋で天皇、大極殿に御して、名神に天下疫癘の消散を御親禱

あり。重ねて諸國に令して、七日、仁王經を講じて、疫を禳はしめらる。殊に京畿水旱、穀米日に騰躍せるをもて、元年九月、左右京及び山崎の津、難波の津等に使を遣し、酒家の冬釀を禁じて、各甕を封せしめらる。此事は御歷代中に稀有の事なれば、其慘況の程は察せらる。

第九節 御脱履と藥子亂

皇太弟に讓位す——藥子の亂と北家の全捷附高岳親王の事迹

〔皇太弟に讓位す〕 大同二三年に涉る諸國の慘況右の如くなれば、當時一般の人心恟々たるはいふまでもなく、特に古來より、天變地妖を以て人主の德に歸する、唐土の風習を輸入したる事なれば、必ず公卿間は勿論、其他と雖も、彼是の私議ありしなるべし。況や仲成、藥子等の專横を、内内憤りつゝある人々に於てをや。されば天皇も御自省あらせられ、會ま御惱もあらせ給ひしより、遂に大同四年四月に御脱履あらせられたり。後紀に「夏四月丙子朔、天皇自從去春、寢膳不_レ安、遂禪_ニ位於皇太弟、詔曰、現神等大八州所知倭根子天皇、我詔旨_ヲ末止勅_ヲ御命_ヲ、親王等王等臣等百官乃人等天下公民衆聞食止宣、朕躬劣弱_ニ、洪業爾不_レ耐_{コト}已止乎、本自思畏_レ、利賜許止_ヲ暫毛不_レ息、加以朕躬_ニ元來風病_ヲ爾苦都々身體不_レ安志_ニ、經_レ日累_ニ月_ニ、萬機缺懈_ヲ、今所念_ニ久、此位_ヲ避_テ天_ニ一日片時_ニ、毛御體欲養_ヲ止奈_ニ、所念_ニ須、故是以皇太弟止定賜_ニ流某親王_ヲ爾天下_ニ政波授賜_ヲ、諸衆此狀_ヲ悟_テ、清真心_ヲ乎毛知、此皇子乎輔導_ヲ、天下百姓乎可_レ令_ニ

撫育^{シムベシ}止勅、天皇御命乎衆聞食止宣、皇太弟涕泣固辭、乃上表陳讓曰、臣幽昧自天、教訓無染、逸遊率性、機務未涉、陛下獎飭、忝茲儲貳、顧惟重託、因攸口口、頃者聖禮乖和、淹除日月、醫藥無驗、責在臣躬、今忽遜神器、傳之孱蒙、事殊恒例、聞命兢惕、若登此皇階、當彼大寶、人神之聖既缺、中外之心又沮、冀日復嘗藥、祈天遠壽、佇昇平於半武、濫庶績於一簣、無任懇迫之至、謹奉表以聞、

と。天皇、此上表を許し給はず、明日、御位を東宮に避け給ふ。依て皇太弟更に上表して、「臣聞、天下神器、不可輕傳、皇業大寶、非聖不踐、抗表冒請、庶蒙優容、丹款不孚、玄鑿悠邈、俯仰焦惶、心魂靡厝、臣學慙一物、勤缺三朝、生長深宮、素聞稼穡、常欲靜恭宸位、周施聖訓、願王澤於泰平、觀至治之鬱起、而陛下不察衷鄙、強授鼎祚、臣之慙昧、何堪之有也、但以君唱臣和、上下之分、綸紹忽降、敢不對揚、苟欲遂志、還懼稽命、臣冀咨詢公卿、擁攝萬機之務、穆卜有效、當待翌日之瘳、然後臨學齒、口道終年、在臣至願、實爲欣幸、無任悚戰之至、謹重詣闕、奉表以聞、」

然れども天皇、御惱の故を以て許し給はず、遂に御位を皇太弟に禪り給ふ。依て尊號を太上天皇と上る。

大同四年四月十三日、皇太弟(諱は神野)、大極殿に御即位あり(嵯峨天皇)。藤原内膳、右大臣、故の如く、明日、上皇第一の皇子高岳親王を立て皇太子となし、中納言藤原葛野麿を以て東宮の傅となす。尋で上皇、東宮の殿に移御ありて御療養あり、以て御座所を東院といふ。天皇乃ち隱逸の僧玄寶法師を召して、上皇の御惱平愈を祈らしむ。元亨釋書等に據れば、玄寶は俗姓弓削氏、河内國の産。若年にして興福寺の宣教に従ひ、唯識を受け傳へ、後ち伯耆の山中に遁る。桓武帝御惱の時召されて京に入り、法驗に依りて御惱平愈ありしに、又山に歸る。大同帝(平城)召して僧官を與へんとありしに、遁れて備中國湯川寺に隱る。茲に至り召命あり。既にして上皇、御惱平愈あり。依て八月三十日、天皇、上皇に覲す。内膳、宴を獻じ、終日御歡を盡さる。

〔藥子の亂と北家の全捷〕 此時天皇、皇太子共に、左右多く北家の人々なるに、上皇の左右は式家跋扈し、爲めに上皇の命を以て政務に容喙す。後紀等に上皇詔曰云々と散見せるにて、其一斑を知るべし。蓋し初め上皇、天變灾疫等の爲め、又は御惱のため、一旦御脱履あられしも、猶政局に對しては、彼の孝謙帝の如く、大事は朕之を裁すべし、小事は天皇之を決せよの如き御深意は、御惱平愈と共に、彌々之を御言動に示されしに、仲成等、傍らより之を幫助し奉り、日一日と甚しくなるより、内膳等は、嘗て上皇在位の時こそ、群小らの制肘をも默止すれ、御脱履の今日に於ては、専ら天皇を奉じて料理する所あらんと意氣込めると、畏けれど天皇も、御登極の上は、萬機は、百官に咨詢して親裁あらせらるべきに、常に上皇に制肘され、しかも其過半は、嬖臣の方寸より出づるを知し召しては、叡慮いかで安かるべき。されば此兩々、各々内に相反せるは自然の情勢にて、既に上皇の時參議を廢して、七道觀察使を置かれしを、天皇即位の初め勅して、去る大同元年六月十

日、始めて諸道觀察使を置く、寄深く俗を庇し、任重く瘼を求む、故に二年四月十六日、食封各二百戸を賜ふ、頃年諸國損弊、百姓困乏、今支度公用、頗る缺少あり、宜しく暫く返納して、外任を兼ねしめ、彼の公麻を以て、此の食封に代ふべし云々とありて、觀察使を内官より遠ざけしは、當時觀察使たる人々に就て、之を内官に列するの、不可なる理由のありしにて、全く食封の點よりも見えざるは、明年更に太上皇詔して、去る大同元年、十六條を行はんがため、觀察使を置き、各一道を委せしも、參議の寄は、望み重く守り大に、歸責成に任じ、職虚設に非ず、是を以て之を廢置す、宜しく觀察使を罷めて、參議の號を復すべし、封邑の制、亦舊數に仍れと改められしは、此人々を外任に移すは、上皇の欲し給はざる所、特に大同元年より僅に二三年を過せるなれば、彼の十六條の厲行も、實際に徹底せしとも見えざるに、疾くも之を廢止せるは、正しく其御衝突の程を表示せるなり。且つ此時上皇御養病のために「避病於數處」とありて、後紀、紀略とも其所は明載なきも、「五遷之後、宮于平城」とあれば、其御不協も察せらる。紀略に「大同四年十一月甲寅、十二遣右兵衛督從四位上藤原朝臣仲成等、造平城宮、十二月乙亥、四日太上皇、取水路、駕雙船、幸平城、于時宮殿未成、權御故右大臣清麿家」とあるは、天皇と上皇と、内膳等と上皇の嬖臣との衝突、其極に達し、彌々平安宮に御座すに耐へず、急に別宮造營に託して、舊都に遷らせ給ひしにて、果して明年九月六日、上皇の仰せとして、坂上田村麿、藤原冬嗣、紀田上等を造宮使として、都を平城

に遷さんとせられたり。但し此事の發表までは、京都にては、故らに知りて知らざる態を粧ひしと見えて、九月朔日に勅して、大和國の田租地子稻を以て平城宮の雜用料(上皇の御料)に充てられたり。儲此造宮使の田村麿は、當時驍勇を以て聞えたる人なれば左もあらんが、冬嗣の加りたるは不思議といふべし。蓋し此時内膳既に老年なれば、特に冬嗣に恩を垂れて、其心を攪らしたためか、將是より先き、北家の人々も、謀りて冬嗣のみは中立の態度にて置きしか、或は小黑麿(次の詔を看よ)らの計策にて、冬嗣を加へしか、何れにしても深き事情の事あることと思はる。儲遷都の事發表するや、上下驚愕の情況は、後紀に「九月丁未、日綠遷都事、人心騷動、仍遣使、鎮固伊勢、近江、美濃等三國府並故關」とありて、即ち正四位下巨勢野足、從五位下佐伯永繼を伊勢使、正五位下御長廣岳、從五位下小野岑守、坂上廣野を近江使、正五位上大野直雄を美濃使となし、右兵衛督藤原仲成を右兵衛府に拘禁して、即日左の詔を下せり。後紀に、「天皇詔旨良麻止勅御命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣、尙侍正三位藤原朝臣藥子者、掛畏柏原朝廷乃御時爾、春宮坊宣旨止爲氏仕賜比支、而其爲性能不能所乎知食氏、退賜比去賜氏支、然物乎百方趁逐氏、太上天皇爾近支奉流、今太上天皇乃讓國給閉流大慈深志乎不知之氏己我威權乎檀爲止之氏、非御言事乎御言止云都々、褒貶許止任心氏、曾無所恐憚、如此惡事種々在止毛、太上天皇爾親仕奉爾依氏思忍都々御座、然猶不飽足止之氏、二所朝廷乎母言隔氏、遂爾波大亂可起、又先帝乃萬代宮止定賜閉流平安京乎、棄賜比停賜氏之平城古京爾遷左乎止奏勸氏、天下

乎擾亂、百姓乎亡弊、又其兄仲成、己我妹乃不能所乎波不_二教正_一之_レ氏、還特_二其勢_一以_二虛詐事_一、先帝乃親王夫人乎凌侮_レ氏、棄_レ家乘_レ路氏東_レ西_レ辛苦_レ世_レ之、如_レ此罪惡不可_二數盡_一、理乃任爾勘賜比罪奈爾賜布閉久有止毛、所思行有依氏、輕賜比宥賜比氏、藥子者位官解氏自_二宮中_一退賜比、仲成者佐渡國權守(佐渡へ配流)退止宣云々。又使を柏原陵に遣して左の如く告げ給ふ。天皇御命坐、掛畏支柏原大朝廷爾申賜閉止申久、内侍尙侍正三位藤原朝臣藥子者、初太上天皇乃東宮止坐之時爾、東宮宣旨止爲_レ氏仕賜比支、而其爲_レ性乃不能所乎知食氏、退賜比去賜比支、然物乎百方趁逐_レ氏、太上天皇爾近支奉_レ氏、非_二御言_一事乎御言止云都々、褒貶任_レ意_レ氏、曾无_レ所_二恐憚_一、又萬代宮止定賜之平安京乎毛、棄賜比停賜比之平城古京爾遷左乎止奏勸_レ氏、天下乎擾亂、百姓乎亡弊、又其兄仲成、特_二己我_一、妹勢_レ氏、以_二虛詐事_一、親王夫人乎凌侮_レ氏、棄_レ家乘_レ路氏東_レ西_レ辛苦_レ世_レ之、如_レ此罪惡不可_二數盡_一、因_レ茲藥子者官位解氏自_二宮中_一退賜比、仲成者佐渡國權守退賜比部、又續日本紀所_レ載乃崇道天皇與_二贈太政大臣藤原朝臣_一(種繼)不好之事、皆悉破却賜比支、云々。此日、藤原雄友を本位に復し給ふ。蓋し此詔たる平城の方に取ては、實に晴天の霹靂にて、只今までも太上天皇の勅といへば、唯々諾々たりし平安朝廷が、俄然として此大決斷ありしは、平城方は申すに及ばず、平安京の人々と雖も、内鷹等一派を除きては、必ず喫驚せしならん。是れぞ内鷹の大器たる所。十二分に仲成等を傲らせつゝ、其間冥々の中に苦心畫策して、彌々平安京を故の平城に遷すといふに至りて、機熟せりと、持滿を一度に放ちたる英謀は、千戴の下、以て師表と仰ぐべし。是に於て

藤氏本支の軋轢即ち政權爭奪の捷は、遂に北家に歸して、後世まで攝關の全盛を極めしは、實に此時に起因す。偕十一日に、正四位下藤原眞夏、從四位下文室綿麿等を平城より召して、綿麿を左衛士府に拘禁す。時に大外記上毛野顯人、平城より急ぎ平安京に來り云、太上天皇、今日早朝、川口道を取りて東國に赴く、凡そ諸司宿衛の輩、悉く從駕すと。藥子亦天皇と輦を同じくせり。蓋し上皇の御座を平城に遷し、今又事の急なるに及び、諸衛士を率ゐて東國に向ふ等、彼の天武帝の故事に倣ひしなるべし。之に依て大納言坂上田村麿に命じ、輕銳の兵を率ゐて、美濃路に遣し、上皇の駕を邀へしむ。時に田村麿奏請して、文室綿麿は武藝の人にして、頻りに邊戰を経たり、冀くは同行せんと。即ち之を許し、且つ正四位上參議に陞せて之を遣る。綿麿、歡喜踊躍して之に従ふ。又宇治、山崎、與渡(淀)の津に兵を置きて、之を成らしむ。是の夜左近衛將監紀清成、右近衛將曹住吉豐繼等をして、仲成を禁所に射殺さしむ。後紀等に、「仲成者、參議正三位宇合之曾孫、贈太政大臣種繼之長子也、性狼抗使_レ酒、或昭穆無_レ次、忤_二於心_一、不_レ憚_二擊蹶_一、及_二乎女弟藥子專_レ朝、假_レ威益驕、王公宿德、多見_二凌辱_一、民部大輔笠朝臣江人之女、適_二仲成_一也、其姨頗有_レ色、仲成見而悅之、嫌_二其不和_一、欲_二以_レ力強_レ、女脫奔_二佐味親王_一(桓武天皇第六皇子四品彈正尹)、仲成入_二王及母夫人家_一、認_レ之、僞言逆行、甚失_二人道_一、及_レ遭_レ害、僉以爲_二自取_一之」とあり。蓋し逆を謀りて成らざる者は勿論、苟くも不善事を以て罪せらるゝ人に於ては、平素の濫行を摘記して、所謂筆誅を加ふるは、古史の常套なりと雖も、

仲成の昭穆無次とあるは、明かに本宗を凌ぎつゝありしを表白せるなり。偕十二日に、上皇、大和國添上郡越田村に至り給ひしに、甲兵既に前を遮ると聞き、惶惑して行く所を知らず。初め中納言藤原葛野麿、左馬頭藤原真雄等、御動座の不可なるを諫めしも、御用ひなく、茲に至り遂に勢ひ覺るを覺らせ給ひ、御薙髪あられしかば、藥子、今は如何ともなし難く、自殺せり。後紀等に「藥子、贈太政大臣種繼之女、中納言藤原繩主之妻也、有三男二女、長女、太上天皇爲太子時、以遷入宮、其後藥子、以東宮宣旨、出入臥内、天皇私焉、皇統彌照天皇(桓武)、慮姪之傷義、即令驅逐、天皇之嗣位、徵爲尙侍、巧求愛媚、恩寵隆渥、所言之事、無不聽容、百司衆務、吐納自由、威福之盛、熏灼四方、屬倉卒之際、與天皇同輦、知衆惡之歸己、遂仰藥而死」とあり。所言之事、無不聽容とは、いかに御寵遇の厚かりしやは察せらる。但し百司衆務、吐納自由とあるは、小事をのみいふにあらざるか。若し然らずとせば、平城帝御在位中、御政務に就ての一斑は前に述べたり、此等の中にも、藥子の興かれる事あるべければ、彼れの器量は察せらる。そはとまれかくまれ、事の非なるに及び、自盡せるなどに就て考ふれば、決して尋常人に非ざるなり。右の如く藤氏本支の軋轢は漸々上皇天皇の御間に波及し、茲に大衝突となりて其局を結び、乃ち十三日に「天皇詔旨良麻止勅大命乎衆聞食止宣、太上天皇乎伊勢爾行幸世志米多流諸人等、法之隨爾罪賜布倍久有止毛、所念有爾依豆奈毛、免賜比宥賜布、又中納言藤原朝臣葛野麿波、惡行之首、藤原藥子加媼婦之中奈禮波、重罪有倍志、然多入鹿等申久、雖言不納止毛、諫爭已止懇至止申爾依豆奈毛、罪奈倍、賜比勘賜波須、又藤原真雄波、身命乎棄忘豆諫爭多留事、衆人與利異爾有爾依豆奈毛、譽賜比、勸賜比、冠位上賜比、云々とありて、罪科、餘人に及ばざりしは、元藤氏一族中の紛争に起因せしなれば、追究するまでもなきを以てなるべし。唯越前介阿倍清繼、權少掾百濟愛筈等、太上天皇伊勢に御動座と承るより、兵を擧げて之に應じ、新任の越前介登美藤津を捕へて、交替せざりしをもて、民部少輔紀南麿等を遣して勘問せしめ、二人を遠流に處されたり。こは二人が、爲めにする所ありての事なり。偕是の日(十三日)皇太子高岳親王を廢して、皇弟中務卿大伴親王を立て、皇太弟となし、中納言藤原園人を以て傳となす。又是の年十二月に、參議巨勢野足を八幡宮、橙日宮に遣して奉幣せしむ。後紀等に「賽靜亂之禱也」とあれば、兼ねて斯くあるべく内々思されし一斑も伺はる。特に是の年、皇女有智子内親王を賀茂の齋院となす。以て上皇との御和融を祈らせらるゝは、天皇孝友の叡慮を拜すべし。之を賀茂齋院の初めとなす。されば上皇も漸く御自省あらせられて、弘仁十三年、空海に就て密教の灌頂を受け、専ら沙門の行業を勤め給ひ、天長元年七月五日崩御。寶算五十一。楊梅の山陵に葬り奉り、平城天皇と諡を上る、即ち奈良天皇の意なり。

因みに云、高岳親王の御事蹟は、元亨釋書に、「釋真如、大同帝第三子也、大同四年、皇太弟弘仁帝受禪即阼(中略)立高岳皇子、爲皇太子、即如也、尙侍藤藥子及兄仲成、勸上皇爲變、事發覺、上皇薙

髮、藥子仲成伏誅、乃廢太子、々々元有出塵之志、爲沙門、居東大寺、性聰敏、志氣宕邁、學涉内外、習三論於道詮、稟密教于空海、既而得阿闍梨位、勤於教授、常云、密乘奧秘、此方未盡、當入大唐、質所疑、彼地若此土、遠踰葱嶺焉、貞觀三年上表奏事、四年泛海入唐、遍詢名德、不充如意、遂杖錫西邁、翩々孤影、流離絕域、元慶五年、在唐留學沙門中瓊、寄書來曰、如皇子過流沙、傳聞、到羅越國、逆旅遷化、贊曰、丈夫貴氣志、不言功業也、有氣志者、功業自備、(略中)海師居東場(東寺)、仁公(圓仁、慈覺大師)坐北壇(比叡山)、當此時、密學之盛、西唐不_レ如矣、如公眇視東北、直跨滄波、睥睨支那、橫截流沙、其志鋒不可觸也、猶洪盧豪曹、雖_レ非淨(唐の玄奘、義淨)、而不_レ多讓矣、自_レ推古_レ至今_レ七百歲、學者之事西遊也、以_レ千百數、而_レ跋_レ印度者、只如一人而已、吾以爲_レ求法之魁者是也、とあり。専ら密乘の奥旨を探らんが爲め、遠く印度に向ひ、遂に薨去あらせ給ひしは惜むべしと雖も、其英邁の御程は、以て父帝に酷だ肖たり。但し釋書に云ふ如く、此時空海は東寺に、圓仁は比叡山に在りて、「密學之盛、西唐不如」とあるに、猶之に御満足なく、貞觀四年は御歲既に五十餘にあらせらるゝに、遠く唐土を経て印度に至り、遂に不歸とならせられしは、蓋し冥々の中、止を得ざる事情ありて、故らに求法に託して、遠地に避け給ひしならん。

第三章 平安京の修正

第十節 制度の釐正、弘仁格式

藏人所の創置——朝儀兵制の釐革——弘仁格式

〔藏人所の創置〕 平安京の御草創は、工漸く就るに及び桓武帝崩御あり、平城帝に至りては、内部に嬖幸事を専らにするありて、遂には平城へ再遷都をさへ企てし程なれば、平安京は猶草創當時の情況なりき。藥子の亂定り、大同五年を弘仁と改元あり、是より漸く平安京は修正の緒に就けり。今其大概を述べんに、是の歲新に藏人所を置き、常に天皇に親侍して、下令上達の宣傳を掌らしむ。こは從來は中務省の所職にて、小事の宣傳は關司之を掌れるも、平城帝に至り、關司の奏を停め、内舍人に代へしが、此内舍人は蔭子を以て補するなれば、其人格に於ては、元より華胃の公子なるも、其才器に於ては、單に蔭に依れる迄なれば、或は缺くる所あるを以て、更に之を停めて關司に復せしも、猶公事等の便宜のため、先づ藏人所を置かれしなるべし。職原抄等に據るに、藏人所の職員は別當一人、頭二人、五位藏人三人、六位藏人四人、非藏人、出納、小舍人、雜色、所衆及び瀧口なり。其頭に補するには辨官、近衛中將各一人を以てすることなるが、辨官は、左右大辨二人、相當從四位上、唐名尙書左右大丞、宮中の事、大辨執り行ふ所なり、仍りて重職たり。名家譜第の

輩、殊に清選に依りて之に任す。華族の中、才名ある輩、參議の時之を兼ねるを規模とす。(規模とは、衆人の規矩模範の意にて、換言すれば光榮の謂ひ)、文才なき人、之に居られず。左右近衛中少將の中、才名ある人、辨官に(大辨)に遷任し、或は之を兼ねるを又規模とす。中辨二人、相當正五位上、唐名尚書左右中丞、少辨二人、相當正五位下、唐名尚書左右司郎、共に名家譜第の人を以て之に任す。又中少辨の間、權官一人、必ず之に任す。仍りて之を七辨と謂ふ。凡そ尚書は管轄の任、權衡の職なり、尤も其人を選むべし。上、七星に象る故なり。漢朝の尚書は親近の官たり、依りて口に雞舌香を含み、手に蘭を握る。故に之を握蘭の職といふ。藏人所は、嵯峨天皇、弘仁中初めて之を置く。弘仁以往は、少納言及び侍從、近習宣傳の職たり。而して此御宇、初めて當所を置く。公卿第一の人を以て別當とす。左大臣別當たる、是れ流例なり。四位の侍臣中、殊に其人を選びて頭となす。但し上古五位の頭あり、近代なし。五位中又選びて三人を補す、六位中又選びて四人を補す、之を職事といふ。又禁苑駟使のため、六位中、良家の子を選びて殿上に候せしむ、之を非藏人といふ。凡そ殿上の事、頭以下職事の執り行ふ所、依りて昇殿を聽す。又頭を以て貫首と稱すとありて、こは、位階、上臈の人と雖も、必ず其座下に着くを以てなり。又大辨たりとも、頭に非ざれば猶其下に着く。藏人頭は單に貫首クワンシユと稱して、四位殿上人の中、其人を精選して、辨方一人(大中辨、或は少辨の時もあれど、こは稀有の事なり、多くは左右大辨又は左右中辨の中なり、但し中辨も亦

稀れにて、そは參議にて、左右大辨を兼ねる人ある時、元より一官に一人の事なれば、中辨より任せらる)、近衛司方一人(左右近衛中將なり、少將は任せず)、以上二人を補する例なり。此二人は殿上人中の最上座にて、殊に宣傳を掌るなれば、最も威勢ある官にて、參議に缺官ある時は、直ちに之に任す、凡そ禁中小の公事を奉行する職なれば、非器の輩は競望するを得ず。五位藏人三人。唐名仙郎、或は夕拜郎、五位殿上人の中に名家譜第等、總べて上に述ぶる如し。但し辨官即ち大辨にても、藏人に補せざるを、俗に素辨ソヘンと稱して、何の威勢もなし。儲名家譜第の人にて、才學兼備の五位殿上人は、藏人に補するを出身の初めとして、次第に數官を兼ね又は歴任するにて、先づ藏人に補するの日、左右衛門又は左右兵衛の佐、即ち武官を兼ねるを第一とし、次は勘解由次官、其次は式部、中務等の少輔、其次は他省の輔を兼ね。中にも衛門又は兵衛佐より藏人に補して、辨官(少辨にても)を兼ねるを最も榮譽とするなり。以上を俗に三事兼帯と稱して、選中の選といふ。六位藏人四人、其第一を極臈キョクラクと稱す。次を差次サシヅメ、其次を氏藏人、こは譬へば源氏なれば源藏人と稱する類なり。次を新藏人、此四人は、重代諸大夫の子(諸大夫とは四位にて、左右京又は大膳大夫等先途として、三位參議に叙任せざる家柄をいふ)、又は地下の諸大夫(こは五位にても四位にても昇殿を聽されざる家柄)の中、器量の人を精選して之に補す。但し地下の諸大夫は、之を以て先途とす。但し五位の人と雖も、藏人に補せらるゝ時は、正六位上に鶴退し、之を以て規模となす。何となれ

ば、地下は四位と雖も昇殿を聽されざれど、六位にても、藏人は、至尊に親近するの故なり。殊に位階の正上は藏人に限り、他は譬へば正六位下より、上を経ずして從五位下に進み、正六位上に叙するを得ず。正五位、正四位、總べて然りとす。六位藏人、亦五位藏人と職掌同じく、禁中の公事は勿論、朝夕の御膳等を奉行す。故に極薦は至尊御袍の御召古しを拜領して、儀式の時着用するを規模とす。且つ至尊三代極薦を経て、堂上に進むとありて、假令地下の家柄にも、至尊御三代の間、極薦を勤績すれば、特に家柄を堂上に進めらるゝ例なり。凡そ藏人は、頭より、六位の人に至るまで、之に補するに、上卿奉勅の宣下に非ずして、内侍宣とて、至尊より直ちに當番の藏人頭に勅あり、頭より出納を召して其旨を仰せられて、其當人に傳宣せしむるにて、他に例なき事なり。さるからに尊卑分脈等に人名の傍注に、三事五藏など特に記せるは、其人の才徳を標出せるなり。但し此時始めての藏人所別當は、右大臣藤原内膳にて、藏人頭は、職事補任に、左衛門督從四位上巨勢野足と、右衛門督從四位下春宮大夫藤原冬嗣、始めて補せられ、是の年野足參議に遷り、其跡は、左少辨内藏頭春宮亮從五位上藤原三守補せらる。且つ天皇常に嵯峨の山莊を愛で給ひ、時々行幸あらせられ、御不在の時朝議あれば、藏人頭、御座の空位なるに、簾を垂れて、其傍らに侍して朝議を聽き、結局を齎らして御裁を仰ぐ、依りて職事と稱せりといへば、當時政局に威權ありし一斑を察せらる。

〔朝儀兵制の釐革〕 又此年、從來大臣にして二位の人は、中紫を着するを聽されしを、改めて深紫を着するを聽され、同時に諸王二位已下五位已上、及び諸臣二位、三位の人は、淺紫を用ふる例なるを、改めて中紫を用ひしめ、弘仁二年には、彈正臺は、大同二年に、雜石の腰帶、畫劔太刀、及び素木の鞍、毛皮の鞍具等を用ふるを禁せられしを、種々の弊を來せるをもて、其禁を解き、好みに隨ひて之を用ふるを許され、唯畫劔の太刀は、儀式及び外國使臣に對するの外、用ふるを禁せらる。又衛士、兵衛等の人員は、延暦年中に減する所ありしを、「四府者、宮掖是守、戒嚴非輕、」とありて、其數を復し、尋で左右衛士府を左右衛門府と改められる。弘仁九年には、衣服及び禮節に改正を加へられ、朝會の禮服及び常服より、賤者の貴人に逢ひて跪く等は、男女を論せず、改めて唐法に依らしめ、唯五位以上の禮服、諸朝服の色及び衛仗の服は舊制に依らしめ、朝堂の公會に親王太政大臣に逢ふに、從來の禮節を増減ありて、左大臣は動座し、自餘は悉く床子の前（床とは腰を掛くる具なり）に立ちて拜す。但し六位以下は、磬折ケイセツして立つべし。又諸衛の府生以上は、衛仗を除く外皆靴を着けしめ、唯布帶を着するの時は麻鞋を用ひしむ。十年には、諸司の、朝堂に於て、親王、大臣を見る時は、磬折を以て跪伏に代へ（從來跪伏を以て最敬禮となせるを改めしなり）、起立を以て動座（動座とは、我が座席を少し前下の方に下るをいふ）に代へ、太政官に於て、少辨已上初めて位に就かば（位に就くとは、其の人の座に就くをいふ）、外記、左右史皆起つべし。若し大辨

一人先づ位に就かば、其時に起立の禮をなすをもて、後に來る大辨已下には起立に及ばず。又中辨已下先づ位に就く時、起立の禮をなすも、後に大辨の來る時は皆起立すべし。又彈正臺及び八省の長官初めて位に就く時は、大弼、大輔已下、所管の寮司长官以下まで悉く起立す。刑部省の大判事も之に准ず。大輔、大弼初めて位に就かば、省臺寮司の主典已下皆起立すべし。判事の屬も之に同じ。若し長官既に座にあらば、起立に及ばず。寮司の長官、位に就かば、主典（主典は本省の所屬にて寮司の所屬に非ず）已下は、起立に及ばずと定めらる。十一年には、天皇御服に就て、大小諸神事、及び季冬、諸陵に奉幣する時は帛衣を御し、元正朝賀を受け給ふには袞冕十二章を御し、朔日の朝賀、政務の聽斷、及び蕃客の朝禮、且つ奉幣、大小の諸節會には、黃櫨染の御衣を用ひ給ひ、皇后宮は、帛衣を以て助祭の服とし、擣衣を以て元正受朝の服とし、鈿釵禮衣を以て大小諸節會の服とし、皇太子は、諸祀及び元正朝賀に従ひ給ふには、袞冕九章を服し、朔望、蕃客の入朝、元正に、群臣、若宮（春宮御所）の臣の賀を受け給ふ時、及び大小の節會には黃丹衣を服し、但し常服は、何れも此例に拘はらずと定められし等は、其重なるものにて、蓋し此時、頻々として李唐盛世の文化を輸入ありし結果なるべし。要するに、皆内膳父子と、最澄、空海等の贊畫の力、居多なるに相違なし。

〔弘仁格式〕 されば弘仁十一年には、冬嗣等勅を奉じて選する所の式格就りて、之を上る。弘仁

格式是なり。其表文は、式の首めに（略）推古天皇十二年、上宮太子親作（憲法十七箇、國家制法自茲始焉、降至天智天皇元年、制令二十二卷、世人所謂近江朝廷令也、爰逮文武天皇大寶元年、贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等、奉勅選律六卷、令十一卷、養老二年、復同大臣不比等、奉勅更撰律令各爲三十卷、今行於世、律令是也、（中略）然而擬情政體、聘想治術、以爲、律令是爲從政之本、格式乃爲守職之要、方今雖律令頻經刊修、而格式未加編輯、稽之政道、尙有所闕、乃詔贈從一位行左大臣藤原朝臣内膳、故參議從三位行常陸守菅野朝臣眞道等、始令撰定、草創未成、遭時遇密（中略）然而觀先緒之末、遂切堂構於宸襟、（中略）申詔大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣、故正三位行中納言藤原朝臣葛野麿、參議從三位行近江守臣秋篠朝臣安人、參議從四位上行春宮大夫兼行左兵衛督式部大輔藤原朝臣三守、從五位下守左近衛少將臣橘朝臣常主、從五位下守大判事兼行播磨大掾臣物部中原宿禰敏久等、上遵勅旨、下考時宜、據官府之故事、據諸曹之遺例（中略）或雖非奉勅、事旨稍大者、奏加奉勅、因而取焉、（中略）又交替式者、延曆年中、勸解由使選定奏聞、遵行已久、仍舊而存、不加取捨、但年代浸遠、京都屢遷、諸司文案、多或墮失、雖加採索、猶有未備（當時既に記録文書等の散逸せるを知るべし）、上起大寶元年、下迄弘仁十年、都爲式四十卷、格十卷、辭簡而事詳、文約而意暢、（中略）凡厥篇列之如別、とあり。即ち神祇四時祭式に起り、寮司の式に終り、末に雜式一卷を附す。式とは、神祇、太政の兩官より、八省、寮、司までを通じて、所謂年中行事と職

掌章程となり。格は、天平勝寶より弘仁十年までの詔勅制詰の官符を輯めしなり。尋で冬嗣等に内裏式を選せしむ。即ち禁中の年中行事なり。此式格は長く、政務の規範として延喜まで遵行せり。

第十一節 嵯峨天皇の好文

文雅の御嗜好、萬葉の泰進——藤氏の勸學院——附北家と橋氏

〔文雅の御嗜好、萬葉の泰進〕 天皇は最も文雅の道に御志深し。其一二を述べんに、桓武帝以來の例にて、神泉苑に幸する時、文人を召して詩を賦せしめられしも、天皇に至りて殊に頻繁に、且つ冷泉院に幸しても、同じく詩を賦せしめ、其時々賜與ありて、之を奨勵あらせられたり。弘仁三年二月には、神泉苑に觀花の御宴を催され、文人の詩を徵して賜與ありしは、花の御宴の最初にて、爾後例となれり。此秋九月又神泉苑に御苑開かれて、同じく文人の詩を徵し、妓樂を奏せしめ、五位以上及び文人等に祿を賜る、是れ亦秋季の御宴恒例の初めなり。弘仁五年四月二十八日に、藤原冬嗣の閑院第に行幸あり、後紀に「供張之宜、甚有雅致、天皇染翰、群臣獻詩、時人以爲佳會」とあるにても其の御好文を察せらる。されば萬葉集も此御代に於て成就せり。蓋し萬葉集は、平城京の時、橘諸兄之を輯めしも、業半ばにして薨す。尋で大伴家持其業を繼ぎ、成るに及びて薨す。且つ早良親王の變等ありて、之を上るに至らざりしなり。之ぞ本朝和歌の根基として、末代まで尊重せられ、

延いて斯道(平安文學)の發展となりて、後代勅撰の歌集を見るに至れるは、蓋し天皇好文の德澤なり。殊に翰墨に巧みなるは世の熟知する所にて、弘仁九年に、平安城殿門の額を掲ぐるに當り、宸翰を染めさせられ、同時に橘逸勢と僧空海に命じて書せしめらる。二人は當時筆道の最優なり、依て天皇の宸翰を加へて、今に至るまで本朝三蹟と傳へらる。殊に空海の筆の最も多きは、其技の秀絶なるは勿論なるも、御歸依の僧即ち鎮護々持僧なれば、鎮護の意味もありしなるべし。されば小野篁が空海の書きたる額字を評して、朱雀、米に飽き、美福、田廣しいひ、小野道風の、大極は火極なりと嘲りしとの説は、空海の宗教上のみならず、書道などに於ても、天皇の御眷遇渥かりしより、或る一部の輩が名を二人に藉りて嘲笑せし言なるべし。神皇正統記に「此の御門、誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學もあきらかに、文章もたくみに、書藝もすぐれ給へりし、宮城の東西の額も、御みづから書しめ給ひ」とあるは、能く御好文の程を一言に盡したりといふべし。此時南淵永河、朝野鹿取、小野岑守、菅原清公等、皆儒學を以て名あり。常に天皇に親侍し奉り、殊に岑守の子篁は、岑守先きに陸奥守たるに隨伴して、弓馬の藝を専らにせしを、天皇、父の業を嗣ぐ能はざるべしと戒しめ給へるより、幡然と志を學事に傾け、遂に一世の學匠と稱へられ、後ち天皇一日河陽館に幸して、詩を賦し、「閉閣唯聞朝暮鼓、上樓遙望往來船」の一聯を篁に示し給ひしに、篁謹んで、御製誠に絶妙なるも、遙を空に改めば、更に殊絶なるべしと奏せしに、天皇驚かせ給ひ、

是れ唐の白居易ハクキコイの句なるを、故らに空を遙に改めて汝に示し、以て試みしなり、汝が學才、實に白樂天に同じと、御賛美あらせ給ふまでに進みしも、蓋し天皇の呪クマモロといふべし。但し此時、白氏文集僅かに一部舶來して、秘府にあるのみなれば、世傳へて筆を賞賛せりといふは左もあるべし。さるからに天皇の御子源清、幼より學に篤く、長するに及びて經史究めざるなく、時人、嵯峨の隱君子と稱す、文章博士橋廣相ヒコノテの如き、經史に疑問ある毎に、馳せて教を請へりといふ等、皆天皇獎學の致す所なり。

〔藤氏の勸學院〕

されば弘仁十三年、(一に十二年)藤原冬嗣、大學寮の傍に勸學院を建て、藤氏子弟の學問所となせるも、亦天皇獎學の旨を體せしなり。此勸學院は後まで傳はりて、大學寮廢衰せるも、猶學問講習を持續して、勸學院の雀は蒙求を囁ると、俗諺さへも出來たれば、一時盛んなりしを知るべし。冬嗣、是より先き弘仁四年、父内麿の遺命に因り、其氏寺興福寺の傍らに一寺を建て、南圓堂と號し、不空罽索クセンソクの像を安置し、空海を請じて落慶供養ラクキョウを行ふ。此事を水鏡等に、此工事の入夫の中に一人の老翁あり、「補陀落フダラの南の岸に堂たて、今ぞ榮えん北の藤波」と一首の和歌を詠せり、是れ春日明神の化身ケシにて、これより北家代々攝籙の榮を極むとあり。春日の化身云々は茲に論ずるに及ばざれど、此歌、新古今の神祇の部にも入りて、詞書にも、明神の讀給へけるとなるとあれば、當時斯く信せしなり。蓋し空海、禁中に内道場を起して、國祚延長の修法を執り行へ

るより、内麿父子も竊かに之に倣ひて、氏寺の傍らに家運長久の祈禱所を營みしなるべく、殊に空海は當時御歸依第一の僧なれば、自家の便利上、之と密接の關係を結ぶ必要の意味もありしなるべく、且つ一方には一族の學習所を設立して人材の養成を計りつゝ、あれば、宮中の御覺えといひ、一族の敬慕といひ、聲望の歸するは自然の情勢なり。

因みに、冬嗣、即ち北家の當時を一言せんに、此時天皇、夫人橘嘉智子を立て、皇后となし(弘仁六年)給へば、從來の如く、内部に何等の由縁もなき如くなれど、實は然らず。此皇后宮は内舍人橘清友の女なるも、清友は諸兄の孫にて、諸兄の室多比能は不比等の女、光明皇后の御妹なり。多比能、橘奈良麿を生む。即ち清友の父なり。されば此立后も、冬嗣の冀望に出でしかと思はれ、且つは天皇第二の皇女潔姫キヨヒメは冬嗣の室なり。斯る密接の御間柄なれば、北の藤波の榮えは、春日明神の化身のみならず、耽眠なる人々は竊に謳歌せし所ならん。

第十二節 東北の拓地及び新羅人の投化

蝦夷平定と拓殖——新羅人の投化及び駿遠配置の新羅人の亂

〔蝦夷平定と拓殖〕 延暦に田村麿蝦夷を征してより、爾來全く平定に歸し、從て人民四方より入りて土地を開き、人烟漸く繁殖せるを以て、弘仁二年正月に、陸奥國に和我ニヒヤカ(今の和賀)、裨ヒトコ縫ヒトコ(今の

稗貫)斯波(今の紫波)三郡を置きて、郡司の管轄に歸せしに、國司等土地の情勢を省みず、猶一般の私佃に擬して、之を律せしと見えて、是の年「陸奥出羽兩國、土地曠遠、民居稀少、百姓浪人、隨便開墾、國司巡檢、隨即收公、是以人民散走、無有靜心、宜兩國開田、雖無公驗、不得收公」とありて、益々拓殖を奨められしに、是等國司に恨みを含みてか、是の年稗縫、幣伊(今の閉伊)等の蝦夷叛せしを以て、陸奥出羽按察使文室綿麿を遣して征討せしむ。時に出羽守大伴今人、管下の兵を率ゐて之に加はり、相共に賊を討ちて不日に之を平げたり。依て、「天皇詔旨其麻止勅大命乎、衆聞食止宣、陸奥國乃蝦夷等、歷代涉時、侵亂邊境、殺略百姓、是以掛畏柏原朝廷乃御時爾、(中)阪上大宿禰田村麿乎遣豆伐平之米給不爾、遠閉伊村爾極豆、略掃除豆之可止毛、逃隱山谷豆、盡頭豆、究彈已止不得奈利爾太利、因茲正四位上文室綿麿等乎遣豆其傾覆勢爾乘豆、伐平掃治之乎流爾、副將軍等、各同心戮力、(中)不惜身命、勤仕奉利、幽遠久薄伐、巢穴乎破覆之豆、遂其種族乎絶豆」云々とありて、綿麿を始め位階を陞せて、之を賞せらる。是より専ら拓地勸農を奨められ、同時に「夫郡領者、難波(孝德)朝廷、始置其職、有勞之人(土地の豪族)、世序其官、逮于延曆年中、偏取才良(人才登用)、永廢譜第(土着門地)、今省大納言正三位藤原園人奏云、有勞之胤、奕世相承、郡中百姓、長幼託心、臨事成務、實異他人、而偏取藝業、(才學)、永絶譜第、用庸才之賤下、處門地之勞上、爲政則物情不從、聽訟則決斷無伏、(中)郡司之徵、先盡譜第、遂無其人、後及藝業者、云々とありて、郡司任用

の制を更めたり。蓋し才學の士は、往々法規に拘泥して物情を顧みざるは、古今の通弊にて、「爲政則物情不從」とは、前に述べたる「隨便開墾、國司巡檢、隨即收公」とあると、其一軌なるを知るべし。尋で四年に、諸國に勅して、務めて所在の夷俘を教導せしむ。教導とは、即ち彼等が野獸的陋態を去らしめ、地方拓地の役に就かしむるをいふ。されば漸次其功を奏して、弘仁十四年に、新たに加賀國を置かる。紀略に「割越前國江沼加賀二郡、爲加賀國、以部内濶遠、民人愁苦也」とあり。蓋し越加の地は、所謂五歩に一阜、十歩に一水といふ如き形勢なれば、拓殖の擴張、人口の増加に従ては、別に一國衙を立て、之を統治せしむるは、自然の情勢なり。殊に天皇の殖産に叡念を勞させ給ひしは、弘仁六年三月、近江の韓崎(今の唐崎)に行幸の序で、崇福寺に入御あらせられしに、住持大僧都永忠、護命法師等奉迎し、更に梵釋寺に臨ませられしに、永忠手自ら茶を煎じて奉る。天皇嘉尚して、御被を賜ふ。依て諸國に勅して、茶を植栽せしむ。蓋し茶の種子は、最澄(傳教大師)歸朝の時齋し來る所を、筑紫に播種せしめしに、傳へて茲に至るといふ。されど正しく御せられしは、實に是の時を初めとなす。それを喜ばせ給ひて、播種の勅ありしは、即ち衆と共にするの叡慮を拜すべし。さるからに拓殖は獨り東北のみならずしは、紀略に、弘仁十二年に、讃岐國、去歲より始めて萬農池の隄を築きしも、人衆少く、輒く成功し難きをもて、僧空海は此土の産にて、彼れは、山中に坐禪すれば、獸鳥も馴狎し、殊に海外に求道して歸朝以來、民庶之を欽慕し居れば、則ち生徒

市をなし、出づれば則ち隨衆雲の如し、然るに彼れ、舊土を離れて京師に在り、此國の百姓等、彼れを思ふこと父母の如くなれば、空海を以て此築隄の別當(監督)となさば、人衆聚り、工亦速に成らんと奏請して、允ユルされたるにても、一斑は察せらる。

〔新羅人の投化及び駿速配置の新羅人の亂〕 偕光仁帝以來、東北方面に兵力を用ひ給ひしは、前述の如くなるに引替へて、西南(韓國)は頻年事なく、且つは高麗亡びて勃海國を建てしも、我朝に歸服して、年々使臣を送りつゝあれば、既に延暦の末には、對馬の兵を停めて、健兒に成らしむるに至りしに、彼の新羅國に於ては、漸く我が備へなきを見て禍心を起せしと見えて、其國民等、遂に本邦を偽りて、仇をなさんとしたり。其略を茲に述べんに、弘仁四年三月、太宰府の奏に、肥前國キ基肄團校尉貞弓等の解に、二月二十九日、新羅人一百十人、五艘の船に駕して、小近島ヲチカに着く、土人と相戦ふ、即ち其九人を打殺して、百一人を虜にすと、尋で同解に、新羅人一清等申すは、同國人清漢巴等歸來せるなりと。依て勅して、其還るを願ふ者は放還し、歸來する者は例に隨ひて進止(沙汰)せよとあり。蓋し此徒、初め歸來(歸服來歸の意にて歸化なり)のため、先づ小近島に着船せるを、島民等従前の新羅地方の海賊と誤り、之を討退けんために鬭争したるなり。一清なる者は想ふに通譯にて、清漢巴は此徒の頭目なるべし。五年五月の制に、「新羅王子來朝の日、若し朝獻の志あらば、渤海の例に准じ、但だ隣好を修せんと願はば、答禮を用ひず、直ちに還却せしめ」云々

とあるは、新羅漸く本邦の太平を敬慕して、王子來朝する事あらんと、歸化の徒の申せしに依れるならん。此年、同國人辛波古知等二十六人、筑前博多に漂着して投化す。七年十月には、同清石珍等百八十人歸化す。是には時服、路銀を給し、入京せしめられたれば、必ず身柄の賤しからざる輩なるべし。八年には、二月に、同金男昌等四十三人、四月に、同遠山知等百四十四人歸化したるが、十一年に至り、遠江、駿河兩國に配置したる新羅人七百人、俄に叛して人民を殺し、屋舎を燒く。依て二國の兵之を討ちしに利なく、賊轉じて伊豆國に入り、殺を盗み船を奪ひ、海に泛び逃ぐるを以て、相模、武藏等七國の軍を發して、之を討滅せり。こは蓋し先きに柔順を粧ひ投化したる徒が、其以前より投化したる徒と共謀し、或る事情より、斯る暴動を企てしなり。されば之に依て一般に警戒を加へられしは、是の年四月、七道諸國の介以上を以て、夷俘の專當、即ち撫育教導を擔當せしめしにても知るべし。さるからに新羅方面は最も戒心を要せしと見えて、此後は投化も稀有の事となれり。

第十三節 御脱履

嵯峨院、皇子女賜姓——比年凶歉なり——一時兩上皇

〔嵯峨院、皇子女賜姓〕 諸書に、天皇、嵯峨野の幽靜を愛でさせ給ひ、屢行幸ありとあるは、蓋

し文雅の御餘情に出でたるは勿論なれど、一は御脱履後の御準備なるべし、殊に平城帝の、御脱履後屢數所に移御ありて、人心の動搖を來し、遂に嬖幸のために誤られたるに鑑み給ひしならん。さて其別館行幸の事は、後紀弘仁五年七月二十七日の條に「遊獵北野、日晚御嗟峨院、賜侍臣衣被」とありて、初めは嗟峨院と稱せしと見ゆ。其後は嗟峨別館とあれば、院を館と改められしにて、其御儉素の程は察せらる。但し弘仁五年に於て既に御脱履の御準備とは、早きに失するが如きも、此年天皇の皇子信、弘、常、明の四人、及び皇女貞姫、潔姫、全姫、長姫の四人に源姓を賜ひしに參照すれば、必ず御遠慮に出でしと思はる。尋で又皇子定已下數人と、皇女更姫已下數人にも源姓を賜へり。皇子に姓を賜はりて、直ちに臣下に列せられしは、是を始とす。源とは、蓋し人臣の源の意なり。想ふに是より先き、早良親王、伊豫親王等の事ありしに、嘗て天皇豊樂院に御して、射を試み給ひしに、皇弟葛井親王（桓武帝第十一皇子）、歳十二にして再發皆中せしに、會ま外祖田村麿、座に侍せしに、之を見るや喜び極りて、皇子を抱き、踊躍褒揚せしを見て、其外孫を過賞するを覺らせ給へる等より、天皇、皇太弟に御讓位の後に於て、或は外戚の輩が、外孫皇子を援引する餘りに、紛争を醸さんも計られずと、斯る御英斷ありしなれば、彼是共に御脱履後の準備たるを知るべし。

〔比年凶歉なり〕 儲天皇登極以來、文を獎め武を勵まし、勿論民力の休戚には、深く觀念を勞させ

給ひしかど、いかなればか凶歉數年に涉りつゝ、遂に弘仁九年四月二十三日に、「去年秋稼雖傷不收、今茲新苗播殖望絶、(略)今當畏天威、避茲正殿、分使走幣、偏於群神、其朕及后、服御物并常膳等、並宜省減、左右馬寮秣穀一切權絶、(略)仍令左右京職、收葬道掩殮、略理_レ骸骨、人民飢困、特加賑贍、狴固之中、恐有冤者、宜令所司、申虜放出」と詔し、同時に「比者陰陽愆候、炎旱淹旬、(略)起自今月二十六日、迄于二十八日、總三今日、朕及公卿百官、一皆素食、歸心覺門(佛法)、凡厥僧綱、精進轉經、以副素懷、云々と詔ありたり、以て慘況を推知すべし。されば公卿奏して、使を畿内に遣し、富豪の貯蓄を査檢録上せしめて、貧困の徒に貸與するに至れり、即ち公麻の出舉等は、既に能はざるに至れるなり。十一年四月には、水旱等にて年穀登らざるをもて、天下百姓負ふ所の租稅未納、及び調庸未進は、左右京、畿内は弘仁十年以前、七道諸國は九年前、多少を論せず悉く蠲除するに至る。此間朝廷の財政節減は非常の事にて、天皇の御膳は申すに及ばず、百官皆俸を減じて、急を支へたるにて、十一年十一月に詔して、弘仁八九年の間、府庫稍く耗しきを以て、百官の奏請に依りて、暫く五位已上の封祿四分の一を割きて、公用に供せしが、今年五穀頗る熟するを以て、封祿の數を舊に復さしめられたり。依て百官も奏請して、臣等の祿、舊數に復し給はんには、先づ御膳も舊に復し給ふべしとありたるも、明年又炎旱旬を超えれば、詔して、天皇后服御々物は、一切省略を用ひ給ひて、四位に糶千斛、五位に八百斛、六位已下に三百斛を賜ひ、又新錢一百貫を

以て、諸王に分ち賜はる。依て百官又奏請して、五位以上の祿を減省せり。但し斯の如く上下一意儉約に従ひつゝあるに、僧侶には、祈雨、祈晴等の命ある毎に、賜與豊富を極めたるは、史上にある分のみを概算するに、弘仁八九年來、此年まで、綿のみにても十數萬屯に及べり。されば先輩も、此時代を評して、當時最澄、空海の如き、有徳の高僧と稱へられつる徒が、修法祈禱頻々たるに、些の效驗なく、唯徒らに國財を消費して、上下猶覺らざるを惜むと云へるも、故なきに非ざるも、由來佛法東漸以後の弊風にて、若しも此時御祈りなどならんには、彼の僧侶等、いかなる妄語を放ちて、人心を動かせしか、又一般の人々も迷信に陥れる事とて、いかに怨聲を放ちしかも、測るべからざるを想はざるべからず。されば當時人心の動靜は、一に茲に在りしといふも、過言に非ざるなり。

〔一時兩上皇〕 右の如く凶歉連続せるより、弘仁十四年四月十日、天皇、冷然院に移御あり。右大臣冬嗣を召して、朕、位を皇太弟に傳へんと思ふこと久し、今宿志を果さんとして、故らに宮を避けたりと仰せられしに、冬嗣、聖は唯聖を知る、今陛下、萬機を以て、聖人に付託す、天下の幸甚なり、但し比年の間、豊稔未復せず、若し一帝二上皇を奉せば、臣恐る天下堪へ難からんを、願くは暫く年の復するを待ちて、然る後ち位を傳ふるも、未だ晩からずと奏せしも、天皇は、朕の心素より定まる、又賢を推し位を讓る、唯天下の爲なり、賢君、政に臨む、何ぞ年の未だ復せざるを

憂へんやと仰せられたり。蓋し天皇、眞に歳凶を以て、御自省あらせ給へるを察し奉ると共に、冬嗣、流石に良相にて、せめて年の復するを待たせ奉り、後世をして、天皇の御宇、歳歉遂に復せずの歎なからしめんとの意なり。十六日、天皇、皇太弟を召して、朕は本と諸公子なり、太上天皇（平城帝）、褒飭を垂れ、超えて儲貳に登せ、遂に位を讓らる、未だ幾ばくならずして疾に罹り、彌留瘳えず、萬機爲に擁滞す、依りて藤原園人を以て、神璽を奉還して、歸閑の志なりしも、太上天皇之を允さず、此時に當り、小人の言ありて、太上天皇と朕とをして隙あらしむ、公卿相議し、君側の群小を逐ふ、太上天皇、朕の愚款を察せず、東國に入るの計をなす、群臣安んせず、社稷のため之を邀ふも、朕に於て他意なし、朕、在位十四年、朕、太弟と、春秋も亦同じ、朕人を知るの鑒に乏しと雖も、太弟の賢明仁孝は、朕の察る所、仍りて位を傳へんと欲して、既に數年を経たり、今宿志を果さんとすと詔あり。皇太弟、再三御辭讓あるも、遂に御讓位ありて、今日以前、朕、太弟を見る事、子の如かりしも、今日以後は、朕を遇する事、猶子の如くあれと詔あり。やがて冷然院へ移らせ給ふ。二十三日、太上天皇の號を上る。九月十二日、嵯峨の別館に移御し給ふ。是より先き、中納言藤原三守、上皇の、嵯峨別館に移御あるべき由を奏せしかば、天皇即ち諸司に勅して、御輿、仗衛等を備へしむ。上皇固く之を辭し給ひ、御騎馬にて、前駟、儀衛等の儀従もなく、飄然として嵯峨に移御し給ひしは、其御儉徳、後世傳へて美事となす。時に平城上皇御座あるを以て、之を先

上皇、今の上皇を後上皇と稱し奉る。尋で六月に、後上皇に封戸一千五百畑を、皇太后に同一千畑を上る。

第十四節 立太子、大嘗會の儉素

嵯峨の皇子を儲貳とす——停飭省幣の大嘗會

〔嵯峨の皇子を儲貳とす〕 弘仁十四年四月二十七日、皇太弟大伴親王、御即位あり（五十三代淳和天皇）。又此時大伴宿禰を伴宿禰と改む、御名を避くるなり。是より先き、後上皇は皇子正良親王（仁明天皇）を、權中納言藤原三守の第に移し、天皇第一の皇子恒世王を立て、皇太子となさしめしに恒世上表して之を固辭す、依て後上皇の皇子正良親王を立てんとす。後上皇之を聞し召され、三守をして親王の立太子を辭するの表を呈せしむ。天皇敢て之を受け給はず、直ちに之を返させ給ひ、即ち三守等を遣し、親王を其第に迎へ、兵衛をして御車の前後を護せしめ、御車、待賢門に至れば、更に輦に御して春宮院に入れ奉る。こは元より嚴儀を刷ひ給ひしには相違なきも、或は親王の避け給はんを慮りてなり。四月二十一日、立て、皇太子となす。蓋し後上皇の叡慮の、御子をして儲位を避けしめられ、恒世王にとの御計ひは、元より御遜讓に出でたるも、恒世王の御母は、桓武天皇の皇女高志内親王にてましませば、皇統を重んじ給へるにて、正良親王の御母は、橘嘉智子

なれば、御外戚の卑賤（皇統に比せば）なるを憚らせ給へるなり。然るに恒世王の御遜讓は、實は天皇の叡慮に出でたるにて、蓋し此時冬嗣は大臣として、且つ其一門、顯榮の官に在れば、一旦皇統に立つとも、他日或は藤氏のために誤られんを御遠慮あられしなり。そは、眞に冬嗣、三守等、後上皇の叡旨を體し奉りしならんには、是の時固く請うて、正良親王の立儲を止め奉るべきに、既に三守は、立太子御遜讓の御使にせられ、且つ其第に正良親王を預り奉るに、一言さる事なく、且つ勅を奉じて、自分の第より親王を迎へ奉るなどにも、十分に立太子の冀望ありしを知るべし。猶後の仁明帝の御時の、恒貞親王（淳和帝の皇子）廢太子の事を参照せば、此間の消息、自ら會得さるべし。

〔停飭省幣の大嘗會〕 前條に述べし如く、諸國凶歉未だ復せざる中に、御受禪あらせ給ふをもて、諸般の大典も概ね略式に従ひ給ひしと見えて、十一月大嘗會の舉行に付て、十三日右大臣冬嗣、大納言緒嗣等奏して「聖王相續、大嘗頻御、天下騒動、人民多弊、然神態不得已、須此度大嘗會停飭省幣、」(但し天下騒動とは、單に人心不安といふ位の事にて、そは凶歉のため、一般の形況を概言せしなり)とありしかば、元飭りを好まず、唯神態を事とするのみと勅答あり。依て大納言緒嗣を以て其事を檢校せしめ、治部省廳を以て大嘗會行事所となし、唯齋院のみは卜筮に依て之を定め、宮内省を以て悠紀所に、中務省を以て主基所に充て、各假屋を作りて之を用ひられ、齋場は例に依

て北野となすも、一切金銀刻鏤等の飾りを止め、標は神を以て之を造り、橘、木綿等を用ひて之を飾り、悠紀、主基の字を書して樹に着け、悉く清素を以て行はせられたり。大嘗會の儉素は、後世之に則れりといふ。

第十五節 施藥院の新置、親王の任國

勘解由使の復置、施藥院の新置——親王の任國

〔勘解由使の復置、施藥院の新置〕 天皇、即位の明年を以て、天長と改元あり。是の年七月、復勘解由使を置かる。蓋し諸國凶歉のため、公廩等の處分は勿論、正租及び調庸等、未納未進多く、既に前朝に、弘仁十一年以前の未納等は蠲除し給ひしより、國司等に於て、往々濫奸の弊を生ぜしを以て、之が勘査に充てられしなり。二年四月、右大臣冬嗣を左大臣、大納言緒嗣を右大臣となす。緒嗣は藤原百川の子にて、天皇の外舅なり、茲に至りて式家再び台鼎に列せり。又是より左右大臣を置かるゝ例となれり。是の年勅して京都に施藥院を置き、貧者は勿論、一般の病を療せしむ。是より先き年々疫病行はれ、死者、街衢に充滿し、諸寺に勅して祈禳せしむるも、其效驗なし。時に醫官安倍真直、出雲廣貞等あり、其術に精しく、平城帝の御時、大同類聚方百卷を上る。されど當時の世習は、病あるも先づ僧に祈禳せしめ、以て平癒を待つ。蓋し病は、物のけ、即ち死靈、生靈

の如きが禍ひする所となすにて、醫療は第二となせしも、茲に至り醫療の必要を感じ、祈禳と相並行するに至りしは、良醫の出でたるに因れるも、亦以て世態の開進なり。殊に此院は左大臣冬嗣の設立したるにて、後仁明天皇の承和三年に、左大臣藤原緒嗣等六人、左の上表あり、即ち續後紀に(上略)故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣、情深謙挹、義貴能施、遂乃折割食封千戶、貯收施藥勸學兩院、藤原氏諸親絶乏者、同氏子弟勸學之輩、量班與之、但封邑之賞、人歿則已、所以買置田業、散在諸國、創業之始、壤利所輸、不須督促、全入院廩、大臣歿後、巧避多端、令輸不輸十而八九、此則物色非分、人情不_レ畏、州縣僻遠、校數不_レ由之所_レ致也、(中略)伏冀_(中略)下_(中略)知國司_(中略)令_(中略)加_(中略)檢送、とあれば、數年ならずして、遂に斯る必要の處も、經濟を云々するに至れるは、當時諸國司を始め、怠慢の風習を知るべし。

〔親王の任國〕 又上野、常陸、上總を以て、親王の任國となし、守を大守と改む。蓋し上古、親王皇子の遠國に赴任し給へるは、皇威發展の爲めなりしも、茲に至りては、全く經濟の點と、藤氏の輩の皇子排斥とを意味せるにて、後ち太宰帥も亦親王の任となれり。是の官に任せられし皇子は、其國に赴任せらるゝに非ず、京師に在りて其官を帯ぶるのみ。露骨にいへば、其官俸を受くるに止まる。國衛は介、太宰府は大貳之を擔當せり、故に以上三國の介を、俗に守とも稱して、物語類に往々見えたり。此經濟の廣まる所は、延いて介に及ぼし、又諸國の守に及ぼして、遂に揚名の介守

となれり。さるからに皇孫に至りては、正に赴任して、諸國の守介以下にも任せられ、桓武帝の皇孫の常陸大掾となり、清和帝の皇孫の武藏介に任じたる等、其一例なり。但し常陸、上總、上野等は蝦夷の押へとして、太宰府は韓唐方面の總鎮として、特に親王を任せりとは、表面の言ひ草と知るべし。即ち常野總は奥羽に連絡して、阪東の富饒たると、太宰府は九州三島を管領して、韓唐貿易の富源なれば、皇孫のみならず、權勢家の子弟、多く之に任せられたるにて察すべし。されば天長二年に、桓武帝の皇子葛原親王の、其子女に一般平朝臣姓を賜はらん事を奏し、尋で庶子は王號を除かん事を奏請して、允されたは、右の理由にて、遂に高見王より高望に至り、阪東八平氏と繁昌せる、嵯峨源氏、宇多源氏、村上源氏等の諸國に蔓延せる等は、此故なり。殊に桓武嵯峨二帝の、皇子皇女多數御座ありしより、自然供御の多額を要するより、諸國の歿官領(例せば、罪ありて除かれたる食邑、或は死歿無主の田園、若くは荒廢無毛の土地等)は、大概此皇子皇女の供料(領地)に供せられたり。されば是等の爲め、時に校田使を任じ、又は班田使等を發して、諸國の田園等を勘査せしめられたり。蓋し平安遷都に續きて、蝦夷平定し、漸く外國(畿外)との交通便利を得るに從ひ、經濟集中の端緒啓けしなり。

第十六節 災疫と瑞雲

災疫と禱禳——祥瑞の進奏——浦島子

〔災疫と禱禳〕 災疫には、由來大小と、天人との異なるあるも、推しなべて災害となし、之を神祇、佛陀、即ち神官、僧侶に託して祈禱せしめしは、一の典例の如くなり來れるより、諸國の交通彌々便利となれば、之に従ひ、災疫の上奏も亦頻りにして、中には、今より見れば災兆と見做すに足らざるもの亦多し。例せば、殿上に異鳥の飛過ぐるか、又は聲ありといへば、直ちに數僧を召し、又は諸國に勅して、大般若經とか、金剛經とか、種々の讀經をなさしめらるゝこと常例にて、短きは一日、長きは一七日、或は三七日に至るもあり。其初めは、陰陽家の卜定に於て、兵革、水旱、疾疫等、事の輕重に依て、此讀經期日に長短あり。同時に神宮を始め、諸社へも奉幣使を發せらる。此御祈りには、單り禍ひを未萌に禳ふのみにあらずして、地震、雷震の後も、是れ天怒なりとして、之を鎮むるが爲めに行はる。されば天長年間には殊に行はれ、先づ元年四月に、十五大寺及び五畿七道諸國に勅して、大般若經を讀ませられしを初めとして、頻りに此事あり。四年より九年に涉り、京畿を始め地震數回其度毎に右の御祈りあり。加ふるに疫癘さへ行はれたれば、六年四月に、諸國頃日疫癘間發して、百姓妖死す、出家の功德は異議すべからず、宜しく百僧を度して、此凶禍を弭ま

しむべしと勅あるなど、凡そ是等のこと、史書に五月蠅き程載せられたり。且つ七年正月には、出羽國より、今月三日辰時、大地震動、響き雷霆の如く、城郭、官舎、竝に四天王寺丈六の佛像、四王等、悉皆顛倒す、城内屋舎仆れて、撃たれ死する百姓十五人、支體折損の類一百餘人、地の割裂甚だ多く、大河涸れ盡して、流れ細ること溝の如しと奏せしかば、尋で詔して、同國當年の租調を免じ、倉廩を發きて賑給すると同時に、五畿七道に勅して、精進僧(シヤウジン)(精進とは行業精進をいふ)を簡び、各國分寺に於て、三箇日金剛般若經を轉讀せしめ、且つ大極殿に百僧を召して、大般若經を一七日轉讀せしめらる。されど災異といふは上述の如くなれば、止む事なきは當然なるも、猶法驗を示さんとてか、毎年藥師寺に於て、最勝王經會を設くるを奏請して、許されたり。

〔祥瑞の進奏、浦島子〕 是等の御祈りは金米布帛を費す事巨多なれば、之を羨みてか、又は災害のみの上奏は恐れありとの事か、諸國より、瑞雲、祥氣等の上奏も亦頻りなりき。こは前々よりもある事にて百官上表して賀し奉るも、多くは却けらるゝ例なるに、此時代に至り、天長三年に百官上表して、去る七月十六日申刻、五色の雲ありて、豐樂殿の西に見ゆ、又八月二十八日に、慶雲、紀伊國海部郡多賀村に見え、七月七日、慶雲、筑前國那賀郡に見えたりと賀し奉る、依て天下に大赦し、且つ養老の典を擧げ、百官に祿を賜へり。是よりして、諸國、慶雲、若くは木連理の瑞祥等を奏すること、度々にて其度毎に賜祿の事、是れも亦史上に五月蠅き程載せられたり。されば水鏡に、

「ことし(天長二年)浦島の子は歸りしなり、持たりし玉手箱を、あけたりしかば、むらさきの雲、西さまへまかりてのち、いとけなかりけるかたち、忽ちに翁となりて、はかくしく歩みだもせぬほどになりき、雄略の御代にうせてことし三百四十七年といひしに、かへりしなり、又扶桑略記に、雄略帝時、丹後國與謝郡、有_二水江浦島子者、釣_二龜水江、化爲_レ女、於是、浦島子與_レ女、到_二常世國海神之都、蓋龍宮也、(中略)其後欲_レ歸_二故里、省_二父母、時神女授_二與玉匣、曰、欲_二再來_レ此者、必勿_レ開_二斯箱、浦島子還_レ郷、見_レ之知者無_二一人、驚怪問_レ人、答曰、聞昔浦島子者、遊_レ海遂不_レ歸、於是、始知_レ其到_二蓬萊、而急將_レ赴_二神女所、向_レ海不_レ知_レ在_二何許、(中略)惘然憂_レ之、忘_二神女言、而少開_二玉匣、紫雲忽出、覆_二於常世國、浦島子大悔、其貌俄爲_二老人、遂死、于_レ時天長二年也、從_二雄略御宇、至_レ此、蓋三百四十餘年、(上下略す)の如き、神話的の俗説も出で來りしなり。

第四章 平安京の繁榮

第十七節 仁明天皇踐祚、文運の發展

仁明御受禪——當今兩院御相立の和融——文藝の隆興——弓馬の訓練——合義解——日本後紀——殿
上元服——民政

〔仁明御受禪〕 右の如く災異と祥瑞と交互しつゝ、御在位十一年にして、天長十年二月二十八日に御讓位ありて、淳和院（一に西院といふ）に移御、尋で尊號を上り、嵯峨上皇に對して後上皇と申し奉る。即ち三月六日、皇太子正良親王御即位あり（仁明天皇）。天皇降誕の事を續後紀に、「母皇太后（橘嘉智子）、贈太政大臣正一位橘朝臣清友之女也、太后曾夢、自引圓座、積累之、其高不知極、每一加累、且誦言三十三天、因誕天皇、」とあれば、其御襦袢の中より既に聖德を謳歌せるを察せらる。されば天皇に至り、平安京繁榮の端を啓き給へるも、誠に故なきにあらず。さるからに、大嘗會には最も盛典を擧げられしは、續後紀に、「十一月癸卯、天皇御八省院、修禪祀之禮、戊辰日、御豐樂院、終日宴樂、悠紀主基共立標、其標悠紀則山上栽梧桐、兩鳳集其上、從其樹中、起五色雲、雲上懸悠紀近江四字、其上有日像、日上有半月像、其山前有天老及麟像、其後有連理吳竹、主基則慶山之上栽恒春樹、樹上泛五色慶雲、雲上有霞、霞中懸主基備中四字、且其山上有西王母獻益地、圖、及儉王

母仙桃童子、鸞鳳麒麟等像、其下鶴立矣、（中略）悠紀樂標則大象之背、結橋小臺、命兩童子、擊書障子、其書曰、周禮曰、旄人掌樂也、禮記曰、民勞其舞綴短、民逸其舞綴遠、故製舞、而知民治不、其障子後起烟霞、霞中造抗、隨舞人之出進、而舉其舞、各其象之左、有一胡人、而馭象、己巳日、悠紀獻屏風四十帖、主基獻御插頭華二机、和琴二机、厨子十基、屏風二十帖、とあり。之を淳和天皇の大嘗會に對比すれば、畏くも大々の相違なり。蓋し嵯峨上皇文雅の聖旨は、延いて百般に及ぼしたる結果として、事物皆華麗を競ふに至り、殊に天皇の御實父にわたらせ給へれば、此盛典も、嵯峨上皇の聖旨に出でたるなるべし。之のみならず、嵯峨上皇は御實父の御事とて、萬機に御心添あらせられたれば、後世院政の端緒は此時に啓かれしなり。されば此時左大臣は藤原緒嗣、右大臣は清原夏野にて、夏野の跡に、藤原三守に任せられしも、共に嵯峨上皇の聖旨を奉行するに過ぎるが如し。

〔當今兩院御相互の和融〕 されば是の年閏七月、天皇は、嵯峨上皇及び太后を冷泉院に（初め冷泉院といふ）に親し給ひ、嵯峨上皇の幸姫大原金子、橘春子、阿保親王の御母葛井藤子等を從五位下に叙せらる。尋て先上皇は、後上皇の淳和院に幸し給ひ、親王以下悉く召して御遊讌あり。文人に、幽居山水の題にて詩を賦せしめ、兩上皇も御製あり。大藏省の綿一萬屯を群臣の祿に賜ふ。九月には、天皇、嵯峨上皇と共に栗栖野に幸し給ひ、綿子池に於て、大中臣礒守に、其調養する所の隼を以て水禽を捉らしめ、日暮還幸あり。扈從の輩に祿を賜ふ。此等を始めとして、御相互の間に常に御宴

遊を共にし給ひ、且つ御相互に御謙退なりしは、續後紀に、承和元年(御即位の明年改元)正月二日、天皇は後上皇の淳和院に朝覲あらせられしに、後上皇、中庭に逢迎、各拜舞して共に殿に昇らせ給ひ、群臣に酒を賜ひ、音楽を奏し、左右近衛府、更に舞を奏す、既にして後上皇より天皇に、鷹鷲各二聯、嗅鳥犬四牙を進らせられ、天皇還幸には、後上皇、殿を降り、南屏の下まで送り給ふとあり。鷹犬等を進らせしは、後上皇も放鷹を好ませ給ふに依れり。又同書に是の月三日に、後上皇は、先上皇を冷泉院に覲し給ふに、先上皇驚きて、中庭に逢迎すとあり。以て御禮讓の厚きを察すべし。且つ此時、先上皇は、御政務を輔け給ひしに、後上皇には、元よりさる事なきのみならず、之に對して毫も御不滿の御事なきは、亦御和融の一因なるべし。

〔文藝の隆興〕 兩上皇既に右の如くなれば、此時、上下を通じて、温々として常に春日の如かりしをもて、詩歌、管絃等、文學技藝の著く發達したること、後醍醐天皇延喜五年に、古今和歌集を勅選ありしに、其作者は、概ね此御代の人、若くは此時代の文運に薰陶せられし人々なるにても知るべし。されば天皇の御事蹟を水鏡に、「御才かしこく、管絃のかたもいみじくおはしき、すべて御身の上、いにしへの帝にもすぐれたまひて、くすしのかたなどさへ、ならびたてまつる人なかりしなり」とあり。さるからに管絃の名人も多く出で来て、承和元年正月、仁壽殿の内宴に、正六位上大戸清が横笛の堪能を賞して、特に外從五位下に陞せられ、同十二年正月、大極殿最勝會の時、

外從五位下尾張濱主、年一百十三にて、龍尾道上に於て和風壽樂を舞ひしに、袖を垂るゝに及びて、恰も少年の如く、閑雅優美なるより、次日再び清凉殿前に召して舞を奏せしめ、天皇御賞歎ありて、御衣一襲を賜ひしに、左右涙を垂れて優渥に感せしと、續後紀にあり。又天皇の御弟源信の事を、今昔物語等に、「今はむかし、北邊左大臣と申人おはしける、名、信とぞいひける、誠賊天皇の第十の皇子なり、一條の北邊に住給ひけるによりて、北邊左大臣とは申なり、萬の事、やんごとなくおはしける中に、殊さら管絃の道をなん、艶に知給ひたりける、中んづく箏の琴を、ならびなく彈給へり、(中略)或夜箏を彈給ひ、曉方になりて、いと有がたき(有がたきは秘曲の意)手の、やんごとなきを取出して彈給ひ、我心にも、きはめていみじと思しけるとき、前の放出の隔子の上に、物の光るやうに見えければ、何の光にかあるらんと、見給ひければ、長一尺ばかりなる天人二三人ありて、舞光りなりけり、(中略)誠に奇異にいみじき事なり」とあり。天人云々とは、今より見れば抱腹の至りなれど、當時佛敎最盛迷信の時なれば斯くいひたるにて、實は天地鬼神をも感動せりといふ意なり。以上にて其一斑を推知すべし。天皇は殊に學問を好ませ給へるを以て、承和元年八月、紫宸殿に釋典を行はせられ、尙書を御宸講あらせられたり、以後恒例となる。尋で、紫宸殿に御し、正四位下菅原清公に、後漢書を侍講せしめられ、承和四年七月、式部省の奏議に、大學寮の建議には、去る天平二年三月の格に、文章生廿人、雜任及び白丁の聰慧の者を簡取すとあり、今諸生等、器岐邊少

なく、才晚成多し、文章の選に應ずるに至りては、皆二毛の初に及ぶ、而して人賢良と雖も、未だ必ず位蔭のみならず、望み請ふ、白丁文章生も、此出身に預らんとありしに之を許さる。是よりして、文章家漸く盛んなり。されば此時右大臣藤原三守は、幼より大學に入りて、經傳を究めしが、身顯貴なるに拘らず、常に途上學生に逢ふ時は、必ず馬を下りて接せりといふ。蓋し天皇獎學の餘澤なるべし。

〔弓馬の訓練〕 又弓馬にも御心を寄せらる。其一二を述べんに、御即位の初めに、五月五日の節は、事練武にあれば、闕如すべからずと勅して、武德殿に御して、馬射及び種々の馬藝を觀覽あり、明年正月、永安門の裏西掖廊の前に新たに棚を造りて、御射に備へ、紫宸殿の西南廊を毀ちて、箭の道を造り、尋で此所に御して、左右近衛等と共に賭弓を催され、天皇先づ射て、一箭、鶴に中る、大臣已下近臣に至るまで、順次射て其能否に隨ひて賭物を賜ひ、五月には、武德殿に御して、四衛府の輩の、馬射、馬藝、打毬等を觀覽ある事三日、爾後年々時々弓馬の御獎勵あり。承和二年九月には、新たに弩を造らしめ、大臣以下に命じ、朱雀門に於て、諸衛府を召集して、之を試射せしめしに、其南に向ひて發するに、唯機發の聲を聞くのみにて、矢の去る影を見ず、又其矢の止る所を知らずと續後紀等があれば、其發矢迅速にして、遠距離に達したる奇巧を知るべし。但し此弩はいかなる製作なるか、後世用ひられし弩と、同じや否やは、今詳かにする能はざるは遺憾なり。又御

即位の初め五月に「相撲之節、非_レ管_レ娛樂、簡_レ練_レ武力、最_レ在此_レ中、宜_レ令_レ越前加賀能登佐渡上野下野甲斐武藏上總下總安房等國、搜_レ求_レ臂力人_レ貢進」と詔ありて、例年七月の相撲節會には、必ず觀覽あらせられたるにても、英武の御質を兼ね給へるを拜察すべし。

〔令義解、日本後紀、殿上元服〕 又承和元年、令_レ義解_レ就_レりて、之を奏上す。蓋し先朝の勅に依れるも、亦嵯峨上皇の叡旨に出でしなるべし。續後紀に、「十二月辛巳五日、施行_レ天長年中所_レ新選_レ令義解_レ下_レ詔曰、(中略)皇猷斯在、故知、弼_レ成_レ五教、衝_レ勤_レ萬方、垂_レ拱_レ而理、其法令乎、(中略)事勤_レ遠圖、廣存_レ長策、以爲、法令文義、隱約難_レ詳、前儒註釋、方圓遞執、豈使_レ三家異_レ說、輕重參差、二人殊_レ躅、舞_レ文弄_レ法、永言於_レ此、固切_レ宸冲、爰勅_レ在朝、廼令_レ討_レ覈、稽_レ之於典籍、參_レ之以古今、迄_レ于滯疑、祇稟_レ聖斷、咸加_レ弃拆、(中略)宜_レ頒_レ天下、普使_レ遵用、畫_レ一之訓、垂_レ於萬葉、(中略)序文あれど、略す、全文は本朝文粹にあり」とあり。當時既に「文義隱約難詳」とありて、此事ありしより、後世其澤を被る事多々、以ていかに治圖に御勵精なりしやは、察するに餘りあり(弘仁格の條參看)。されば天皇、左大臣藤原緒嗣等に勅して、桓武天皇延暦十年より、淳和天皇天長十年二月まで、即ち桓武、平城、嵯峨、淳和、四朝の正史を編輯せしめ、承和八年十二月成りて、之を上る。日本後紀是なり。但し此書、中古散逸して、今傳ふる所、僅に十卷(原四十卷)なるは、惜みても餘りあり。又承和十年には、古事を知れる散位菅野高年に、内史局に於て日本紀を讀ましめられ、即ち是の年六月朔日に始り、明年六月十五

日に卒る。以て本朝の舊事に、叙慮を注がせ給へるを知るべし。さるからに承和元年二月に、皇弟忠良親王(母は百濟俊哲の女)を殿上に召して、御親ら加冠せしめられしより、續いて皇子、皇孫は、大概に殿上元服をなさしめ給ふ。されば伊勢物語を翻案せし謠曲杜若の文句にも、在原業平(業平は嵯峨天皇の皇子阿保親王の五男)の事を「むかし、男(男は業平をいふ)、うゐ冠し、(中)仁明天皇の御宇、(中)君の惠のふかき故、殿上にての元服の事、當時其例稀れなる、」などあり、續後紀に「八月辛巳朔、天皇御紫宸殿、覽芳宜花宴、老臣皆有復古之歎、」云々、神皇正統記に「我國のさかりなりし事は、此頃ほひにや有けん、(中)律令は、文武の御代よりさだめられしかど、この御代にぞ、えらびと、のへられける」(令義解をいふ)とあるにても推知すべし。

〔民政〕 又御治績の一二を述べんに、續後紀天長十年に「武藏國言、管内曠遠、行路多難、公私行旅、飢病者衆、仍於多摩、入間兩郡界、至悲田處、建屋五宇、介從五位下當宗宿禰家主以下、少目從七位上大丘秋主已上六箇人、各割公廩、以備糊口之資、須下付帳出舉、以其息利充用、」云々と奏して許され、同書承和二年に、太宰大貳小野岑守が「建續命院一處、以備往來之舍宿、但不藉公力、恐不得長存、乃叙本意、具修解文曰、(中)聊建續命院一處、檜皮葺屋七宇、鼎一口、墾田百十町、(中)伏望、令府監或典一人、及觀音寺講師、勾當其事、」と奏せしに、岑守卒せしが黎毗を恩撫するの厚きを褒して、許されたる等、從來國司の濫奸に似ざるは、亦以て帝徳の然らしむる所。當時行旅至難

の一斑を述べんに、同書承和八年百濟慶仲卒去の條の其略傳中に「嘗自東國入郡、路到渡頭、船處有傑黠人、率黨而來、驅逐諸人、不許俱渡、諸人畏之、不敢抗論、慶仲一揚鞭打之、額皮剝垂而覆面、惑而仆伏、其黨亦退、諸人大悅、棹舟競渡、」とあるにても其困難を知るべし。又承和八年に、相模國高坐郡の大領從六位下勳八等壬生直黒が、管内の貧民に代りて、調布三百六十端二丈八尺、庸布三百四十五端二丈八尺、正税一萬千七百七十二束二把を貢進し、飢民に稻二千五百四束を賑給し、爲めに戶口の増益、三千百八十六人に及べるを褒して、外從五位下に陞せられしが如き、實に稀有の慈善家の出でしにても、いかに民政の淳篤なりしかを察すべし。されど又漫りに寛に失せざりしは、續後紀、承和八年主計寮の解に、貢調の期、越前國は、元十一月を期とせしも、承和三年十一月廿三日の符に依りて、明年二月を期とし、越中國は、元十一月を期とせしも、天長八年十月十五日の符に依りて、明年二月を期とし、能登國は、元十一月を期とせしも、天長十年十月十六日の符に依りて、明年二月を期とし、讃岐國は、元十一月を期とせしも、天長十年十月十六日の符に依りて、明年二月を期とし、長門國は、正月を期とせしも、天長四年二月十二日の符に依りて、四月を期とせしに、件の五國は、令條に據らず延墮を致し、既に國用を缺くを以て、舊の定限に復せんと奏せしを以て、許され、又前々朝に、壹岐國の防人を停めしも、承和二年に、太宰府より、壹岐島は遙に海中に居り、地勢隘狹、人數寡少にして、機急を支へ難し、頻年、新羅商人來窺絶えず、

防人を置くに非ずんば、非常に備へ難し、依りて島人三百三十人に兵仗を帶せしめ、十四所の要害を成らしめんと奏せしを、許されたるの類なり。又前節に述べし如く、天皇は狩獵を好ませられ、承和十四年十月に、山城國双ヶ丘の東墳は、御遊獵の時々蹕を駐め、四望の地となせしをもて、特に從五位下を授けられし程なれば、一般に狩獵行はれしかば、屢々名蹟社寺等の地に於て狩りするを禁せられしは、蓋し名蹟保存の聖旨なり。當時一般に狩獵の行はれし一斑を述べんに、續後紀承和十年從四位上伴友足卒去の條の其略傳中に「最好鷹犬、與百濟勝義王、同時獵狩也、但其用心各不同耳、勝義王獲鹿、不必分其肉、友足獻御贄、餘偏遺諸大夫、諸大夫とは諸堂上といふに同じ、一樹不留、由是、諸大夫之戲言、至閔樂王、縱以友足配惡趣、我等救之、必令脫出、謬以勝義赴淨刹(極樂)、我等亦陳訴、擠墜泥黎、(地獄の梵語)とあるにても知るべし。

第十八節 遣唐使と小野篁

遣唐使の發遣——宴の赦免

〔遣唐使の發遣〕 承和元年正月、參議右大辨藤原常嗣を特節遣唐大使、彈正少弼兼美作守小野篁を副使となし、判官四人、錄事三人を附けられ、二年三月、大宰府に仰せて、綿甲一百領、冑一百口、袴四百腰を、遣唐舶不虞の備に充てしめ、三年二月に、遣唐使の爲めに、北野に於て天神地祇

を祀らせ、四月、紫宸殿に御して、常嗣、篁等に遣唐の儀を賜ひ、五位已上に、賜餞入唐使の題を賜り、詩を賦せしむ。其盛典なりしは、續後記の同條に「于時大使常嗣朝臣欲上壽、先候進止、勅許訖、常嗣朝臣避座而進、喚采女二聲、女擎御盃來授陪膳采女、常嗣朝臣跪唱平、天皇爲之舉訖、行酒人進賜常嗣朝臣酒、卽跪受飲竟、降自南階、拜舞還座、既而群臣獻詩、別有御製、大使賜而入懷、退而拜舞、賜大使御衣一襲、白絹御被二條、砂金二百兩、副使御衣一襲、赤絹被二條、砂金百兩、皆淵醉而罷、」とあり。尋て五畿七道の名神に奉幣して、遣唐の無異を祈らせられ、又遣唐使に節刀を賜り、且つ此序でに、嘗て入唐若くは留學生の、彼の地にて卒せる人々八人に、位階を贈らる。中にも故入唐大使藤原清河に從一位、故留學生安倍仲滿(仲麻呂、後唐にて仲滿と改む)は、唐朝にて金紫光祿大夫、右散騎常侍、兼御史中丞、北海郡開國公となり、卒して(此前史に名を朝衡と更む)潞州大都督を贈られたるを以て、正二位を贈らる。大使等、京師を發するに及び、右近衛中將藤原助を、攝津國難波の海口に遣して、慰勞せしめられたり。然るに大使等、難波を發せしに、畿内頗る大風雨にて、人家を破る事無數なりしかば、特に山階(天智)田原(光仁)柏原(桓武)神功皇后の四陵に勅使を派して、大使の無事を祈らせられ、閏五月には、遣唐使等、海上風浪の爲め、新羅國に漂着せんを慮り、武藏權大掾紀三津に、太政官より、彼の國執事への牒を齎らし、派遣せしむ。明年、三津歸朝して復奏する所、悉く使命に悖り、剩へ新羅國の爲めに誣ひられて、通信と稱

する如き不都合あるを以て、官を剥がる。儲遣唐使は、右の風雨の爲めに、第一船は肥前に、第二船は同國松浦郡の地に漂着し、第三第四の二船は、海上に破船して、或は肥前に、或は對馬に數人漂着せるのみにて、過半は死亡の慘況に陥る。依て右中辨伴氏上を造船長官、大工三島島繼を造船次官として、太宰府へ遣し、大使等は先づ京師に歸る。四年再び大使等京師を發するに、又前の如く優渥なる賜餞等ありて、やがて肥前松浦郡晏樂埼を發船せしに、又も風浪の爲めに、第一第四の兩船は壹岐に、第二船は值賀島に、皆辛うじて漂着せる由、太宰府及び大使の奏上あるより、勅して遣唐使進發の月より歸朝の日まで、五畿七道諸國に、海龍王經を讀み、大般若經を轉讀せしむ。やがて遣唐大使の發するに及び、副使小野篁一人、病と稱して發せざりしかば、勘發遣唐使右近衛中將藤原助、之を奏せり。依て篁は罪せらる。續後紀承和五年十二月の條に、「是日^{十五}勅曰、小野篁、内含^三綸旨、出使^三外境、而稱^レ病故不^レ遂^三國命、准^三據律例、可^レ處^三絞刑、宜^レ降^三死罪一等、處^レ之遠流、仍配^三流隱岐國、初造船使造^レ船之日、先自定^三其次第、名^レ之非^三古例^一也、使等任^レ之、各駕而去、一漂廻後、大使上奏、更復卜定、換^三其次第、第二船改爲^三第一、大使駕^レ之（こは第一船は少しく水の漏れるより此事ありしなり）、於是、副使篁、怨懟陽^レ病而留、遂懷^三幽憤、作^三西道謠、以刺^三遣唐之役^一也、其詞牽與^三多犯^三忌緯、嗟峨太上天皇覽^レ之、大怒令^レ論^三其罪、故有^三此竄謫^一」^{（中）}とあり。水鏡には「小野篁を、^{（略）}たび／＼もろこしへつかはさんとせしかども、身に病侍る由など申てまからざりしに、^{（略）}唐へ

遣しける文書、詞のつゞきにひかされて、世のためによからぬ事どもかきたりけるを、さかの法皇御らんじて、大にいかり給ひて、流しつかはさせ給ひしなり、同六年正月に、篁、おきへまかる、「和田の原こぎいで、見れば久方の雲井にまがふ沖つ白波」とは、此時により侍りしなり、^{（中）}とありて、遣唐國書の文詞となせるは誤れり。儲六年八月に、大使等、七隻の船を率ゐて、肥前國生屬島^{（イキフキ）}に歸着し、九月、京師に入る。續後紀に、「九月甲午十六日、遣唐持節大使參議正四位下行左大辨兼太宰權帥藤原朝臣常嗣進^三節刀、乙未十七日、天皇御^三紫宸殿、右大臣藤原三守、奏^三大唐勅書、獨召^三大使常嗣、昇^三自^三東階、天顏咫尺、勅曰、遠涉^三危難之途、平安參來^三嘉賜^三都々大坐、常嗣稱^レ唯、拜^三舞庭中、更召^三殿上^三置酒焉、于^レ時使旨及^三路中艱難、一々以聞、內侍持^三御被一條、御衣一襲、佇立、大臣命^三常嗣朝臣云、今勅久汝銜^三國命、遠涉^三滄海、每^レ聞^三險難、憐愍殊深、仍賜^三纏頭物、即稱^レ唯、賜^三御被^三拜舞退出、^{（中）}とあり。尋で大使常嗣を從五位上を贈らる。以て當時遣唐の鄭重なるを知るべし。十月に遣唐使持ち來る所の唐物を神宮に上り、且つ建禮門の前に、幄三所を張り立て、唐物を置き、內藏寮官人及び內侍等をして交易せしめ、名づけて宮市といふ。神皇正統記に「遣唐使^{（中）}歸朝のち、建禮門の前に彼國の寶物の市をたて、群臣に賜はする事もありき、^{（中）}とあるは、此事を後世まで語り傳へて、其盛況を追想せるを知るべし。又此時第二船は、後れて七年六月に歸着せり、續後紀に「遣唐第二

船、海中遇_二逆風_一、漂_二着南海賊地_一、相戰之時、所得兵器、五尺鉾一枚等獻_レ之、不_レ似_二中國之兵仗_一、とあれば、正しく南洋の蕃地を経て歸航したるなり。以て遣唐使往復に就て、國費の巨多なると、上下の煩勞とは察せらる。されば宇多天皇の寛平六年に菅原道真を任命ありしに、道真上表する所ありて、遂に廢典となれり(第二十九節參照)。

〔篁の赦免〕 さて又篁は、七年六月に赦免あり。續後紀に「七月辛酉^{日十七}、流人小野篁入京、被_二黃衣_一以拜謝、」とあり、水鏡には「七年六月に、小野篁めしかへされて、未だ位もなかりしかば、黄なる上の衣きてぞ、京へはいれりし、」とあり、當時服色の制の一斑を知るべし。篁先きに隱岐に配せらる、途次、誦行吟七十韻を賦す、其秀麗、人々傳誦せるより、遂に叡聞にも達したりといふは、即ち續後紀承和八年閏九月に「授_二無位小野朝臣篁正五位下_一、下_レ詔曰、篁雖_レ期_レ奉_レ國、猶悔_レ失_レ晨、朕願_二惟舊_一、且愛_二文才_一、故降_二優賞_一、殊復_二本位_一、」とあるにて推すべし。されど其此に至れるは、單り是れのみによるにあらざるべし、内部よりの哀訴もありしならん。そは、此時右大臣藤原三守の女が篁の妻室なるに、三守の夫人は橘清友の女にて、嵯峨皇后の御妹、即ち天皇の外戚たると、其女美都子は嵯峨上皇の尙侍たれば、此人々の哀訴も與かりて力ありしに相違なし。序でに、篁が三守の女を娶れる文は、載せて本朝文粹にあるを、左に述べて參考に資せん。但し同書に野相公とあるは即ち篁にて、後ち參議左大辨に累進せるより、斯くはいふなり。同書奉_二右大臣_一(三守)書に、「學生小野

篁誠恐誠惶謹言、竊以、仁山受_レ塵、滔漢之勢定峙、智水容_レ露、灌洛之潤良流、是以、尼公(孔子)結_二好於縹緹之生_一、呂公附_二嬪於驛亭之士_一、剛柔之位、不_レ可_二得失_一、配偶之道、其來尙矣、傳承、賢第十二娘、四德無_レ双、六行不_レ欠、所謂君子之好仇、良人之高媛者也、篁非_二馬卿_一、彈琴未_レ能、身非_二鳳史_一、吹簫猶拙、獨對_二寒窓_一、恨_二日月之易_レ過、孤臥冷簾、歎_二長夜之不_レ曙、幸願蒙_二府君之恩許_一、共_二同穴偕老之義_一、不_レ堪_二宵蛾拂_レ燭之迷_一、敢切_二朝蒼向_レ曦之務_一、篁誠恐誠惶謹言、」とあり。今より考ふれば甚だ突飛の仕方なれど、先きにも述べたる如く、西道謠を賦して遣唐使の擧を嘲りたるといひ、又宇治拾遺物語に「今はむかし、小野篁といふ人おはしけり、嵯峨の御門の御時に、内裏に札^{フダ}をたてたりけるに、「無惡善」と書きたりけり、御門、篁によめと仰せられければ、よみには、よみ候^{サクラフ}ひなん、されど恐れにて候へば、え申候はじと奏しければ、唯申せと度々仰せられければ、「惡(嵯峨)なくて善からん」と申して候ぞ、されば君をのろひ參らせて候なりと申ければ、己れはなちては、誰か書かんと仰せられければ、さればこそ、申候はじとは申て候つれと申に、御門、さてもかきたらん物は、よみてんやと仰せられければ、何にてもよみ候ひなんと申ければ、片かなの「ね」もじを十二書かせて給て、よめと仰せられければ「ねこのこの子ね、し、のこのこじし」とよみたり」云々とあり、後半は後人の附會ならんも、無惡善云々は蓋し實事にて、畢竟するに篁は、思ふ事は、必ず發する性質なるを證するに足る。但し「さがなくて」といへば、御脱履後、萬機に猶御補助あるを、或る一部には、内々

蹙眉せるものありしを察知せらる。

第十九節 兩上皇の崩御と廢太子の變

淳和院粉骨散山の遺詔——嵯峨も亦薄葬を遺詔し給ふ——承和廢太子の變——事變の真相

〔淳和院粉骨散山の遺詔〕 承和六年より、後上皇御惱に罹らせ給ひしに、七年五月に至り、彌々重らせ給ひしかば、御願として御落飾あらせられ、且つ皇太子に詔して、崩御の後事は、一切薄きに從ひ、諸儀を全廢し、且つ茶毘に付し、御骨を碎きて粉となし、之を山中に散すべしとありて、八日に崩御あり。寶算五十五。此夕、山城國乙訓郡物集村モノヅメに葬る。遺詔に依て火葬して「御骨碎、奉散大原野西山嶺上」と續後紀等に載せたり。實にいふに忍びざる程恐れ多き御事なれど、當時佛教迷信の弊、其極に達せりといふべし。畏けれど、至尊すら右の如くなれば、自餘の輩が、迷信の餘りいかなる事をなせしやは、想像に餘りあり。

〔嵯峨も亦薄葬を遺詔し給ふ〕 此前年より、先上皇も亦御惱にて、名社、大寺等の御祈り數々なりしも、其效なく、九年七月に彌々重らせ給ひたれば、遺詔あり。續後紀七月の條に「余昔以不徳、久忝帝位、夙夜兢兢、思濟黎庶、然天下者聖人之大寶也、豈但愚慙微身之有哉、故以萬機之務、委於賢明、一林之風、素心所愛、思欲無位無號詣山水而逍遙、無事無爲、既琴書以澹泊、後太上皇帝陛下、

寄言古典、強我尊號、再三固辭、遂不獲免、生前爲傷、歿後如何、因茲除去太上天皇之葬禮、欲遂素懷之深願、故因循古事、別爲之制、名曰送終、曰、夫存亡天地之定數、物化之自然也、送終以意、豈世俗之累者哉、余年弱冠、寒痾嬰身、服石變熱頗似有驗、常恐天傷不期、禁口無言、是以略陳至志、凡人之所愛者生也、所傷者死也、雖愛、不得延期、雖傷、誰能遂免、人之死也、精亡形銷、魂無不之、故氣屬於天、體歸于地、今生不能有堯舜之徳、死而何用重國家之費、故桓司馬之石槨、不如速朽、楊王孫之羸葬、不忍爲之、然則葬者藏也、欲人之不得見也、而重以棺槨、繞以松炭、期枯骨於千載、留久容於一壙、已乖歸真之理、甚無謂也、雖流俗之至愚、必將啖之、豐財厚葬者、古賢之所諱、漢魏二文、是吾之師也、是以欲朝夕葬、夕死朝葬、作棺不厚、覆之以席、約以黑葛、置於床上、衣衾飯哈、平生之物、一皆絶之、復斂以時服、皆用故衣、更無裁制、不加纏束、着以牛角帶、擇山北幽僻不毛地、葬限不過三日、無信託筮、無拘俗事(謂諡諫飯含咒願忌魂歸日之事)、夜刻須向葬地、院中之人可着喪服而給喪事、天下吏民、不得着服、而供事今上者、一七日之間、得服衰經、過此早釋(中略)後世之論者、若不從此、是戮屍地下、死而重傷魂、而有靈則寔悲冥途、長爲怨鬼、忠臣孝子、善述君父之志、不宜違我情而已、他不在此制中者、皆以此制、以類從事」とあり。十五日、嵯峨院に崩御。寶算五十七。蓋し上皇、嘗て最澄、空海等に就て、止觀の玄理に徹底あらせられしをもて、右の遺詔ありしなり。依て遺詔に從ひ、百官

及び諸國に仰せて、舉哀素服の禮を停め、嵯峨院北山の地を下し、十六日、是に葬り、商布二千段、錢一千貫文を以て御葬料に宛て、御在所に因みて嵯峨天皇と諡を上る。

〔承和廢太子の變〕

嵯峨上皇御葬送の翌日、一變事起れり。續後紀七月十七日の條に、「是日、春

宮坊帶刀伴健岑、但馬權守從五位下橘逸勢等謀反、事發覺、令六衛府固守宮門并内裏、遣右近衛少將藤原富土麿、右馬助佐伯宮成、率勇敢近衛等、各圍健岑逸勢私廬、于時伊勢齋宮主馬長伴水上、來在健岑廬、有嫌疑同被捕、又召右近衛將曹伴武守、春宮坊帶刀伴甲雄等、令解兵仗、並五箇人分付左近衛左衛門左兵衛三府、並令桎禁、仰左右京職、警固街巷、亦令固山城國五道、遣守字治橋、大原道、大枝道、山崎橋、淀渡、先是、彈正尹三品阿保親王緘書、上呈嵯峨太皇太后（天皇の御生母橘嘉智子）、太后喚中納言正三位藤原朝臣良房於御前、密賜緘書、以轉奏之、其詞曰、今月十日、伴健岑來語云、嵯峨太上皇、今將登遐、國家之亂在可待也、請奉皇子、入東國者、書中詞多、不可具載、庚戌十八日、遣參議左大辨正躬王、參議右大辨和氣朝臣眞綱於左衛門府、推勸橘逸勢伴健岑等謀反之由、日暮不得問究、明日、窮問罪人、奏其日記、捕春宮坊舍人伴氏永、付右衛門府、以健岑之從弟也、壬子二十日、遣左大辨正躬王、右大辨和氣朝臣眞綱於左衛門府、拷問逸勢健岑等、とあり。又水鏡には、「十七日に、平城の御子に、阿保親王と申人、さかの太後の御もとへ、御せうそこを奉りて、申給ふやう、春宮の帶刀に、健岑と申もの、まうできて、太上天皇すでにうせ給ひぬ、世の中の

みだれ、出來侍りなんす、東宮を、東國へわたし奉らんと申由を、つげ申給ひしかば、忠仁公（良房の諡號）の、中納言と申て、おはせしを、太后よび申させ給ひて、阿保親王の御文を、帝に奉り給ひき、この事は、こはみねと、但馬權守橘逸勢と、はかれりける事にて、東宮はしり給はざりけり、云々とありて、嵯峨上皇の崩御に依て、俄かに思立ちし如くなるも、十日に思立つと、續後紀にある方眞なるべし。楮右に就て、忽ち廢太子の御決行あり。續後紀に「乙卯二十三日、勅使左近衛少將藤原朝臣良相、率近衛三十人（紀略に四十人）、圍守皇太子直曹（于時天皇權御冷然院、皇太子從之）、喚集帶刀等、令脱兵仗、積置於勅使前、又直曹前右兵衛陣下、張幄一字、散禁坊司及侍者帶刀等於其中、自餘雜色諸人、散禁於左右衛門陣、又遣左衛門權佐藤原岳雄、右馬助佐伯宮成等、率近衛、喚絆大納言藤原愛發、中納言藤原吉野、參議文室秋津、幽於院中、各異其處、是日、詔曰、現神止大八洲國所知須倭根子天皇我詔良萬止宣御命乎、親王諸王、諸臣百官人等、天下公民、衆聞食與止宣、不慮外爾太上天皇崩流爾依天、晝夜止无久哀迷比焦禮御坐爾、春宮坊乃帶刀舍人伴健岑伊、隙仁乘天與橘逸勢合力天、逆謀乎構成天、國家乎傾亡无止須、其事乎波皇太子波不知毛在世止、不善人仁依天相累事波自右利言來留物奈利、又先々仁毛令法師等天呪咀止云人多安利、而止毛隱疵乎撥求女无事乎不欲之天奈毛抑忍太留、又近日毛或人乃云、屬坊人等毛有謀止云、若其事乎推究波、恐波不善事乃多有无事乎、加以後太上天皇乃厚御恩乎、願夫那毛究求女无事乎不知奴、今思保佐久波、直仁皇太子乃位乎停天、彼此無事波善

久有倍之止思保之女須、又太皇太后乃御言仁毛、如_レ此久奈毛思保世留、故是以皇太子乃位乎停退介賜不、又可_レ知_レ事人止爲_レ天奈毛、大納言藤原愛發乎波廢_レ職天京外仁、中納言藤原吉野乎波太宰員外帥仁、春宮坊大夫文室秋津乎波出雲國員外乃守爾、任賜比宥賜不止宣、(略)丙辰二十四日、廢_レ皇太子、劔四口納_レ袋、付_レ勅使右近衛少將藤原朝臣富士鷹、進_レ藏人所、(二)口納_レ珠繩紀略に袋、(二)口納_レ帛袋、勅遣_レ使於嵯峨山陵、告_レ廢_レ皇太子_レ狀、(略)戊午二十六日、集_レ廢坊諸人等於右衛門陣庭、詔曰、(略)搜_レ求事理、爾、於_レ皇太子_レ天無_レ所_レ避之、因_レ茲皇太子_レ退給不已止畢奴、相隨人等其罪不_レ輕、理須法乃隨爾罪之給倍之、然而御心有_レ所_レ思行_レ天奈毛、殊寬免給止之天、坊司並品官乃佐官以上、及侍人藏人諸近仕者等、又司乃長以上乎波皆流罪爾當給不、(略)とありて、春宮大進藤原高直の駿河權介に遷されしを首として、凡べて六十餘人なり。又橘逸勢は、本姓を除き、非人として伊豆國に、健岑を隱岐國に配流す。逸勢の本姓を除かれしは、蓋し嵯峨太后の爲めに諱まれしなり。儲廢太子の狀は、續後紀八月の條に、「甲戌十三日遣_レ參議正躬王、送_レ廢太子於淳和院、備前守紀長江、自_レ院逢迎、其儀、駕_レ小車_レ出_レ禁中、到_レ神泉良角、駕_レ牛車、先_レ是、童謠曰、天爾波琵琶乎曾打那留、玉兒牽枯乃坊爾、牛車波善氣平夜、辛宮乃小宮之華、(略)云々。又水鏡には、前文の續きに「東宮、おそりをち給ひて、太子をのがれ_(辭)んと申給ひしかば、帝、此事は、こはみねが、ひとり思立つる事なり、東宮のあやまりにあらず、とかく思す事なかれとて、ただもとのやうにて、おはしまさせき、(略)ことし十六にぞなり給ひし、(略)帝、冷泉院に行幸ありて、

すいませ給ひしに、東宮も、やがて參らせ給ひたりしに、いづかたよりともなく、ふみをなげいれたりき、こはみねが、東宮ををしへ奉りたる、こといもありしかば、にはかに、東宮のつかさ、たちばき、をもと人など、百餘人とらへられて、東宮を淳和院へかへし、(略)云々とあり。

〔事變の眞因〕

儲健岑が云々せるよりして、此變事の起りしなれば、何人か皇太子を奉じて、陰に廢立を謀れるに似たるも、先づ主謀と見做さるゝ人なきのみならず、健岑と逸勢の二人が此事を企てたるに似たるは、實に不可思議の極なり。何となれば、健岑元來さる企てなどすべき勢力ある者に非ず。逸勢とても、僅かに但馬權守にて、些の勢力なきのみならず、當時はいかなる身上かといふに、文德實錄逸勢贈位の條の略傳に、「逸勢者、右中辨從四位下入居之子也、爲_レ性放誕、不_レ拘_レ細節、尤妙_レ隸書、宮門榜題、手迹見在、延曆之季、隨_レ遣唐使_レ入_レ唐、唐中文人、呼爲_レ橘秀才、歸來之日、歷_レ事數官、以_レ年老羸病、靜居不_レ仕、(略)とあれば、此時既に閑居且つ病弱の人なれば、此人も、亦斯る企てをなすべくも非ず。縦ひ企てたりとも、實行はならざるべし。されば同書右の續きに、「承和九年、連_レ染伴健岑謀_レ反事、掠_レ拷_レ不服、(略)とあれば、此獄の連坐なるのみ。殊に「掠_レ拷するも服せず」とあれば、嫌疑の廉々の糺彈に、拷問に逢ひしも、其嫌疑にだも服せざるなり(服と屈との別を察せよ)。且つ「宮門榜題手迹見在」、即ち宮門の額に逸勢の書きたるは、文德天皇御即位の嘉祥三年まで、依然として掲げ在りしにて、こは筆蹟の秀麗なるに依れるとせんも、そも宮門は、畏くも至尊の通御

あらせらるゝなるに、姓氏をだも剝がれたる叛人の筆蹟を撤却せずとは、頗る考ふべき題目にて、即ち逸勢の罪は、廢太子の御事情より、内實は、止むを得ざる、換言すれば一時犠牲に供せられしなれば、彼の額字は、之を撤するに忍びざりし故なるべし。さるからに、文徳天皇御即位の初め、逸勢に正五位下を贈り、本郷に歸葬するを免さる。こも又嵯峨太后崩御に就ての特赦恩なりといはんも、仁壽三年に至り、重ねて從四位下を贈られ、且つ其祟りさへ云々するに至りては、倍々一時の冤を證するなり。さらば此獄の主謀はといふに、主謀はなし。蓋し此獄たる、實は廢太子、即ち文徳立太子のために、藤原良房一派の計策に出でしならん。勿論是より先き密々に計畫しつゝありて、其時機を待ち居たるなり。そは、天皇御即位の初め恒貞親王（御母は嵯峨天皇第一皇女正子内親王）を皇太子となし、尋で皇太子は天皇に朝覲あり。續後紀に「天皇御紫宸殿、皇太子始朝覲、拜舞昇殿、東宮采女羞饌、未及下箸、勅賜御衣、受之拜舞、早退、以當日須拜調兩太上天皇也、于時皇太子春秋九齡矣、而其容儀禮數、如老成人、云々とあり。」饌を羞め未だ箸を下すに及ばざるに云々早退」とは、縦ひ兩上皇の拜謁の事あるためとは申せ、眞に形式的の朝覲なるは御歴代に稀有の御事なるは、正しく御内々は御不協、即ち此の立太子は、嵯峨上皇の、淳和上皇に對せられて、俗にいふ御義理立て淳和上皇も嵯峨上皇に御義理なり）の御事にて、天皇の御眞意に非ざりしを察せらる。殊に「容儀禮數、老成人の如し」といふに至りては、或る一派の輩が感歎し奉ると同時に、良房一派の

憚りし所ならん。續いて是の年七月、田邑親王（文徳天皇朝覲あり、同書に「第一親王田邑朝覲、于時春秋纔是七歲、而動止端審、有若成人、觀者異之、」）とあり。但し此書は、清和天皇天安五年に、春澄、善繩等、勅を奉じて撰著奏進する所にて、御父帝の御幼時を記し奉るなれば、敬重の筆といはんも、去りながら必ず當時或る一派の傳ふる所を採りしに相違なく、且つ御生母は藤原冬嗣の女なれば、良房一派の唱道せし所に相違なし。既に兩親王共に御英明の御質なれば、廢立を謀らんにも口の藉くべきなきをもて、斯く疑獄を構成せるにて、水鏡に「帝、冷泉院に行幸あり云々、東宮もやがて參らせ給ひたりしに、いつかたよりともなく、ふみ（書）なげいれ云々、こはみねが東宮ををしへ奉り云々」とあるにても、其計畫に苦心の程は察せられたり。されば八月四日、左大臣藤原緒嗣を始め、道康親王立太子の奏表に「系當正統、性有溫恭」とあるにても、即ち同じく英明なる兩皇子なれば、御年少にても、當今の御嫡子、即ち正統を奉せんとの冀望は、表白せられたり。續いて翌承和十年十二月、文室宮田麿の獄も、此事に連坐せしなるべし。續後紀十二月二十二日の條に「散位從五位上文室朝臣宮田麿之從者陽侯氏雄、告宮田麿將謀反、遣内豎喚宮田麿、即副使參於藏人所、即禁宮田麿于左衛門府」とあり。是れ亦散位即ち閑散の人なる上に、僅かに從五位上なる人の謀反云々とは、頗る疑はしく、且つ同書に據れば、二十六日に左中辨良峯本連、右中辨伴成益を遣して、宮田麿を鞠問せしめ、同時に其私第を検索せしめしに、京の宅には、弓十三張、胡籙三、矢百六十枚、劔六

口、難波の宅には、冑二枚、零落の甲二領、劔八口、弓十二張、胡籜十具、鉾三柄ありしを、右近衛府に召上げたる外は、連累共謀等の人が曾てなし。されど謀反といふ罪案にて、宮田麿は、死罪を減じて伊豆國に、其子内舍人忠基は佐渡國に、次子安恒は土佐國に、從者二人は越後と出雲とに配流せられたり。いかに當時文弱の世態なりとて、二十餘張の弓や百六十の矢や十餘口の劔などにて、何程の事の成るべき。殊に甲冑は、零落の物二領に過ぎず。健岑といひ、宮田麿といひ、共に罪案程の企畫あらざりしは、推知するに足る。想ふに此輩、殊に健岑は春宮御附の人なれば、密かに廢立の企畫ある色を察して、憂憤の餘り、若しも貴體に禍害の及ぶべきかを陰ながら慷慨して、今の内に、東國にても避け給ふ方、安全ならんと口外せし位の事なるべく、宮田麿亦其族文室秋津が罪されしを云々せし位の事ならん。偕此廢太子の計畫は藤原良房なるべきも、自らは表面に立たずして、阿保親王其他を表面に立たしめたるは、其權略、中々に巧妙といふべし。そは冬嗣の女、即ち良房の妹は新太子の御生母たるにても、當時内部の事情は推するに餘りあり。且づ明年（承和十一年）、左大臣藤原緒嗣罷むるに及び、七月に、右大臣源常（嵯峨帝の皇子）を左大臣に、大納言橘氏公を右大臣に陞せらる。其詔に「橘氏公波於朕天近親爾毛在、又可仕奉一倍支次爾毛在爾依天毛奏、右大臣官爾治賜」とあるは、御外戚御信任は勿論の事なるも、亦此事に參與したる故にてもあるべし。

第二十節 新設の御修法と奏瑞附母子草の童謠

文殊會、佛名會——大元帥の修法——奏瑞と僧徒——御懺と誦經修法、僧正通昭——檀林皇太后

〔文殊會、佛名會、大元帥の修法〕 最澄、空海の二人、新宗派を開き、御崇敬を博せしより、漸次隆盛を極め、從て臨時の法會も頻繁たりしに、天長十年には、東大寺の泰善、是より先き文殊會を行ひつゝありしを、此年勅して、始て文殊の影像（類聚國史には模像とあり）を造らしめ、之を宮中に安置して文殊會を行はしめ、後ち例となせしに、承和二年には、更に諸國に勅して、文殊會を修せしめ、救急稻の利米三分の一を割きて、其料に充てしむ。是れ諸國文殊會の初めなり。是の年十二月、天皇、清涼殿に御して、佛名經を禮し給ふこと三夜。尋で承和五年十二月、律師靜安、大法師願安等を清涼殿に召して、佛名懺悔を修せしむること三日三夜。之を内裏佛名懺悔會の初めとなす。又承和六年に、入唐留學僧常曉、齋し歸る所の大元帥の像を獻せるをもて、明年、常曉、山城國宇治郡法琳寺は、地勢閑燥にして、大法を修するに適す、依て此地に大元帥の像を安置し、永く鎮護國家の法を修せんとの請ひを允す。是れ大元帥修法の初めにて、毎年正月の後七日法と共に、後世まで勅會として斷絶なし。此常曉は、元亨釋書に、「釋常曉、山州小栗栖路傍棄子也、稍長師事元興寺豐安、承和元甲寅入唐、到淮南廣陵縣館、遇栖雲寺文瑤、稟密教、乃文宗大和八年也、（中略）又謁花林寺三教

講誦大清元照、請益密奧、照授以阿闍梨位、從受大元帥秘法、此法彼國不出、都下、畿外諸州不許修供、(中略)明年歸、(中略)官於小栗栖故里法琳寺、修元帥法、(中略)とあり。又文殊會も、入唐留學僧圓仁(慈覺大師)に依て、遂に比叡山に文殊閣造營せられて、専ら天台宗の執行する所となれり。元亨釋書に、「釋圓仁、姓壬生氏、野之下州都賀郡人也、(中略)延曆十三年生、是日紫雲覆產屋、同郡大慈寺僧廣智、(中略)怪喜而不言其瑞、(中略)仁幼喪父、(中略)遂付兒子智、(中略)智將仁登叡岳、與傳教大師(中略)時年十五、大同三歲也、(中略)教以止觀大定妙慧、亦試曰、吾常弘傳二諦不生不滅之旨、而世人解真諦不生滅之理、未解世諦不生滅之義、汝以此法、流傳世、(中略)承和二年、(中略)朝廷賜入唐請益之詔、其冬又夢教告曰、汝入大唐、索大法、密教之中、先詢天部、台宗之中、先問中道、五年六月二十二日、從大使尙書右丞藤常嗣、上第一船、七月二日、着唐國揚州海陵縣、則文宗開成三年也、(中略)有一僧、從上都來號宗叡、通悉曇、仁從之習梵學、又有全雅、能解密教、就受灌頂、得兩部曼荼羅、諸尊壇規、佛舍利等、四年大使促歸、不得辭、逆風俄吹、還海州縣、(中略)凡往長安六年、多得念珠經書道具等五百五十九卷二十一種、會昌五年、武宗毀佛法、六年崩殂、明年宣宗即位、(中略)軍噪至、曰日本沙門宜歸本邦、(中略)九月着太宰府、今歲唐大中元年、本朝承和十四年丁卯也、(中略)仁禮五臺山、初至中堂之上、池中有文殊石像、拜已向西臺相去、(中略)又禮南臺、黃昏忽見聖灯一點之光、普照五臺、心中思言、若穩還國、必建文殊閣、云々とあり。水鏡には「嘉祥元年三月二十日(これは入京の日なり)に、慈覺

大師唐より歸り給ふ、もろこしにおはせし間、惡王に會ひ奉りて、かなしきめどもを見給へりし也、佛經を燒失ひ、尼法師を還俗せしめ給ひし折にあひて、此大師も男になりて、頭をつゝみておはせしなり、(中略)とあり。蓋し圓仁留學中、唐朝廢佛の時に際會し、頗る困難せしも、文殊佛の加護に依て、恙なきを得たりと吹聽して、文殊閣を造營せしならんも、亦新修法興立の志望なり。

〔奏瑞と僧徒〕 さるからに、年々諸國より凶變の上奏ある毎に、寺僧讀經は、漸次大層の事と成行きつゝあるに、僧等も其効驗のなきを覆はんとてか、百官に雷同して、祥瑞等を奉賀するに至る。其略は承和十五年六月に、太宰大貳紀長江等奏して、管下豊後國大分郡の擬少領膳伴家吉が、同郡寒川石上に於て獲たる白龜を獻せしに、百官、祥瑞なりと奏覽せしに、天皇、嘉祥の美は恃まざる所と、之を斥け給ひしも、重ねて百官上奏して、豈に祥符顯慶をして没して聞くなからしめんやと奏するに當り、僧綱(フツカ)とは僧官を帶ぶる者をいふ等共に上奏して、祥瑞を奉賀せり。因りて之を御嘉納ありて、嘉祥元年と改元あり。されば是より先き承和七年に、伊豆國より、同國賀茂那造作島は、本と上津島といふ、此島の鎮坐阿波神は三島大社の本后、又物忌奈乃命は即ち前社の御子神なるをもて、新に神宮を作る。こは、承和五年七月五日の夜出火し、上津島左右海中、燒炎、野火の如く、十二童子、互に炬を取り、海に下りて火を放ち、諸童子、潮を履むこと地の如く云々と奏せしかば、十月に「奉授無位阿波神、物忌奈乃命、並從五位下、以伊豆國造作島靈驗也、(中略)」と續後紀に

あり。火山の變動偶、海島にありしを、十二童子云々など附會して奏せしに、之を靈驗なりといふに至りては、笑ふべきの至りなれど、當時僧侶等が、社會の異事を以て、悉く諸佛の所爲と唱導して、彌々迷信を博せる一斑を知るべし。されば承和十一年に、文章博士春澄善繩、大内記菅原是善等、大納言藤原良房に就て「先帝曰、世間之事、每有物怪、寄祟先靈、是無謂者也、云々と、物怪ある毎に君主、宰臣、行ひを慎み、徳を修むるの古訓に反し、漫りに僧徒に讀經せしむるの不可を諫めしも容れられず。僧侶等猶も君寵を得ん手段なるか、嘉祥二年三月に、興福寺の大法師等、天皇四十の寶算を賀し奉るために、聖像四十軀を造り奉り、金剛壽命經四十卷を寫し、即ち四萬八千卷を轉讀し竟り、更に「作天人不捨芥、天女罷拂石、(佛教にて、時の極めて長を劫といひ、之を表はすに、通例芥子、拂石の二喩を用ゐたるなり) 飄擊御藥、俱來祇候、及浦島子暫昇雲漢、而得長生、吉野女眇通上天、而來且去像、副之長歌、奉獻、」と續後紀にあり。且つ其長歌に就ては「夫倭歌之體、比興爲先、感動人情、最在茲矣、季世陵遲、斯道已墜、今至僧中、頗存古語、可謂禮失則求之於野、採而載之、」と同書にあれば、其叙慮の程は察すべし。依て此大法師等を、右大臣藤原良房の第に寓居せしめ、右近衛少將橘真直を遣し、勅を宣し物を賜ふ。尋で參河の國守は、白馬四十疋、牛四十頭、支子四十斛を獻じて、寶算四十を賀し奉りしに、藥師寺の僧等、藥師經四十卷を獻じて上り、以て寶算を賀し奉る。依て又物を賜はり、之を賞し給ふ。斯く僧侶の御眷遇渥かりしは、蓋し

彼等、年々に唐土留學歸朝せる輩が、種々の新修法、所謂新知識を齎し來れるを以てなり。

〔御惱と誦經修法、僧正通昭〕 嘉祥三年二月朔、「聖躬不豫、皇太子侍殿上、公卿盡候、」と續後紀にあれば、是の日御惱にならせ給ひ、しかも御輕症ならざるを察せらる。尋で五日の條に「御病殊劇、召皇太子及諸大臣於床下、令受遺制、遣四衛府及內豎等、或資御衣、或資綿布、分散四方、誦經諸寺、左右馬寮御馬六疋、奉鴨上下松尾等名神、放諸鷹犬及籠鳥、唯留鸚鵡、又下知近江國、禁諸殺生、緣梵釋寺修延命法也、請僧綱十善師及有驗者於御簾外、令奉加持、以絹十二疋、爲續命幡、懸十二大寺刹、云々とあれば、俄に重らせ給へるなり。然るに同書六日の條に、大法師眞頂、北山の近士(後世の修驗なり)觀善と、特に御簾中に入りて加持し奉るに、觀善誓つて、御病を除かさざれば、更に座を起たず、復飲食せずといひしとあり、以て彼等が世上に誇唱する態を察すべし。尋で十五日、名僧六十口を紫宸殿に召して、三箇日を限り、大般若經を轉讀せしめ、天台座主圓仁及び定心院十禪師等を、仁壽殿に召して、文殊八字法を修せしめ、二十二日、三論宗少僧都實敏、法相宗大法師明詮、天台宗大法師光定、總持門大法師圓鏡等を清涼殿に召して、法華經を講せしめ、二十七日、京都及び平城の四十九寺に勅使を派して、續命幡四十旒を以て各寺柱に懸け、三箇日を限り延命法を修せしめ、又豐樂院に於ては、眞言僧に護摩法を修せしめ、三月五日には、名僧百口を紫宸殿に召して、三箇日、大般若經を轉讀せしめ、且つ帝釋の像百鋪を畫かしめて、百箇寺に安置し、

以て御惱平癒を祈らしむ。十一日には、大法師道詮等を召して、天皇、永不殺生戒を請け給ひ、且つ破壊の寺院百院を修理し、十九日には、清涼殿に於て七佛藥師法を修せしめ、七佛像を御簾前に懸け、七重の輪燈を庭中に立て、紫宸殿の南庭に於て、新たに十人の僧を度す。但し是より先きも、詔ありて五百人を度せり。以上の如く、御惱平癒の御祈りは始と諸宗競争の態にて、其盛んなること、御歴代稀有の事なり。殊に是の日、天皇御落飴あり。同時に、皇子中務卿宗康親王、阿波守源多の二人、落飴ありたり。されば後世儒者の論に、天皇、佛に淫せるを惜むとあるも、其故なきに非ざるなり。二十一日、遂に崩御あらせらる。寶算四十一。二十五日、深草の山陵に葬り奉る。其儀、極めて薄きに従ひ、綾羅綿繡の類を止めて、代ふるに布帛を以てし、鼓吹、方相等の儀を悉く廢停あり。皆遺詔を奉せしなり。續後紀に天皇の御事略を「帝叡哲聰明、苞綜衆藝、最耽經史、講誦不倦、能練漢音、辨其清濁、柱下漆園之說、群書治要之流、凡厥百家莫不通覽、兼愛文藻、善書法、學淳和天皇之草書、人不能別也、並工弓射、屢御射場、至鼓琴吹管、古之虞舜、漢成兩帝不之過也、留意醫術、盡諳方經」帝從少小、聖體廼羸、然而負辰之年、既登二十八、仙齡之算、亦踰四十、求諸中古、應無慙德、蓋由修善行仁、服食補養之力者歟」とあり。能く簡にして盡せりといふべし。されば二十八日に、御近臣左近衛少將良岑宗貞、遁世して僧となる。文德實錄に「宗貞、先皇之寵臣也、先皇崩後、哀慕無已、自歸佛理、以求報恩、時人謬焉」とあり。後僧正に任ず、世に僧

正遍昭といふは此人なり。明年、仁明先皇第七皇子常康親王、及び正三位藤原貞子も落髮す。共に先皇哀慕の餘りに出でたり。殊に貞子は同書に「貞子者、先皇之女御、風姿魁麗、言必典禮、宮掖之内、仰其德行」先皇崩後、哀慕追戀、不肯飲食、形容毀削、臥頭之下、每且有涕泣處、左右見之不堪、悲感」とあり。又是の年三月十日、右大臣藤原良房、東都の第に名僧を招き、法華經を講せしめ、畢りて諸公卿と共に、懷舊の詩歌を賦す。同書に「往年、先皇有聞大臣家園櫻樹甚美、戲許大臣、以明年之春、有觀其花、俄而仙駕化去、不遂遊賞」先皇所期之春、今日是也、花是人非、不可堪悲、公卿大夫或賦詩述懷、或和歌歎逝」とある等、いかに聖徳の人心に徹せしやは察せらる。

〔檀林皇太后〕 然るに五月四日、是より先き嵯峨太皇太后も御惱なりしに、是の日崩御あり。文德實錄に、「五月壬午、葬太皇太后于深谷山、遺令薄葬、不營山陵、先是、民間訛言云、今茲三月三日不可造饅、以無母子也、識者聞而惡之、至三月、宮車晏駕、是月、亦有太后山陵之事、其無母子、遂如訛言、此間、河野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、每屬三月三日、婦女採之、蒸搗以爲饅、傳爲歲事、今年此草非不繁、生民之訛言、天假其口」とあり。母子草は、俗に川原よもぎといふ餅草にて三月三日の草の餅の由來、久しきを知るべし。偕此太后は、世に檀林皇后と稱へ奉り、今に至るまで、其淑徳を欽慕し奉る。其御事略は文德實錄に、「太皇太后、姓橘氏、諱嘉智子、

父清友、少而沈厚、涉獵書記、身長六尺二寸、眉目如畫、舉止甚都、寶龜八年、高麗國遣使修聘、清友年在弱冠、以良家子姿儀魁偉、接對遣客、高麗大使獻可大夫史都蒙見之而器之、問通事舍人山於野上云、彼一少年爲何人乎、野上對、是京洛一白面耳、都蒙明相法、語野上云、此人毛骨非常、子孫大貴、野上云、請問命之長短、都蒙云、三十二有厄、過此無恙、其後清友娶田口氏女、生后、延曆五年爲內舍人、八年病終於家、時年三十二、驗之果如都蒙之言、后爲人寬和、風容絕異、手過於膝、髮委於地、觀者皆驚、嵯峨太上天皇、初爲親王、納后、寵遇日隆、天皇登祚、弘仁之始、拜爲夫人、先是數日、后夢出自針孔、立左市中、六年秋七月七日、后又夢着佛瓔珞、居五六日、立爲皇后、十四年、天皇禪位於淳和皇帝、尊天皇爲太上天皇、皇后爲皇太后、仁明天皇受禪、尊皇太后爲太皇太后、追贈后父太政大臣正一位、母正一位、后自明泡幻、篤信佛理、建一仁祠、名檀林寺、遣比丘尼持律師、入住寺家、仁明天皇助其功德、施捨五百戶封、以充供養、后亦與弟右大臣氏公朝臣、議開學舍、名學館（一書に官ともあり）院、勸諸子弟、誦習經書、朝夕間々拾芥抄に、學館院は淳和上皇離宮、或云橋太后宮とあり、時人以比漢鄧皇后、初法華寺有苦行尼、名曰禪雲、見后未嘗、就把其臂云、君後當爲天子及皇后之母、后竊記之、遂生仁明天皇及淳和皇太后、后追想尼言、訪其所在、尼時既亡、及仁明天皇不豫甚篤、后哀戚毀容、遂剃髮爲尼、求冥救也、天皇崩後、相尋而后亦崩、時年六十五、后正位之後、專務化導宮闈之內、陰教慈穆、朝野稱之、嵯峨天皇、特加

敬重、意愛甚密、故老相傳、伊豫國神野郡、昔有高僧名灼然、稱爲聖人、有弟子名上仙、住止山頂、精進練行、過於灼然、諸鬼神等、皆隨願指、上仙嘗從容語所親檀越云、我本在人間、有同天子之尊、多受快樂、爾時作是一念、我當來生得作天子、我今出家、常治禪病、病雖遣、餘習氣分猶殘、我如爲天子、必以郡名爲名字、其年上仙命終、先是、郡下橋里有孤獨姥、號橋嫗、傾盡家產、供養上仙、々々化去之後、嫗得審問、泣涕橫流云、吾與和尚久爲檀越、願在來生、俱會一處、得相親近、俄而嫗亦命終、其後未幾、天皇誕生、有乳母姓神野、先朝之制、每皇子生、以乳母姓爲之名焉、故以神野爲天皇諱、後以郡名同天皇諱、改名新居、后時夫人、號橋夫人、所謂天皇之前身上仙是也、橋嫗之後身夫人是也、后嘗多造寶幡及繡文袈裟、窮盡妙巧、左右不知其意、後遣沙門慧夢、泛海入唐、以繡文袈裟奉施定聖者僧伽和上康僧等、以寶幡及鏡奩之具、施入五臺山寺、とあり。實に御歷代中有數の御賢德にて、特に橋氏子弟の爲めに、學館院を設け給ひし如きは、申すに及ばざる事にて、後ち村上天皇の康保元年に、詔して大學寮の別曹となし、橋氏は定の職は、長く三公の所帯となれり。但し當時の風潮とて、佛教に御信仰ありて、頗る過度の如くなるは、茲に論するに及ばず。されどそれが爲めに、後世云々すべきの汚點なきは、其清操を拜すべし。唯上仙、橋嫗の話は、後の淑徳を欽慕の餘り、彼の僧侶の造言なるは、改めていふに及ばず。

第二十一節 文德天皇踐祚、立太子、良房の任相國

文德御即位、御當歳の立坊と良房、東宮争ひ——人臣任相國の初例——迷信の世態、陰陽家の禱饗參加——米薨聖人——東大寺大佛の頭傾頓斷、其再造と落慶供養——奏瑞は内變と表裏す——文德の崩御及び其御事略——陰陽家の手法

〔文德御即位、御當歳の立坊と良房、東宮争ひ〕 先帝は御在位中に崩御あらせられしをもて、皇位空しきこと二十一日にして、四月十七日大極殿に御即位あり（文德天皇）。時に左大臣は源常（嵯峨天皇第八皇子）、右大臣は藤原良房（天皇の御外叔父）なり。是の年十一月廿五日、第四皇子惟仁親王を立て、皇太子となす。御母は夫人藤原明子、即ち良房の女。是の年三年廿五日、良房の東一條の第に於て降誕あらせられ、僅か九箇月にして立太子の宣下ありしにて、御當歳の立坊は之を初めとす。殊に此時惟喬親王、惟條親王、惟彥親王の三皇子おはせしに、第四皇子を立て給ひしは、藤氏の出の故を以て此事ありしは勿論なれど、其こゝに及べるは、文德天皇立太子の條に參看すれば、自ら内部の御事情を會得すべし。紀略に此事を「二十五日戊戌、立爲皇太子、子時誕生九月也、先是、童謡云、大枝乎超天、奔超天、躍止利騰加理超天、我耶護毛留田仁耶搜、阿佐理食無志岐耶、雄々伊志岐耶、識者以爲、大枝謂大兄也、（中略）皇太子是第四皇子也、超三三兄而立、故有此三超之謠、焉」とあり。李部王記承

平元年九月四日の條に「參議定頼卿來、談及古事、云々と、此三超の話を載せられたれば、其當時にありて、一般に喧傳し、別けて藤氏の人々が唱道せしを察せらる。大鏡には「御いみな惟仁、文德天皇の第四の皇子なり、御母皇太后宮明子と申き、太政大臣良房のおとこの御むすめなり、此みかどは、嘉祥三年庚午三月廿五日に、母かたの御おほぢ、おほきおとゞ（太政大臣）のコ一ノ條の家にて、父帝の位につかせ給へる、五日といふ日、生れ給へりけんこそ、いかにをりさへ花やかに、めでたかりけんとおぼえ侍り、（中略）惟喬の親王と、東宮あらそひし給へりけんも、この御事とこそおぼゆれ、やがて生れ給へる年の十一月廿五日、東宮に立せ給ひ、（中略）御母廿三にて、此みかどを生み奉り給へり、（中略）染殿の后と申、その御時の護持僧は、智證大師（園城寺圓珍）におはします」とあり。但し惟喬親王と東宮あらそひとは、親王は第一皇子にてましませば、帝も立太子にと内々思され、公卿間にも又然あらんと信せられしに、良房らの計ひとして、其女の御所生を立太子とせるより、之を憤れる人々の物議をいひしにて（第二十四節應天門の條參看）、親王御自身の爭議にあらず。されど良房の此事に就て苦心せる一斑は、三代實錄、貞觀元年、延曆寺十禪師傳燈大法師惠亮が、延曆寺に年々度者二人を置かんことを請ふ表文中に、「惠亮等、以下去嘉祥三年八月五日、陛下在東宮一日、（未だ立太子以前なれど）經啓所願、又元亨釋書に「釋眞雅、弘法大師之弟也、（中略）貞觀帝降誕之初、入宮加持、相國忠仁公（良房）與雅謀、建精舍、安尊像、祝寶祚、（中略）後勅名貞觀寺、」などありて、自

家の計畫と同時に、僧侶の法驗にまで依頼せるを知るべし。儲立太子と同時に、大納言源信を東宮傅に、參議良相(良房の弟)を大夫、藤原冬緒を亮となせり。是れぞ藤氏即ち北家が全權を掌握せるの端緒なる。さるからに惟喬親王も、御不滿の餘り、初めは山崎に閑居あられしが、後ち比叡山の麓なる小野邑に隱遁あり、紀有常、在原業平などのみ常に候問して、詩歌を以て御憂鬱を泄し給ひ、二十六歳にして薨去あられたり。

〔人臣任相國の初例〕

右の如く良房が立太子の事は、甚だ專恣の計ひたりといへ、自身は天皇の御外伯父として、將た御舅として、御信任の優渥なるに依るは勿論ながら、隨分仕惡き事を仕遂げたるにて、苦心は元より、其膽力、中々非凡といふべし。されば天安元年二月十九日に、是より先き左大臣源常薨す、依て右大臣良房を太政大臣に、大納言源信を左大臣に、同藤原良相を右大臣に陞せらる。是時の詔に「右大臣正二位藤原良房朝臣波、朕之外舅那利、又稚親王止大坐時與利助導支、仕奉禮留所毛安利、今毛又忠貞留心乎持天、食國乃天下乃政乎相(中)是以殊爾太政大臣官爾上賜、」とあり。そも太政大臣は、職員令にも、其人にあらざれば、輒く任せずとありて、一には則闕の官といふ、其人なければ、則ち闕くの意なり。大鏡に此事を「太政大臣は、古の御門の御代には、たやすくおかせたまはざりけり、」とありて、人臣として此官に任せられしは、良房を以て初めとなす。

〔迷信の世態、陰陽家の禱穰參加〕

良房、御信任の渥きまゝに、政局の立物となるに於ては、其職責

元より重し。中にも天變地妖は、當時盛んに唐土の風を摸する事とて、其責宰相にありとなせば、其之を恐るゝ事最も深く、茲に於て例の祈禱は頻繁に行はれ、從て迷信の弊は上下に染渡り、遂には儒官即ち陰陽道の輩さへ佛教化して、種々の祈禱に従事するに至れり。蓋し當時唐土にては、彼の道家方士なるものゝ流行を極めたる、其餘波の傳來せしにて、彼の密家と稱する佛教僧徒等の、入唐して受け來れる修法行事の中には、全く唐土道術の、佛教假面的のもの多しと、先輩の論も少なからざるは、其故なきにあらず。殊に仁壽三年には、痘瘡さへ行はれ、文德實錄二月の條に「是月、京師及畿外多患痘瘡、死者甚衆、天平九年、及弘仁五年、有痘瘡患、今年復不免此疫而已、」とあり。依て廿二日、名僧百口を大極殿に召して、三箇日大般若經を轉讀せしめ、尋で穀倉院の糶鹽を出して、京中の痘患者を救ひ、伊勢太神宮に勅使を派して、災疫を除かんことを祈らせられ、四月には、京中死者多きをもて、賀茂祭を停め、且つ天下に大赦を行ひ、及び諸國に詔して、承和十年以往の調庸未進を免じ、當年の儀を停め、相模以下六國に一切經を寫さしめ、尋で諸國に及ぼし、五月には、騎射、走馬等の例典を停めらるゝ等、其重なるものにて、殊に關西は尤も甚しきをもて、九月十四日、詔して、太宰府の穀三萬八千七百餘石を出して、管内の痘患者を救はれたり。然るに當時太宰府官吏の一斑は、文德實錄、仁壽二年滋野貞主卒去の條の其略傳中に「嘉祥二年春、(中)太宰府吏多不_レ良、衰弊日甚、貞主上_レ表曰、夫太宰府者、(略)可_レ謂_三諸藩之輻湊、中外之關門_二者也、因_レ茲

有德爲_三帥貳、才良爲_三監(大少監)典、(大少主典)若無_三其人、選_三取辨官式部、頃年以來、絶而不_レ行、近得_三飛語云、彼吏或擊_レ目閉_レ口、似_三避_レ時之人、或忘_レ耻貪_レ財、爲_三聚斂之吏(略)不_レ省、とあれば、斯る間に吏員の聚斂さへありとは、其慘況は推知するに足る。されば此年十二月、陰陽寮奏して、諸國郡及び國分寺等をして、陰陽書法に據りて、毎年害氣を鎮せしめんと申せしかば、之を許されたり。以て陰陽道の佛教に接近したる一斑を知るべし。但し其法の如何なるものなるかは、余輩之を知らずと雖も、今も僧巫の出す守符の如きは、茲に所謂陰陽の書法に出でしも知るべからず。是よりして陰陽家にも、大法としては、泰山府君とか、或は露符の文は、人目に見えざる鬼神を驅使すなどいふに至る(次條參看)。

〔米糞聖人〕 斯る世態なれば、齊衡元年(仁壽四年)に、備前國より一伊蒲塞を買せしに、實は賣僧なる事、文德實錄及び宇治拾遺物語に、「昔久しく行ふ上人ありけり、五穀を斷ちて、年頃になりぬ、帝聞召して、神泉苑にあがめするて、殊に尊み給ふ(文德實錄には、「安_三置神泉苑(略)呼爲_三聖人、各々私願、(中)婦人之類、無_レ不_三眩惑奔咽」とあり)木の葉をのみ食ひける、物笑する若公達あつまりて、此聖の心見んとて、行向ひて見るに、いと尊げに見ゆれば、穀斷幾年ばかりになり給ふと問れば、若きより斷ち侍れば、五十餘年に罷りなりぬといふを聞て、一人の殿上人のいはく、穀斷の尿はいかやうにかあるらん、(中)いで行て見んといへば、二三人連れて行て見れば、穀屎を多く

ひりおきたり、あやしと思ひて上人の出でたる隙に、居たる下を見んといひて、疊の下をあけて見れば、土を少し掘りて、布袋に米を入れて置たり(文德實錄には「夜人定後、以_レ水飲_三送數升米、天曉如_レ廁、有_レ人窺_レ之、米糞如_レ積、(中)謂_三之米糞聖人、公達見て、手を叩きて穀糞聖々々々と呼はりて、言り笑ひければ、逃去りにけり」とあり、以て迷信の世態を知るべし)。

〔東大寺大佛の頭傾頭斷、其再造と落慶供養〕 斯る中に、齊衡二年五月廿三日、東大寺より、毗盧舍那大佛の頭、自ら地に落下せし由を奏せり。そも此大佛は、聖武天皇の御願として、諸國に課して造立し、皇室より億兆に至る迄、現世、當來の救主と仰ぎ來れるなれば、其上下の震駭は察すべし。依て聖武帝の御陵及び宇佐八幡(八幡宮の事は下の詔旨に見ゆ)に勅使を派して鎮禳の御祈あり。廳で修造の工を起し、右大臣藤原良相及び修理東大寺大佛檢校大法師位眞如等、之を奉行するに當り、去る天平勝寶四年の勅書に、朕發_三大願、奉_三造_三毗盧舍那佛、願以_三一切人衆、爲_三善知識、とあるに、今件の大佛大破して、修理を施すも、殆ど新造に同じと奏せるを以て、其工費を諸國に課すなど、頗る大事業となりて、清和天皇の貞觀三年に至り、漸く其工を竣ふ。されば落慶供養も、獨り東大寺に止まらずして、國家の祭典なりしは、三代實錄同年正月の條に「廿一日丙申、是日、宣詔、山城河内和泉攝津及七道諸國司、近來奉_レ修_三理東大寺大毗盧庶那佛像、工夫既成、仍來三月十四日、當_レ設_三无遮之大會、極_三莊嚴之妙態、宜_レ自_三十一日至_三廿日、禁_三斷殺生、至_三會日、於_三國分二寺、各開_三齊會、

請_二集部内僧尼、普爲_二供養、其料物使用_二正稅、其太宰府於_二觀音寺_一修_レ之、令_二導師、具演_レ事由、兼令_二參集僧尼、俱稱_レ讚盧舍那佛號、乃至無知小民、教_レ作_二是念、我寺知識所_レ奉、修_二理毗盧舍那、今日至心應奉_二供養、我亦運_レ心、專念同就、廣作_二功德、但先帝准_二據本願、天皇之弘願、以_二八幅大菩薩_一爲_レ主、天下名神及萬民爲_二知識衆、初作_二修理、今至_二當時、此事遂成、始終雖_レ殊、德業惟一、然則使_二八幡大菩薩、別得_レ解脱、令_二諸餘名神、神力自在、本願天皇、及先帝御靈、乃至開闢以來登遐聖靈、同類_二薰修、早開_二覺花、云々とあり。右の中に八幡大菩薩(應神天皇)は、一に胎中天皇とも申し奉り、神功皇后の御輔導即ち攝政と、武内大臣の忠功とに依て、寶祚長へに、皇胤榮えませるを以て、聖武天皇、女帝を立つるに、藤原氏を紀氏(武内)に擬し、寶祚長久の御願なればなり。借東大寺に於ける落慶法會の莊重なるは、同書三月の條に、「十三日丁亥、令_二百官、限_二三箇日、斷_レ魚肉、以_二明日應_レ奉_レ供_二養東大寺毗盧舍那佛_一故也、十四日戊子、於_二東大寺、設_二無遮大會、供_二養毘盧舍那大佛、勅_二三品治部卿賀陽親王、三品中務卿諱_{孝光}親王、四品彈正尹本康親王、正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿彌善男、從四位下行右中辨藤原朝臣冬緒、左京大夫從四位下在原朝臣行平、從五位下守左衛門權佐紀朝臣春枝、散位外從五位下布留宿禰清貞、外從五位下左大史三善宿禰清江、少外記正七位下御室朝臣安常等、相率向_レ寺、監_二修會事、此是佛像、感神聖武皇帝、天平十五年創造、文德天皇齊衡二年、頭傾頭斷、頓落_二干地、年來修理、鎔鑄復_レ舊、即使_二開眼、佛師入籠、轆轤引上、乃點_二佛眼、凡其莊嚴之儀、不可_二勝載、殿廊

之柱衣以_二錦繡、檀場之上敷_二其朱紫、懸_二七寶樹、遶_二我庭際、藻_二幡蓋、排_二批香花、極_二巧盡麗、翫_二人目精、歷_二覽梵宇、處_二々莊飭、觀者不_レ能_二厭而拋過、袈衣宿德、振_レ錫秀_レ眉、威儀俱足、填_二噓堂宇、大唐、高麗、林邑等之樂、鼓鐘肆_レ陣、絲竹方_レ聲、先令_二内舍人端貌者二十人_一供_レ倭舞、次近衛壯齒者二十人東舞、後梵唄接_レ響、衆樂遞奏、大佛殿第一層上結構棚閣、更施_二舞臺、天人天女、彩衣霓裳、音伎聒_レ空、以移_二二天、南北兩京、貴賤士女、充_レ街塞_レ陌、莫_レ不_二聚觀、躡_レ足翕_レ肩、人不_レ得_レ顧、云々とあり。此日の咒願文は管原是善、勅を奉じて草する所。中に「猶示功非_二獨舉、力寄_二群緣、一切僧_レ心、衆生共助、一粒攸_レ捨、齊_二金剛之珍藏、半錢所_レ施、比_二銅山之陶鑄、云々とあり、以て億兆の喜捨に依れるを知るべし。〔妻瑞は凶變と表裏す〕 右の如く凶變ある毎に、之に伴ふるものは彼の奏瑞なり。蓋し妖は徳に勝たずといふをもて、一凶變ある毎に、一祥瑞の奏上は、當時殆ど一の儀式の如し。されば仁壽四年に、群臣の祥瑞奉賀に對しては、文德實錄に「群臣奏瑞、相趨無_レ已、勅曰、(中)德未_レ動_レ近、化何覃_レ幽、而今白龜甘露之祥至、公卿等表賀、朕之荒思、自知_レ不堪、(中)陳賀之言、非_レ攸_レ欲_レ聽、而今公卿重上奏、以求_二賀瑞、帝以_二苦請難_レ拒許_レ之、云とあれば、眞に天皇嘉し給はざるを知るべし。されど之に依て齊衡と改元あり、四年目に又天安と改元せらる。皆奏瑞に依てなり。こは元より天皇の聖徳を頌するの衷情に出でしには相違なきも、天變地妖等は、一に宰相の上に冥譴を降すといふ、唐土の俚諺に因りて、斯く大層に囃し立てたるなり。

〔文德の崩御及び其御事略〕 紀略天安二年八月の條に、「辛亥^{二十}、天皇倉卒有^三不豫之事、近侍男女騷動失^レ精、壬子^四、帝病彌劇、言語不^レ通、皇太子侍^二於嘗藥、公卿大夫候^二於陣頭、入^レ夜、召^二文章博士菅原朝臣是善、令^レ草^二詔書、太政大臣奉^レ勅、^(中)甲寅^{二十}、是日、薦^レ藥無^レ驗、騷動殊切、屈^二名僧五十人、於^二冷然院、令^レ讀^二大般若經、入^レ夜、遣^二固關使、賜^二勅符木契、勅於^二諸衛、令^二警固^一甚嚴、乙卯^{二十}、帝崩^二於新成殿^(冷泉院)、左右近衛、陣^二於東宮直曹、大納言安倍朝臣安仁、率^二少納言、近衛少將、主鈴等、令^レ資^二璽印櫃等、奉^レ入^二直曹、丁巳^{二十}、大納言安仁、仰^二左右諸衛、令^レ着^レ鎧、皇太子與^二皇后^一同^レ輦、移幸^二於東宮、云々。又三代實錄、貞觀二年二月僧正傳燈大師真濟入^レ寂の條の傳の末に「天安二年八月、文德天皇寢^レ病、真濟侍^二看病於冷然院、大漸之夕、時論噉々、真濟失^レ志隱居、云々とありて、實に御惱は急劇なるに、間もなく崩御あらせ給ひたるなれば、百官の「騷動失精」とは左もあるべし。殊に皇太子は、立場の當時、一部に反對者ありし上に、御幼冲といひ、且つ三代實錄に「二十七日乙卯、奉^レ迎^二皇太夫人^(藤原明子)於東五條宮、欲^レ令^レ擁^二護幼冲皇太子^一云々、陰陽寮奏言、夜有^レ星、入^二紫微宮、赤如^二炎火、長十餘丈、^(一)とあり、紫微宮は、陰陽道にて帝宮となすに、茲に星の入るとは、正しく反者、宸宮を犯すの凶兆なるに、赤くして炎火の如く、長さ十餘丈とあるに於ては、迷信の世態、警戒の程は察せらる。儲こそ、諸衛の人々、甲冑して萬一に備へしにて、稀有の御事なるも、情勢を察すれば、當然の事といふべし。文德實錄の最尾に、御事略を、「帝初自^レ登^二宸

極、垂^二心政事、性甚明察、能知^二人奸、專思^二天下昇平之化、不^レ好^二巡幸遊覽之事、仁壽齊衡之間、頗得^二嘉瑞、以薦^二陵廟、至^二于禁網漸密、憲法頗峻、天下以爲^二明、帝察^二々官署、屢聞^二補替遷除之事、吏人還懷^二廢罷解散之憂、又聖體羸病、頻廢^二萬機、撫運不^レ長、在位已短、天之降^レ命、蓋有^二數歎、于^レ時春秋三十有二、^(一)御在位僅に九年」とありて、御在位久しからんには、必ず御治績の隆昭を拜せしならんも、惜むべし。されば天安元年に、相阪の關を復置し、且つ大石、龍花の二關を置き、都鄙の境域を確立されしも、必ず深き叡旨の在らせられしならん。儲御葬地は、三代實錄に「九月二日庚申、大納言安倍朝臣安仁、中納言橘朝臣岑繼、參議平朝臣高棟、伴宿禰善男、從四位下行文章博士兼備前權守菅原朝臣是善、大藏大輔正五位下兼守左中辨高階真人岑緒、從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼、外從五位下行陰陽權助兼陰陽博士滋岳朝臣川人、外從五位下行陰陽助兼博士笠朝臣名高等、至^二山城國葛野郡田邑鄉真原岡、定^二山陵之地、^(一)とありて、六日に葬り奉り、文德天皇と諡を上る。世に田邑の帝とも稱へ奉る。三代實錄に「送終之禮、皆從^二儉約、一如^二仁明天皇故事、但變^二前例、只作^二方相^一而已、^(一)とあり。〔陰陽家の手法〕 儲右の山陵卜地の時の事を、今昔物語に、「五十五代文德天皇うせさせ給ひけるに、諸陵を點せんがために、大納言安倍朝臣安仁といひける人、うけたまはり、^(中)人々を引具して諸陵の所にゆきけり、其時に滋岡朝臣川人といふ陰陽師、^(中)道につきて、古へにも耻ず、世にならびなき者なり、それをもつて、諸陵のところを占じて、事終りぬれば、皆歸りけるに、深草の北の

程を行とき、川人、大納言のもとに、近く馬をうちよせて、ものいはんと思ひたる氣色を見せぬ、大納言、やがて心得て、これを聞くに、ひそかにいひけるは、年頃(中略)此道にたづさはりて、いまだあやまつ事なかりつるに、此たび大にあやまり候へけり、これに依て程なく地神追來るなり、貴殿と川人こそ、此罪をば負侍らめ、のがれがたき事にこそ侍れと、いたく騒ぎたる氣色にていへば、大納言すべて物覽えずなりて、たゞ我は、ともかくもわきまへず、いかにもしてたすけよといふ、川人云く、然りとて成まじきにもあらず、こゝろみにかくれ所をかまへんとて、跡より來る人すすめて、さきにやりて、二人は残り止まりて、日暮ぬれば、大納言も、川人も、馬よりをりて、馬をば家にかへしつゝ、大納言を田の中にすへて、其上に、かり置たる稻をとりつみて、川人ひそかにものをよみて立めぐり、其身も稻の中をひきあげて這入、大納言と一所にこぞり居たり、大納言は、川人がいたくさわぎてわなゝきふるふ氣色を見て、半ば死たる心地す、かく物音もせずして居たる程に、しばしばかりありて、千萬の人の足音して通りけり、既に行過ぬと聞つる者共、又かへり來て、物云をきけば、人の聲に似たれども、更に人にはあらぬ聲にて、此者どもは、此程にこそ、馬の足音はしつるが、いづち行けん、かの川人は、聞ふる陽陰師なれば、法術にて見へざる様にこしらへたるにや、然りとて通れおはらじ、土のそこをほりても探り出すべしとよばはるなり、然れ共敢て見へざるよしを口々にいひきはげば、主人と覺しきもの、假令今日こそ、かゝるゝとも、終

には會ざるやうやは有べき、今來む十二月晦日の夜半にもとめ得てん、各其夜集るべしといひてかへりぬ、其後大納言、川人、田より上りて、大息つき居たり、大納言曰く、地神のいひたるやうにあらば、終始通るべしとも覺えず、いかゞはからひ給ふにやとあれば、川人、其夜に至りて人にしらす、唯二人かくれ侍りなんといひて、各家にかへりぬ、斯て晦日に成て、川人、大納言のもとに來て、人にもしらす、夜に入て伴ひ出、嵯峨寺へ行て、堂の天井に上りて、川人は咒を誦し、大納言は三滿を唱へて居たりける(中略)夜半すぐる頃ほひ、異なる香ある、あたゝかなる風吹わたるに、堂なども、地震のやうにゆるぎたり、おそろしいともいふばかりなし、程なく鳥なきければ、天井より下りて、家にかへりぬ、わかるゝ時、川人、大納言にむかひて、川人なればこそ、かくは構へて通れぬるぞかし、今はおそれ給ふべからずといひて去にけり、大納言は、數々川人を拜せられけり、とあり、其安仁の行性は、如何といふに、三代實錄貞觀元年四月廿三日、其薨去の條の略傳中に「侍奉太上天皇於嵯峨(中略)爲院別當、事無大小、委決安仁、先是、院事壅滯、男女多愁、安仁旬日之間、平理辨行、太上天皇深嘉之(中略)太上天皇嘗從容評議諸國吏之優劣、以爲、未若安仁爲信濃介之能、後人莫之及、即賜牙笏、玉帶、金魚袋、并御衣一襲、有識相賀云、此賞是宰相之鴻漸也(中略)安仁達練政體、明解朝章、每有奏議、應對無滯、とあれば、今昔物語の話は信すべくもあらざれど、當時陰陽家が世上に對して、僧巫と同様なりし一斑を知るに足る。

第五章 藤原政治

第二十二節 幼帝と人臣攝政との始

臣下の攝政の初見、政刑は寛を主とす——曆日の變改——宣明曆の頒行——董仲舒の祭法——男山八幡宮、僧行教、清和源氏と八幡——御靈會の勅修——官界の戒飾、返舉慮納と未納未進——戸口増加の偽報告——御讀書始と孝經——良房六十の賀に内宴を賜ふ——御元服——農耕を觀覽に供し京師の貧人を賑はす——釋典式を頒つ

〔臣下の攝政の初見、政刑は寛を主とす〕 天安二年十一月七日、皇太子、太極殿に御即位あり（清和天皇）。時に寶算僅に九。本朝御幼冲の御即位は之を始とす。依て太政大臣藤原良房、先帝の遺詔に依て萬機を攝行す。之を人臣攝政の始となす。時に左大臣は源信（嵯峨の皇子）、右大臣は藤原良相なり。そも攝政の職は、職原抄に「大臣兼之、（中）清和天皇幼而即位、外祖忠仁公（良房）、奉文德遺詔、而爲攝政、是本朝以人臣爲攝政之初也」とあり。但し遺詔は單に御口頭に止りしと見え、詔書、宣命の如きも史上に見えず。神皇正統記に「第五十六代清和天皇、（中）水尾の帝とも申、（中）我朝は、幼主、位に居給ふことまれなりき、此天皇、九歳にて即位、（中）踐祚ありしかば、外祖良房の大、始めて攝政せらる、攝政といふ事、唐土には、唐堯の時、虞舜を登用て、政をまかせ給ひき、

これを攝政といふ、（中）殷の代に、伊尹と云聖臣あり、湯及び太甲を輔佐す、是は保衛といふ、阿衡とも云、其心は攝政なり、周の世に周公旦、（中）成王の叔父なり、武王の世には三公につらなり、成王わかくて位につき給ひしかば、周公みづから南面して攝政す、（中）漢の昭帝又幼にて即位、武帝の遺詔により、博陸侯霍光、（中）大司馬將軍にて攝政す、中にも周公、霍氏を先蹤とも申める、本朝には、應神生まれ給ひて、襁褓にましくしかば、神功皇后、天位に居給ふ、然れ共攝政と申傳えたり、是は今の義にはことなり、推古天皇の御時、厩戸の皇太子、攝政し給ふ、是ぞ、帝は位にそなはりて、天下の政、しかながら攝政の御まゝなりける、齊明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子、攝政し給ふ、元明の御世の末つかた、皇女淨足姫の尊、元正天皇の御事也、しばらく攝政し給ひき、此天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、まさしく人臣にて攝政する事ははじまりにける、（中）良房の大臣、攝政せられしより、彼一流につたはりて、絶ぬ事になりけり、君は外孫にましませば、猶も専らにせらるるとも、あらそふ人あるまじくや、されど謙退の心ふかく、閑適をこのみて常に朝參などもせられざりけり」とあり。其謙退とは、想ふに良房、空前の攝政（人臣として）となりしなれば、然るべき筈にて、三代實錄貞觀元年（天安四年四月十五日改元）六月十三日の條に良房の上表に依て、太政大臣の祿法を左右大臣に准じ、且つ資人、帶刀等を停めたるは、即ち謙退の意に出でしにて、これのみならず、専ら人心を收攬するに勉めたる様子は、往々政刑の寛和を主とせる

にても察せらる。是れ亦當時良房の身にとりては、最も肝要の事といふべし。其一二を述べんに天安二年十二月八日に、太政官の論奏に依て、是より先き、對馬島下縣郡擬大領直氏成、上縣郡擬少領直仁德等、部内の百姓及び從者を率ひ、兵を發して、對馬守立野正岑、從者榎本成岑等を射殺せしは、皆斬に當るも、大赦(即位に就て)ありしを以て、死を減じて遠流に處せり。翌貞觀元年十二月二十七日の太政官の論奏に、前越後守伴龍男は、從士公彌キ侯廣野等をして、書生物部稻吉を毆殺せしむ、こは、是より先き稻吉が、越後守伴龍男、官物を犯用せる由を太政官に訴へたるを以てなり、依て狀を刑部省に下し、斷案せしめしに、恩赦に議決せるを以て、直ちに放免せり。但し此龍男は、上總介として赴任せしに、前上總介和氣豐永と交替に際し、官物に缺失多しといふを以て、豐永を禁囚したるに、豐永之を冤なりとして訴へたるより、太政官の處分に依て、豐永の禁を解かれたるを見れば、隨分諸事苛酷に行ひしならん。又前豐後守石川宗繼が百姓の財物を冤奪せる由を、豐後介山口稻床、之を證して上申せしも、亦恩赦せり。又前左馬權少允清岑田繼、少允紀令名、少屬安倍有之、麻績部清道、史生田邊宅主、騎士余廣主、恩智貞吉等、私馬を官馬として飼養したるを、刑部省亦考訊する所なくして恩赦せり。依て詔に、龍男、宗繼及び左馬寮官人等の枉犯は、年月日も經過したればとて、其漫りに赦旨を適用したるは不可なるも、原免すべしとありて、刑部省には問ふ所なかりき。貞觀二年には、美濃國惠奈(今の惠那)郡の人縣萬歲磨、百姓三人を殺す、依て法官其

罪を斷じて斬刑に當てしも、特に一等を減じて遠流に處せり。此等のこと三代實錄に見えたり。但し死罪は、桓武天最の御時以來、概ね執行なかりしは、蓋し佛陀の哀愍慈悲に拘泥したるも、茲に至り最も寬に從はれしは、即ち表面は、幼帝の御仁惠を示せるに相違なきも、裏面は、攝政の施恩を意味せるを察すべし。

〔曆日の變改〕 さるからに仁政に伴ふは即ち祥瑞なれば、貞觀二年に、僅か一日の差にて、朔旦冬至ならざるを遺憾とし、強ひて曆を變改せるは、今より考ふれば笑ふべきの至りなれど、朔旦冬至は國家の最祥といふより、天皇を祝し奉るの衷情に出でたるは勿論なれど、半は攝政の自慶も意味せるなり。三代實錄貞觀二年に「十月廿三日己巳、勅從四位下行文章博士兼播磨權守菅原朝臣是善、正五位下守權左中辨兼式部少輔大枝朝臣音人、正五位下守右中辨藤原朝臣冬緒、從五位上大學博士大春日朝臣雄繼、從五位下守主計頭兼行木工助サシ博士有宗宿禰益門等曰、今年一章十九年、准據先例、當有朔旦冬至、而曆博士眞野磨等所上曆日、冬至在十一月二日、若於經史、有可進退之理乎宜議而奏之、是善等奏議曰、謹案、眞野磨所執、以爲依日分小餘不足、不得合朔、論之曆術、理若當然、但案曆經註云、月行遲疾、曆則有六六六小、以日行盈縮增損之、云々、當察加時早晚、隨其所近而進退之、使不過六六六小、其正月朔、若有交加、時正見者、消息前後一兩月、以定大小、令虧在晦者、以此言之、既有進退之理、而今當年曆八月大、九月小、十月大、

閏十月小、然則以二小月爲大、自得朔旦冬至、夫朔旦冬至者、曆數之所始、帝王之休祥、既云避凶而在晦、何不遂吉以退朔、昔唐太宗貞觀十四年、有閏十月、即得朔旦冬至、太史令傅仁均、以癸亥爲朔旦冬至、而宣義郎李淳風、案古曆分日、以爲甲子宜在朔旦、詔下公卿及諸有識、於是國子祭酒孔穎達等十有四人、尙書八座、請從淳風議、有詔可之、雖然、至於後年、不見昇耀之愆、爰知、一日進退、未足爲妨、又尙書百釋云、頻大消之、案其意義、每至章部之歲、必欲令得朔旦冬至、故頻置大月、至於三四、夫六六小者、曆術之常法、况今唯置七大、既得合朔乎、又勅外從五位下行曆博士兼備後介大春日朝臣眞野麿、外從五位下行陰陽助兼權陰陽博士笠朝臣名高等、曰、今諸有議等僉議云、今年可置朔旦冬至、若依此說、遂吉置朔者、於後年曆、得節氣不錯誤、眞野麿等奏言、謹檢術法、無依吉進退之文、仍今年不置朔旦冬至、但依群臣議、置之可無望晦朔之差、於是詔從是善等之議焉、二十五日辛未、宣詔百官及五畿七道諸國云、今年當有朔旦冬至、而曆家偏依日分不足、置於二日、今稽之故實、既有改定之理、宜改閏十月爲大、即以十一月二日丁丑爲朔旦冬至、とありて、中々の論戰なりしが如し。されど曆家も時の勢ひに屈伏して、遂に曆日を改むるに至れり。依て十一月朔旦冬至には百官、賀表を上り、天皇、前殿に御して宴を賜ふ等、總べて前例の如く行はれたり。

〔宣明曆の頒行〕

されば是等に依てか、貞觀三年に改曆を行はる。但し文德天皇天安元年に、曆

博士大春日眞野麿等の奏請に依て、大衍曆經を廢して、五紀曆經に依て新曆を造らしめしが、是に至り眞野麿等、更に奏議す。三代實錄に、六月十六日己未、頒行長慶宣明曆經、先是、陰陽頭從五位下兼行曆博士大春日朝臣眞野麿奏言、謹檢、豐御食炊屋姫天皇推古十年十月、百濟國僧觀勒、始貢曆術、而未行於世、高天原廣野姬天皇持統四年十二月、有勅始用元嘉曆、次用儀鳳曆、高野姬天皇稱德天平寶字七年八月、停儀鳳曆、用開元太衍曆、厥後、寶龜十一年、遣唐使錄事故從五位下行內藥正羽栗臣翼、貢寶應五紀曆經云、大唐今停太衍曆、唯用此經、天應元年、有勅令據彼經造曆日、無一人習學、不得傳業、猶用太衍曆經、已及百年、眞野麿、去齊衡三年、申請用彼五紀曆、朝廷議云國家據太衍曆經、造曆日向矣、去聖已遠、義貴兩尊、宜暫相兼不偏用、貞觀元年、渤海國大使馬孝愼、新貢長慶宣明曆經云、是大唐新用經也、眞野麿試加覆勸、理當固然、仍以彼新曆、比校天平十二年等曆、不復與彼新曆相違、曆議曰、陰陽之運、隨動而差、差而不已、遂與曆錯者、方今大唐開元以來、三改曆術、本朝天平以降、猶用一經、諱言事理、實不可然、請停舊用新、欽若天步、詔從之、とあり。但し先きには聖を去る已に遠しとて、今を以て古に如かずとなせしも、茲に至りて其言なかりしは、蓋し朔旦冬至の一事よりして、亦云爲する能はざりしならん。

〔董仲舒の祭法〕

曆日すらも成るべく祥瑞に當てんとせる程なれば、其他の迷信は察すべし。さ

れば僧巫の外に、陰陽家にまで祈禱等を命せられ、貞觀元年夏秋の際、畿内、雨頻りなりしかば、八月三日に、備後權介藤原山蔭、陰陽權助陰陽博士滋岳川人等を大和國吉野郡の高山に遣して、董仲舒の祭法を修せしめらる。董仲舒の祭法とは如何なる仕方なるかは、史上に委細を記せざるも、三代實錄に「螟蟻(おほねむし)賊害五穀之時、於害食之州縣内清淨處、解之攘之、故用此法」とあり、亦禁厭の類なるべし。

〔男山八幡宮、僧行教、清和源氏と八幡〕

彼の男山八幡宮の創建も乃ち貞觀元年なり。元亨釋書に「釋行教、武内大臣之裔也、居大安寺、貞觀元年、詣豐前國宇佐八幡神祠、一夏九旬、晝讀諸大乘經、夜誦密呪、法樂已滿、夢、大神示曰、久受法施、不欲離師、師回王城、我又隨行、居王城側、當護皇祚耳、教漸著山崎、其夜又夢、大神曰、師見我所居、俄覺、便起見東南、男山鳩峯上現大光、凌晨至光處、實靈區也、教便錄二事表奏、帝詔橋工部、准宇佐祠規、建新宮、世云、教祈見大神本身、於是彌陀、觀音、勢至三像、現袈裟上、因是教内安三像」と、石清水八幡宮護國寺略記に、前文の續きに「參上公家令奏聞、爰以九月十九日、下勅使、令實檢點定、次下宣旨木工寮、(中)即以寮權允橋良基、令造立六宇寶殿、三宇寶殿、三宇禮殿」とあり。蓋し前章にも述べたる如く、聖武天皇は遙かに應神天皇、神功皇后の聖蹟を御欽慕あらせられ、又此朝よりして、藤原氏漸次政局に勢力を占め來れるに、今や良房萬機を攝行するに當り、行教、八幡大神の感應を唱導して、是に至れるなり。

されば良房も、自身を畏くも神功皇后の攝政に、天皇の御幼冲を應神天皇に擬し奉り、隨喜渴仰して新宮を創建せるにて、實は聖體守護神の第一と仰ぎしならん。そは後ちに天皇第六の皇子貞純親王の御子經基王に源姓を賜ひしに、世に之を清和源氏と稱し、八幡宮を以て氏神と奉崇せるにても察せらる。元來氏神とは、即ち藤原氏の春日社の如く、其氏祖神の謂ひなるに、清和源氏(自餘の源氏は然らず)にして、八幡宮を以て氏神と奉崇する、當らざるは勿論なれど、祖皇の守護神なれば、自から祖皇と一體と見做してなるべし。又三代實錄、貞觀三年二月、太宰大貳清原岑成卒去の條に「立性清直、不拘小節、初爲大和守、盛改造官舍、有能名、至子爲大貳、西府倉屋破壞特甚、有意修造、不遑寧居、伐神社之木、充結構之用、或人諫云、此神見稱有靈、崇答所致、不利於人、岑成拒而不肯、強令伐取、因此受病、不幾而卒」とあるにても、其上下の思想は推測せらる。されば貞觀元年三月、詔して、出羽國の俘囚道公字夜古、道公字奈伎を度するを免す。是より先き、出羽國國司の上言に、件の俘囚等、幼より野心を棄て、深く異類を愧ぢ、佛理に歸依し、苦みて持戒を願ふとあるを以てなり。即ち宗教の發展、遠く夷人種にまで及ぼせるを知るべし。

〔御靈會の勅修〕

さるからに御靈會ミヤマツルイの勅祭、一層盛大に行はるゝは、此御時に防れり。三代實錄貞觀五年の條に、五月二十日壬午、於神泉苑、修御靈會、勅遣左近衛中將藤原朝臣基經、右近衛權中將兼内藏頭藤原朝臣常行等、監會事、王公卿士、赴集共觀、靈座六前、設施几筵、盛陳花果、恭敬薰修、

延_二律師慧達_一爲_二講師、演_三說金光明經一部、般若心經六卷、命_二雅樂寮伶人_一作_レ樂、以_二帝近侍兒童及良家稚子_一爲_二舞人、大唐高麗更出而舞、新伎散樂競盡_二其能、此日、宣旨開_二苑四門、聽_二都邑人出入縱觀、所謂御靈者、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、及觀察使橘逸勢、文室宮田麿等是也、並坐_レ事被_レ誅、冤魂成_レ厲、近代以來、疾病繁發、死亡甚衆、天下以爲、此灾御靈之所_レ生也、始_二自_二京畿、爰及_二外國、每_レ至_二夏天秋節、修_二御靈會、往々不_レ斷、或禮_レ佛說_レ經、或歌且舞、令_二里貫之子_一靚粧馳射、臂力之士袒裼相撲、騎射呈_レ藝、走馬爭_レ勝、倡優嫚戲、遞相誇競、聚而觀者莫_レ不_二填咽、遐邇因脩、漸成_二風俗、今茲春初咳逆成_レ疫、百姓多斃、朝廷爲_レ祈、至_レ是乃修_二此會、以賽_二宿禰_一也、とあり。即ち其初めは、疫病の行はるゝは、冤罪を以て死せる方々の祟りとして、此靈を慰めんために民間に行はれしは、僧巫の唱導に出でしは勿論にて、其事漸々畿外諸國にまで行はれ、年々に盛大に赴きしも、其狀は所謂淫祀雜劇に同じければ、之を禁制あるべきは當然なるに、遂に時風に化されて、朝廷も亦之を行ふに至れり。

〔官界の戒飭返舉虚納と未納未進〕

右の如く、良房、攝政として、政刑は概ね寛を主とし、傍ら神佛の崇敬に勉めて、専ら人心の收攬を計しりも、官界に對しては、大に戒飭を勉めたり。其一二を述べんに、三代實錄貞觀四年三月二十日の條に、「詔、五畿七道諸國、責_二醫師博士解由、先_レ是下野介伴河雄奏言、年中輸貢調庸雜物、色數非_レ少、而民弊人奸、未進限積、實是綱丁盜犯、使者解緩之所_レ致

也、今在任博士四人、醫師三人、皆非_二練_レ道受_レ業之輩、空費_二俸料、無_レ益_二生徒、請_一一准_二史生、差充_二綱領、若不_レ請_二返抄、責_二其解由、令_レ償_二欠負、(略)從_レ之、と。尋で畿内に詔して、「出_二舉官稻、簡_二點民徭、歷代相沿、百王不易之政也、方今淳源已遠、薄俗逾滋、不欺之德罕_レ聞、苟免之行流競、遂乃貢賦逋懸、公私闕乏、返舉虚納、何國不_レ然、未納未進、諸郡皆是、雖_レ頻下_二格制、務加_二催督、而日不_レ如_レ古、彌以過甚、貪吏不_レ免_二奪俸之苦、弱人多_レ失_二懷士之心、上下同嗟、首尾難_レ救、又每_二國司遷代分付受領、缺損所_レ積、十而三四、(略)今須_二國內所_レ有諸民除_二非賜墾田、其納_レ租之法、皆增_二於舊例、京戶土人口分田、舊例段別一束五把、今增_二加一束五把、雜色田段別五把、因即京戶成免_二徭分、土人復_レ徭二十日、但土人例役之内、所_レ不_レ足者、便以_二民稻、充_二於功食、凡厥年中雜用、皆當_レ以_二彼稻_一支給、但當_二非常異損之年、應_レ輸_二地利、(略)唯彼國田少租乏、難_レ支_二例用、如無_二出舉、恐乖_二遠圖、(略)云々、返舉虚納、未納未進、國郡皆然りとあれば、當時國司等の懈怠、再び甚しかりしを察せらる。されば此年四月の條に「十五日癸丑、詔曰、(略)即位以還、五_二年于茲、徒聞_二府帑空竭、經用不_レ支、貢賦逋懸、吏人嗟_レ毒、未_レ得_二所以救_レ之之要術、(略)宜_二參議以上各論_二時政之是非、詳_二世俗之得失、傷_レ化害_レ人、不_レ便_二於時_一者、節_レ用謹_レ度、當_レ利_二於國_一者、並盡_二昌言、以沃_二朕心、とあり。されど其奏議は史上に見えず。唯右大臣藤原良相が、時事を婉曲に論せし末に、人才の擧用を第一なりとして、其人を指せしと(良相は當時良吏の名あり、貞觀元年二月に、奏請して、私第一區を以て崇親院を建て、藤原氏の人にして居宅なき

者を此處に置き、施藥院に隸して、其所の諸什器物は、施藥院司に掌らしめ、又延命院を建て、勸學院に隸し、藤原氏の病患ある者を療せん事を允されたるにても、一斑は察せらる。貞觀六年正月に、「二十日乙卯、左京大夫兼山城大和守正四位下紀朝臣今守上言三事、其一、復舊出舉正稅事、貞觀四年三月二十六日格云、除諸寺燈分料之外、悉停出舉、但增收田租、以充例用并年中雜用者、令檢彼年稅帳、可收租稻、其數乏少、曾不足徭丁之功食、多費用往年之正稅、其二、減徵田租事、同前格云、田租恒例、段別一束五把、今增加口分田段別一束五把、雜色田段別五把者、而國內水田不必一等、上中田少數、下々田多數、至徵田租、動致未進、加之下田已下無人買作（今の小作なり）、然則、田疇荒廢、翅足可待、其三、増加民徭事、同前格云、民徭三十日、今復二十日、若不足例役者、給功食、雇役、其料用租內者、今准格旨、給功食、役、而民無休息、徒盡官物、須依今年正月七日之詔（七日の詔は天皇御元服の恩赦に「天下百姓乃徭十日免賜布」とあるをいふ）、永復二十日、可役二十日、今守等守格旨、施行民間、而慣古先之舊規、嫌當今之新制、不早改張、恐致公損、云々と奏聞して、允可ありたるとのみなり。蓋し當時諸國は、漸次畿内に密接するに従ひ、諸般の事物、日々に發展し、加ふるに佛教興隆に依て、種々の國祭、又は地方限りの法會など増加せるより、延暦の制度にては、地方官即ち國衙の經濟は、主として不足を來し、從て民間亦同じ。故に國衙に於ては、從來制定の外に、民間に賦課せざるを得ず。是れ則ち租稅の増加、徭役の繁多となる。其

増加は即ち現今の地方稅なり。依て民間に在りては、賦課の増加に従ひ、出舉の未納及び地方稅の未進となり、徭役の繁多は、延いて農事の上に及ぼして、遂に田圃の荒廢、即ち正稅の未進、不納となる。殊に此際に國司等の奸濫ありとせば、當時の情況察するに餘りあり。されど如上の趨勢なれば、循吏と雖も、地方經濟を處理するに於ては亦如上の處置を執るの外なし。古今經濟處理の至難は、同一轍なり。されば地方官の一部に於ての情況は、同書貞觀二年に、九月、陸奥出羽按察使平高棟の奏上に、邊陲の吏は、郷を去ること遼遠なるに、公廩の外、復た資糧なし、然るに未納あるに至りては、抑へて之を充て行はず、願くは太宰府司の公廩に准じて、未納あるも、正稅を以て之に給し、永く恒例となさんとありて、允可ありしにても知るべし。

〔戸口増加の偽報告〕 又中には、戸口増加の功程を上つるに、違制の處置もありしは、同書貞觀六年に「正月二十五日壬子、頒下五畿七道諸國、不聽、以不課口計、戸口增益之功、先是、主計察言、檢案內、諸國之功、准據令條、以不課六人、准正丁一人、承前之例、行來尙矣、今疫死百姓無國不申、因茲、課丁減除、貢賦數少、而國司等、偏執戸口增益、以不課男女、編附簿、或國一萬餘人、或國五六千人、空有增益之名、曾無一物之貢、檢之政途、甚乖公平、請自今已後、以不課人不入功口、太政官處分、依請焉、」とあり。地方官として、其管下人口の增益は、其功績たるは勿論なれば、之を録上して其違制を顧みずとは、其功を欺くにて、尤も卑劣の行爲なるも、戸口の増加は、即ち